

人口問題研究

第 186 号

昭和 63 年 4 月刊行

貸
出
用

調査研究

- わが国における多胎出産分析……………今 泉 洋 子… 1~13
 結婚後の競合を考慮した親子同居可能率のモデル……………廣 嶋 清 志…14~34
 中国少数民族の人口研究序説……………若 林 敬 子…35~57

研究ノート

- 『ひのえうま』の死産について……………坂 井 博 通…58~63

資料

- 人口変動と世帯構造—山形県—農村の事例……………清 水 浩 昭…64~71
 池ノ上 正

書評・紹介

- Kingsley Davis, et al.(ed.), *Below-Replacement Fertility in Industrial Societies: Causes, Consequences, Policies* (阿藤 誠)……………72
 中国社会科学院人口研究中心(編)『中国人口年鑑』(1985)(若林敬子)……………73

統計

- 都道府県別, 女子の年齢(5歳階級)別特殊出生率および合計特殊出生率: 昭和61年……………74~75

雑報

- 人事の異動—一定例研究報告会の開催—資料の刊行—昭和62年度人口問題研究所評議員会—
 応用計量経済学会第24回国際学会(人口モデル)—国際人口学会「イベント・ヒストリー
 分析」に関するセミナー—国際人口学会(IUSSP)理事会—国際人口学会「アジアにお
 ける出生力転換: 多様性と変化」に関するセミナー……………76~81

結婚後の競合を考慮した親子同居可能率のモデル*

廣 嶋 清 志

1. はじめに

20代、30代の子世代が親と同居する割合（同居率）は戦後一貫して低下してきたが、低い出生率のもとに生まれた世代が世帯形成期に入るにしたがい逆に上昇し始めるとの予想のもとに、筆者はこのような人口学的制約を取り入れた親と子の同居率の分析モデルを提示し、このモデルを用いて過去および将来の親子の同居率を推計した¹⁾。この推計によると、予期したとおり20代、30代の子世代の親子との同居率は1975年を底としてやや持ち直し若干上昇に向かい、逆に60代、70代の親世代の子との同居率はさらに低下し続けるという結果となった。この1975年以後の推計結果は現在までのところ、その後の現実の親子同居率の観察によってほぼ裏付けられた²⁾。将来の親子同居率の推計値は、住宅や福祉の需要の将来値を推計するための参考資料として用いられており³⁾。その有効性についてさらに検討を加えておく必要があると思われる。

一方、Zeng Yi は同居の可能性を人口学的要因で表現するのに、筆者の用いた式と類似の数式を用い、出生力低下の結果親と子の同居率が高まり非核家族化が進むことを確認するとともに、非常に低い出生力の場合はさらに事態が逆転し、親が子と同居する割合が低下し再び核家族化が進行するという重要な指摘を行った⁴⁾。この「超低出生力による核家族化の再出現」は筆者の前記のモデルでは無視されている。しかし、わが国の最近の出生力は合計出生率（total fertility rate）で1.7

※本稿は1987年6～9月IIASA（International Institute for Applied Systems Analysis）のPopulation Programで行った研究の一部にもとづいている。研究の機会が与えられたことに感謝したい。この研究に対するDouglas Wolfの有益なコメントに感謝する。

- 1) 廣嶋清志、「戦後日本における親と子の同居率の形式人口学的分析モデル」、『人口問題研究』第167号、1983. 7, pp. 18 - 31.
同、「戦後日本における親と子の同居率の人口学的実証分析」、『人口問題研究』第169号、1984. 1, pp. 31 - 42.
同, "A Basic Demographic Condition for Living Arrangement: Formal Demography of Parent-child Co-residentiality", (Seminar on the Later Phases of the Family Life Cycle in Berlin), IUSSP, 1984. 9, 27 p.
- 2) 廣嶋清志、「最近の世帯主率変動の要因」、『人口問題研究』第183号、1987. 4, pp. 62-69.
同, "Recent Change in Prevalence of Parent-child Co-residence in Japan", 『人口学研究』第10号、1987. 5, pp. 33-41.
- 3) 石原邦雄、「子らとの同別居の将来予測」、福武直、青井和夫編、『高齢社会の構造と課題』、東京大学出版会、1985年、pp. 155-164。
経済企画庁総合計画局、『21世紀居住の展望と課題』、1987年6月、P. 32, 46-48.
- 4) Zeng Yi, "Changes in Family Structure in China: A Simulation Study", *Population and Development Review* 12-4, December 1986, pp. 675-703.
—, "The family status life table: an extension of Bongaarts' nuclear family model", *Netherlands Interuniversity Institute Working Paper*, no. 70, May 1987, The Hague.

前後の極めて低い水準にとどまっております、今後もこの程度の水準が継続した場合や、また中国の一人っ子政策が文字通りに実現された場合などには、この現象は無視できない要因となる可能性もある。したがって、今回はこの現象を取り入れて扱うことのできるモデルを提案することにする。

2. Zeng のモデル

前回のモデルでは親が子を1人以上もっていた場合、子との同居の可能性は完全であるものと考え、子との同居が不可能なのは結婚していないとか結婚していても子がない場合のみであると考えた。これに対して、Zengは(1)親が1人以上の子をもっているにもかかわらず同居できない場合があるとし、同居できない親が発生するのは、その人口全体の家族再生産率⁵⁾ G つまり「子供1人以上もっている親1組当たりの子供数の2分の1」⁶⁾が1より小さくなるときであり、(2)その同居できない親の割合は $1 - G$ であることにした。なお、 $G = 1$ というのは低死亡率のもとで無子率などを考慮すると夫婦1組当たりの出生児数約1.9人、合計出生率約1.7に相当する。

以下、Zengのモデルの設定(1),(2)に対応して、(1)親が1人以上子を持っていても子と同居できない場合とはどういう場合か、(2)同居できない親の割合はどれだけかを順次検討してみよう。その前に同居可能率の概念について考察しておく。

3. 同居可能性の計測

1) 純同居可能率と総同居可能率または同居可能割合と同居可能数

本モデルで同居可能性を計量的に表現するにあたって、あらかじめ同居可能率について考察しておこう。同居可能率とは同居可能性を定量的に表現する値であるが、これには2種のものが考えられる。

第1は、各人が同居の相手を持つ確率を指す。この同居可能率は個人々人に対して同居が可能の場合100%、不可能を0%としてその間の連続な値で定義される⁷⁾。これを前回のモデルでは同居可能率と呼んだ。今、ここではこれを「純同居可能率」net coresidability rate (NCR)と呼ぶことにしよう。

5) Zengは G に名称を与えていない。

前回モデルでは、子の親との同居可能率 $c_G = 2 s_p / \bar{n}_0 s'_c$ の逆数を筆者は「家族再生産率」と呼んだ。これは子の方からみた家族再生産である。ただし、 s_p は子の出生後少なくとも一方の親の生き残る確率、 $\bar{n}_0 s'_c$ は子のきょうだい1組の平均残存人数、 \bar{n}_0 は子出生時における子数1以上の親についての平均出生児数。

$$s_c \text{ は子の出生からの生残率で、 } s'_c = s_c \cdot \frac{1 - f_0}{1 - f_0 - \sum_{n=1}^{\infty} f_n (1 - s_c)^n}$$

f_n は n 人の子をもつ親(既婚女子)の割合。

6) ただし、実際にはZengのモデルは女だけの単性であるのでこれを「子を少なくとも1人以上もつ母親1人当たりの娘の人数」と表現し、安定人口を前提にし、子が再生産年齢に達することを前提にするので純再生産率NRRを用いて、 $G = \text{NRR} / (1 - n_1)$ と表している。ただし n_1 は女子のうち無子の割合。脚注4)文献参照。

そもそも、Zengのモデルは基本的に単性モデルであるので、結婚関係の形成のしかた自体によって同居の可能性が左右されるという問題を扱うには無理がある。

7) 前回のモデルでは親に対する子との同居の可能性は同居、非同居の2つの状態で、二分的に設定され、子に対する親との同居の可能性は連続な値で設定されたが、今回のモデルではどちらに対しても同居の可能性は個人々人に連続な値で定義される。

う。これを全人口について平均すると、これはその人口の中で同居可能な（100%可能な）人の割合とみなすことができるので、人口の「同居可能割合」proportion coresidable ということもできる。

第2には、各人がもつ同居の可能な相手方の数を指す。親子同居の場合同居の相手は親や子夫婦の場合もあり人数というより組数といった方がよい場合もあるが、これは0人から1人、2人…理論的にはいくらでも大きな値をとることができる。この同居可能率を「総同居可能率」gross coresidability rate (GCR)と称し、これは各人が平均何人(組)の同居可能な（100%同居可能な）相手をもつかを示す。したがってこの同居可能率を「同居可能数」average coresidable number ということができる。これは前回のモデルでは用いなかったものである。

これは明らかに純同居可能率と異なるが、0人から1人の間については純同居可能率と全く同じ値になる場合がありうる。後で述べる理想結婚や完全養子が行われるという特殊な場合である。

2) 総同居可能率、同居可能数の必要性

では2つの同居可能率のうちどちらを採用するのが望ましいのだろうか。同居実現率（つまり同居が可能な人が実際に同居する確率）がかなり高いとき、すなわち実際の同居の発生が人口学的に同居可能かどうか（つまり同居の相手がいるかどうか）に主として縛られる状況のときには、純同居可能率つまり同居可能割合で十分と考えられる。しかし、近年の日本の親子のように同居が選択的な行為となってきて、同居実現率がある程度低くなると、単に人口学的に可能かどうかだけでなく、どれだけの選択の可能性 availability をもっているかが問題になってくる。この場合は大きければ大きいほど同居の発生に有利に働くと考えられる。たとえば、純同居可能率が同じ100%でも、同居できる子（夫婦）を1人だけもつのと2人もっていてその中で選択することが可能だというものを比較すると、現実に1人以上と同居するわけではないが同居できる子を1人もつより2人もつ方が実際に同居が発生する率は高くなるだろう。そこで1以上の同居の可能性を切り捨てないことにして、各人が1を超える同居可能性をもつことを許容する同居可能率として総同居可能率を定義するのである。

今回のモデルでは同居可能性を表すのにこの2種の同居可能率をともに用いることにする。

3) 人口における総同居可能率

総同居可能率つまり同居可能数は人口全体における親と子の直接的な量的な対比によって求められるので、その定式化は比較的容易で、親についての子との総同居可能率は「子/親比」、子についての親との総同居可能率は「親/子比」で表わされる。前者は生きている親1組に対する平均の子の組数であり、後者は生きている子1組に対する平均的な親の組数である。ここで子の組数というのは結婚を前提にして子の平均的な数を2分の1したものである。子/親比は家族の再生産を親から子の方向にみているものであり、親/子比は子から親の方向にみているものといえる。

さらに具体的な定式化は8の3)で述べる。

4. 子との同居不可能性または親の過剰の発生原因

Zeng のモデルの(1)の設定のように、「1人以上の子をもつ親の中で子と同居できない親が発生するのは全人口の家族再生産率 G が1より小さいとき」としてよいのだろうか。まず、これはさきに定義した同居可能割合を同居可能数で計ろうとするもので原理的に誤りである。ただし、同居可能割合が同居可能数に一致する場合がありうる。以下にこのことを検討しよう。

1) 親子関係をもつ人口の結婚連鎖への分割

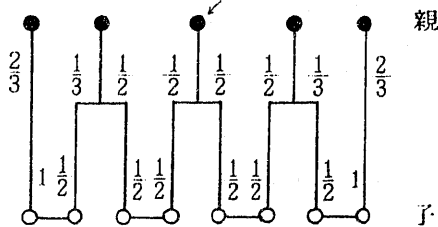
一般に、人口は親子関係をもつ人口とそれをもたない人口に分けられる。後者は子をもたず、かつ親を亡くした人口で構成されている。しかし、これからはこの前者つまり親子関係をもつ人たちのみで構成される人口を考えることにする。この人口は子を1人以上もつ親かその子のみで構成されている。以下で、単に人口という場合この親子関係をもつ人口のことを指すことにする。ただし、この限

定は6章までで、7章以下、実際に用いるモデルではこの限定はない。この限定は以下の議論の必要のためのものである。

この親子からなる人口では、親のない子や子のない「親」が存在しないため、子/親比および親/子比はそれぞれ前述の家族再生産率 G とその逆数 $1/G$ に一致する。つまり総同居可能率は G または $1/G$ で表わされる。

さて、一般に複数の親子は子同士の結婚によって相互に結び付けられている。いく人かの親と子が複数の結婚によって互いに結び付けられて一群をなすこの集団を結婚連鎖 marriage chain と称し、これに含まれる親や子の間には結婚関係が存在するというにすることにする。この結婚連鎖には1人っ子同士の結婚によってつくられるもののように(図2の左)、孤立していて非常に単純な場合もあるが、現実には多くは相当大きくしかも複雑である。しかし、いずれにせよ個々の連鎖は有限の大きさをもっている。今、後の説明の便宜のため簡単な例を図1に示す。これらの図において●は親1組を示し○は子1人を示す。

図1 1人っ子2組と2人きょうだい3組からなる結婚連鎖



↙印の親も子と同居できない可能性がある。
上の数字は子との同居可能率、
下の数字は親との同居可能率、
本文参照。

なお、結婚していない子も結婚連鎖に含め、その子を子1組と考える。したがって、もっとも簡単な結婚連鎖は親1組と未婚の子1人からなるものである。

このように親子関係をもつ人口は大小様々な結婚連鎖によって覆いつくされており、当然、単一の結婚連鎖によって構成されるのではなく、いくつかの結婚連鎖に分けられるものと考えられる。このことは結婚連鎖によって人口が作られているということである。

2) 人口と結婚連鎖の家族再生産率 G

家族再生産率 G は個々の親子についても定義でき、親に対する子の組数(子の数の2分の1)とすることができ、同様に結婚連鎖についてもその全体について親の組数に対する子の組数の比率とすることができる。図1の場合 $4/5$ である。人口全体についても直接にその内部の親の組数に対する子の組数の比率として定義できるが、同時にその人口の内部の結婚連鎖ごとの家族再生産率の加重平均としても表せる。これを家族再生産率の平均値性ということにしよう。

3) 結婚連鎖における子の不足、親の過剰

一般に、親は自分の子との同居をめぐる子との配偶者の親と競合するのであるが、とくに、子供1人の親はその子が配偶者の親と同居するかもしれないので、子と同居できない可能性があるのである。

しかし、ある親の子供数が2人以上でも、子供数1人の親が存在することの影響を受けて、その親が自分の子と同居できない場合がある。これを例によって示そう。今、1人きょうだい2組と2人きょうだい3組計5組がそれぞれ結婚し4組の子夫婦となった場合(図1参照)で、1人きょうだい2組がみなそれぞれ自分の親と同居し、2人の子をもった親2組も残る1人の子と同居したとすると、2人の子をもった親1組(図1の↙印)は子と同居できなくなる。このように、子供数1人以上の親でもその子の結婚のしかたによっては、子と同居できなくなる可能性があるのである。

一方逆に子からみると、子と同居できない親の存在は、子にとって同居できる親が1組以上あるという状態を意味する。この親の過剰は1人きょうだいの存在からくるものであるが、図1のような場合、一人っ子がそれぞれ自分の親と同居するとすると、残る2人きょうだい同士が結婚した子2組のうちどちらかは2組の親をもつことになる。つまり、親が1組過剰になっている。このように、親の

過剰は矢印で示した親の子のように一人っ子と結婚していない2人きょうだいにも及ぶ可能性がある。

結局、子と同居できない親が生じるもと、および親を過剰にもつ子が生じるもとはといえば、明らかに子供数1人という置き換え水準を越えない水準の子をもつ親が存在することによりその結婚連鎖で全体として家族再生産率が1以下になるからであるが、子との同居の不可能性は単にその親にとどまらず、その子の配偶者の親に転移し、場合によっては一人っ子と結婚しなかった子をもつ親にさえ転移する。図1の場合がそうである。このように、子供数1人の影響は結婚によって結び付けられた親と子の集団つまり結婚連鎖内に伝搬されるのである。なお、子供数0の親についてはその子供が結婚するわけではないのでこのような無子の影響は転移しない。

以上のように、子供を1人以上もっていても子と同居できない親が発生するのは子との同居をめぐる親同士の競合が存在し、かつ子供数1人の親が存在するからであり、それが結婚連鎖内で伝搬されるからである。親を過剰にもつ子の発生についても全く同様なことがいえる。

4) 人口における子の不足

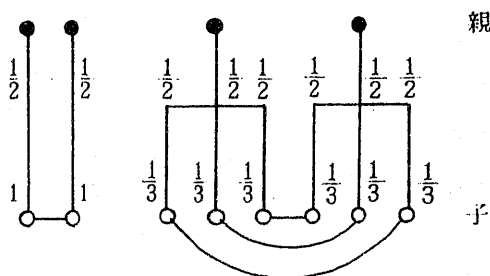
今、仮に人口が図1に示した結婚連鎖1群からなるきわめて小さなものであるとしよう。するとこの集団においては、親5組に対し子8人、4組で子を持つ親に対する子の組数の比、家族再生産率 G は0.8である。この数値が子と同居できる親の割合の最高限を示しているのは明らかである。したがって、少なくとも親1組は子と同居できない。つまりこの人口において $G < 1$ であることは子と同居できない親が存在することを示しているのである。

しかし、一般に人口がこのようにたった1つの結婚連鎖だけで形成されることはまずないのであって、大小様々な結婚連鎖を内にもっている。

さて、人口がいくつかの結婚連鎖に分割されているとき、人口全体の家族再生産率 G が1以下かどうかということと同居できない親が存在するかどうかとは一致しない可能性がある。つまり、 G が1あるいはそれ以上でもその内部にある結婚連鎖において子と同居できない親が存在する場合がある。

これを例で示そう。図2の場合を考えてみよう。これは二つの結婚連鎖からなり、一人っ子2組が

図2 一人っ子2組からなる結婚連鎖ときょうだい2組からなる結婚連鎖

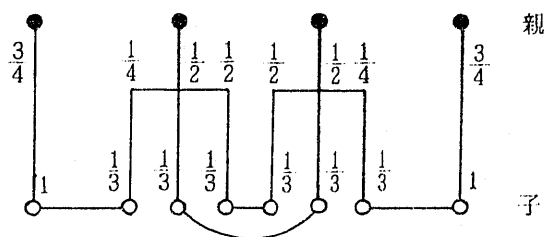


上の数字は子との同居可能率、
下の数字は親との同居可能率、
本文参照。

結婚した結婚連鎖と3人きょうだい2組が結婚した結婚連鎖でなっている。一人っ子2組の結婚連鎖の家族再生産率は $1/2$ で、子と同居できる親の割合は最大で50%であり、ここでは家族再生産率と親の同居可能の割合は最高限とは一致している。3人きょうだい2組からなる結婚連鎖の家族再生産率は $3/2$ であり、同居できる親の割合の最高限は100%である。この結婚連鎖では当然ながら、家族再生産率 G と同居可能の親の割合の限度は一致しない。 G が1より大なる結婚連鎖ではいわば親がもつ子との同居の可能性は浪費されているのである。この2つの結婚連鎖全体では親4組に子4組でその家族再生産率は1である。しかし、同居できる親の割合の限度は100%でなく、 $3/4 = 75\%$ である。このように、2つの結婚連鎖全体の家族再生産率が1だからといって同居できない親の割合が0であることを意味しないのである。

これに対して、図3のように、図2と同じ子供数の組み合わせであっても結婚のし方が異なるものが考えられる。この結婚連鎖の家族再生産率は同じ $4/4$ であるが、同居できる親の割合は最大100%となり、家族再生産率と一致する。

図3 1人っ子2組と3人
きょうだい2組から
なる1つの結婚連鎖



上の数字は子との同居可能率,
下の数字は親との同居可能率,
本文参照.

親
子

一般に子と同居できる親の割合は人口全体における家族再生産率のような平均的な水準自体と一致するとは限らないのである。この不一致は図2の場合のように、結婚関係によって形成されるいくつかの結婚連鎖によって人口が分けられること、かつ家族再生産率 G が1以上の結婚連鎖が存在する一方 G が1以下の結婚連鎖が存在するというように不均等性が存在し、同居の可能性が浪費されることからくる。これを同居可能割合の非平均値性ということができる。しかし、同居可能割合は全人口の家族再生産率 G より低いことは明らかで、 G はその上限を示すものといってよい。

5) 人口における親の過剰

逆に子からみると、きょうだい数1のものが存在する限り、親との同居可能性が浪費されることがあり得るの

で、同居可能割合と家族再生産率が一致することは保障されない。たとえばさきの図2のように一人っ子の結婚連鎖では家族再生産率 G は $1/2$ で、その逆数 $1/G$ は2であるが、親と同居できる子の割合、子の同居可能割合の上限は100%である。ここで親は過剰に存在し親との同居可能性は浪費されている。3人きょうだいでは家族再生産率 $3/2$ で子の同居可能割合の上限は $2/3$, 67%である。2つの結婚連鎖全体の子の同居可能割合の上限は $3/4$, 75%になる。しかし、図3のような結婚関係が形成されれば子の同居可能割合の上限は $4/4$, 100%となるのである。このように親との同居可能割合は $1/G$ を上限として実際には結婚関係の形成のされかたに依存してこれより低くなるのである。

以上のように、親子のみからなる人口を仮定しても Zeng のモデルの上記(1)の設定は人口が単一の結婚連鎖で形成されていない以上、無限定には妥当しないのである。

5. 子の不足、親の過剰のない人口

親子でなる人口全体の家族再生産率 G が1以上であっても、人口が結婚連鎖に分割されていることから子の不足、親の過剰が部分的に生じるのが普通であることを指摘した。もちろんこの条件($G \geq 1$)のとき常にそうなるわけではない。ここでは、 $G \geq 1$ でかつ子の不足、親の過剰が生じない人口とはどんなものかをみてみよう。

1) 子供数1人の親が全く存在しない人口

すべての親が2人以上の子をもっているものとする、どのような結婚連鎖が形成されようと、すべての親に子との同居の可能性が存在し、子不足の親は存在せず、家族再生産率 G は当然1以上になり、同居可能の親の割合は100%となる。例えば、図4(A), (B)のように親4組に子5組が存在する場合、家族再生産率 $G=5/4$ で、どのような結婚がおこなわれようと、全体の親の子との同居可能割合は100%で変わらない。

子供からみるとこの場合、親1組に子夫婦1組以上対応するので、過剰な親をもつ子は存在しない。どのような結婚がおこなわれようと、同居可能率は100%以下である。図4(A), (B)の場合、子の同居可能割合は最大 $4/5$, 80%で、子の間にどのような結婚が形成されようと、この値に変化はない。

以上のように、子の不足、親の過剰のない人口のもっとも簡単な例は子供数2人以上の親からなる人口である。この人口は理論的に意義があっても、現実性に乏しいことはいうまでもない⁸⁾。

8) 第8次出産力調査 1982年によると35~39歳の妻の出生数は0人3.9%, 1人9.9%。したがって、子1人以上における子1人の割合は10.3%である(厚生省人口問題研究所, 『第8次出産力調査第1報告書日本人の結婚と出産』, 1983年)。また、子供の死亡率が高い場合は出生率が高くと、親が高齢の時点では子1人の割合はかなり高くなる。

2) 理想結婚人口

子供数1人の親が存在しても、家族再生産率が1以上ならば全人口の中で同居の可能性が浪費されないで、つまり子と同居できない親が存在しないような理想的な結婚関係が形成されるとするなら（理想結婚関係の形成）、親の同居可能割合は家族再生産率により近くなり、少なくとも100%に達することができる。子についていうと、過剰な親をもつ子は完全に解消される。

たとえば、図2のような結婚でなく、図3のような結婚連鎖が作られるよう結婚が行われることである。これを「理想結婚人口」としよう。この理想結婚のある部分は一人娘に対するいわゆる婿養子という形で現れる。つまり、婿養子と呼ばれるものはつぎに述べる養子とは全くことなり、ここでいう結婚の一種である。

3) 完全養子人口

また、子供数1人の親が存在し家族再生産率が1以上という同じ条件で、理想結婚関係が形成されなくとも、自分の子と同居できない親には他の親から子供が供給されれば、つまり養子が完全に行われれば、親の同居可能割合は家族再生産率により近くなり100%になりうる。子についていうと、過剰な親をもつ子が解消される。図2において、3人きょうだい同士で結婚した1組の子が、取り残された一人っ子の親のところへ養子として同居する場合である。これを「完全養子人口」としよう。

これは理論的に重要であっても、現実にこのような例がどの程度発生するかは疑問で、むしろ、2)で述べた理想結婚の方が多く選ばれるであろう。また、養子は元来一人っ子の親に対してではなく、主として子のない親に対して行われるので、ここでいう完全養子の完全というのは限定されたいみでの完全である⁹⁾。

4) 親の過剰、子の不足のない人口の妥当性

確かに、家族再生産率 G が1以上であるかぎり、必ず人口全体としての親と子とのつり合いは取れているので、2)、3)のような結婚や養子が可能なのである。

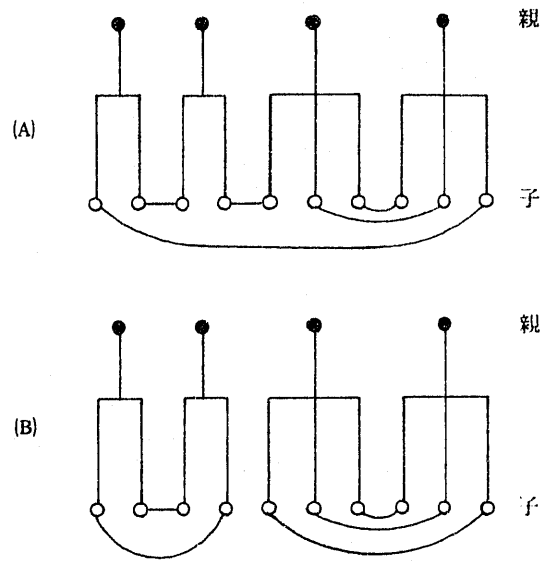
前回のモデルで親が子を1人以上もつかぎり子との同居が可能であると仮定されていたのは結局、上記の理想結婚人口や完全養子人口として仮定されていたことになる。Zengも同様の仮定をしていることになる。子について、 $G > 1$ であるかぎり1人きょうだいが存在しても親の過剰が生じないと仮定されるのも同じ仮定である。

このような理想結婚人口や完全養子人口を仮定することが全く妥当でないとはいえないだろう。現実にある程度このような同居を考慮した結婚や養子をしようとする行動様式が存在すると考えられるからであり、 G が1を大きく下まわることも一般的でないからである。この仮定が妥当な場合は前回のモデルで十分なのである。

しかし、このような人口を仮定することが妥当でないのは、親子同居を意識したこのような行動が非常に微弱になったり、全く存在しなくなった場合や、あるいはむしろ逆に同居に不利になるように行動が変化したときである。現実には、一人っ子の結婚について、過去には一人っ子同士の結婚が避け

9) 子のない親に対する完全養子については脚注1の文献で述べた。

図4 2人きょうだい2組と3人きょうだい2組からなる結婚連鎖の2種



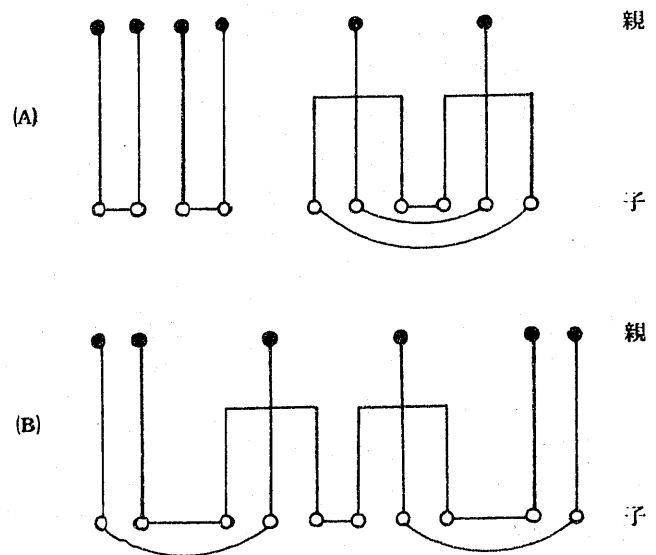
られる傾向にあったが、近年は同類婚の一種としてむしろそれが選ばれる傾向にあると報告されている¹⁰⁾。また、高学歴の女性は高学歴の男性と結婚する傾向が強いが、彼らのきょうだ数がともに少ないとするとそこからは子と同居できない親が多く発生することをいみする。今後さらに、親子同居を意識した家族形成意識が弱まっていき、理想結婚関係を形成しない方向がしだいに強くなると考えられるので、とくに将来動向をみる場合には、このような結婚の要因によって子不足、親過剰が生じることを許容するモデルの方が望ましいと考えられる。

5) $G < 1$ における理想結婚, 完全養子

ここでついでに、家族再生産率 G が1未満の場合の理想結婚, 完全養子についてふれておこう。 $G < 1$ のときは、いうまでもなく子の不足、親の過剰が存在するのは当然である。この場合、結婚や養子が子の不足や親の過剰を最小にするよう行われるものとするのができ、親の同居可能な割合は最大 G になり、子の同居可能割合は $1/G$ 以下つまり100%となる。このような人口を仮定することは現実にはどの程度合っているかどうかは別として、理論的には可能である。Zengのモデルはこの仮定を採用していることになる。

これがたとえば図2と図3に1人っ子2組が加わった場合で、図5の(A)の場合、3人の子をもつ親2組の同居可能割合は100%にとどまり、逆に子からみた同居割合はこの3人きょうだいのところで100%に至らない。ここで同居可能性がむだになっている。これに対して、理想結婚人口である(B)の場合は親からみた同居可能割合の上限は全体で $G = 5/6 = 83\%$ までになり、子からみた同居可能割合の上限も100%となる。

図5 1人っ子4組と3人きょうだい
2組からなる結婚連鎖の2種



6. 同居可能割合の推定問題

では、同居不可能な親の割合、つまり親がもつ子との同居不可能率の大きさはどのようにきまるのだろうか。Zengのモデル(2)の設定のように、全人口の家族再生産率 G と子と同居できない親の割合(Zengの論文では n_3)との間に直接的な関係($n_3 = 1 - G$)が存在するとしてよいのだろうか。また、理想結婚人口でなく、かつ子供数1の親の割合が無視できない程度に存在する場合、全人口の親の同居可能な割合、および子の同居可能な割合を正確に求めるにはどうすればよいのだろうか。

1) 結婚連鎖内の子不足、親過剰の伝搬性の2つのモデル

上記の図1の例について、この結婚連鎖の内部で子の不足や親の過剰は個々の親子の内部にとどまらず、すべての親子に伝搬され、均一化される可能性をもつものと考えられた。このような結婚連鎖の中での同居可能性の伝搬性をどの程度と考えるかが問題となる。

これにはさしあたり完全な伝搬性が存在すると考えるモデル(完全伝搬モデル)と、全く逆に完全に伝搬しないとする非伝搬モデルが考えられる。完全伝搬モデルとは同一の結婚連鎖内では親と子の両陣営がそ

10) 下記文献33~35ページ参照。

廣嶋清志、「家族形成過程へのきょうだい数の影響」、『人口学研究』, 第6号, 1983年, pp. 31-40.

なお、結婚年次別でない結果については脚注8の文献38~40ページ参照。

れぞれ一体となって親子の対応を作ろうとし、結局、同居の可能性は親の間では完全に伝搬され完全に均一化され、また子の間でも完全に伝搬され均一化するということである。この対極に、結婚と出生で作られる個々の親子の対応のみで決まるというモデルが考えられる。つまり、同居の可能性は全く伝搬されず、結婚連鎖の全体では均一化されないとするものである。

現実はどうであろうか。たとえば、自分の子が一人っ子と結婚した場合その子を子の配偶者の親に譲り自分は他の子と同居するという傾向は若干存在するだろう。すると親子両陣営の内部でそれぞれお互いに同居の可能性を全く融通し合わないとする完全な非伝搬型はやや非現実的である。しかし逆に、子供を多く持った親が一人っ子の親と全く同じ同居可能性になってしまうというのもあまりに寛大すぎるだろう。つまり、子との同居の可能性が自分の生んだ子の数とは全く関係なくなるという完全伝搬モデルはその点でより非現実的であろう。そこで、子の親とその配偶者の親との間でのみ互いに子との同居可能性を若干譲り合うとする部分的伝搬型モデルが望ましい。

また、2) で述べるように、完全伝搬型は結婚連鎖においてその内部の親と子の構成が分かっているればたちどころに計算可能であるが現実の結婚連鎖の全体像を捉えるのはそう簡単なことではないので、実際の計算の便宜という点でも部分的伝搬型の方が有用である。

したがって、本研究では部分的伝搬型モデルを採用しこれによって実際の同居可能率を計算する。その前に、完全伝搬モデルによった同居可能割合を確認しておこう。

2) 完全伝搬型モデルの同居可能割合

(1) 結婚連鎖内の同居可能性

同居可能性が結婚連鎖全体で均一化されるものとする完全伝搬モデルによれば、結婚連鎖内では親の同居可能の割合は最高限つまり家族再生産率に一致し、したがってその親の数と子の数という構成さえわかれば計算できる。その内部でどのような結婚によるネットワークができあがっているかという「構造」は問題でなく、どれだけの子が含まれているかという「構成」だけが問題となる。しかし、これは結婚連鎖全体が決まらないかぎり決まらない。

たとえば、さきの図1, 2, 3の場合同居可能割合はすでに計算した家族再生産率 G と一致する。いうまでもなく、家族再生産率 G が1を越えるとき、親の同居可能割合は100%であることに注意する。

(2) 人口の同居可能性

全人口についての同居可能割合は、4の4), 5) で述べたように単に全人口の家族再生産率 G と等しいとはできず、結婚連鎖の形成状況を把握し、その連鎖ごとに家族再生産率を計算しそれによって同居可能割合を決定し、それを加重平均しなければならない。しかし、現実の結婚連鎖は図2のような単純な場合は極めてまれであり、おそらく複雑かつ巨大であろう。全人口についてこのような複雑な結婚連鎖の形成のしかたを全面的に知ることは実際上不可能である。

しかし、ここでもし理想結婚、完全養子人口で、子不足・親過剰を最小にする行動があると仮定することが妥当ならば、人口内でどのような結婚連鎖が形成されているかにかかわらず、親の同居可能割合は人口全体の中の親と子の組数という構成を示す家族再生産率 G に等しくなり、子の同居可能割合は $1/G$ となる。ただし、 G あるいは $1/G$ が1を越えるときは同居可能割合はそれぞれ100%となる。なお、総同居可能率つまり同居可能数は4の1) で述べたように無限定に G あるいは $1/G$ としてよい。

3) 部分的伝搬型モデルと結婚連鎖の分解

本研究で採用する部分的伝搬型モデルでは、ひとつの一体になった結婚連鎖でも、同居の可能性つまり子の不足や親の過剰がその構成員の間で無限に伝搬するものではなく、無限に相互作用するものでもないとする。したがって、結婚連鎖はその要素つまり、子とその配偶者およびそれぞれの親からなる部分集団ごとに分解して扱われる。いわば、結婚連鎖という大きな分子の全体構造を知るかわりに、それを構成する2種の原子である親と子の間にどのような原子結合が形成され、それぞれのもつ

同居可能性いわば親子の飽和関係、対応関係が作られているかを知り、全人口における同居可能性はこれを積み上げるにより得られる。したがって、結婚連鎖全体の作られ方は直接知る必要がない。

部分的伝搬型モデルでは全人口の同居可能割合は、理想結婚人口であってもその人口の家族再生産率と一致するとは限らず、個々の親と子の対応における同居の可能性を個別に決め積み上げなければならない。逆にいえば、このモデルでは理想結婚を条件とせず、いかなる結婚が行われていても同居可能割合は計算可能である。以下に、章をあらためこれを説明しよう。したがって、ここからは結婚連鎖のみで人口が構成されているという限定は取り払われる。なお、親と同世代の、子のない人たちを含む人口を「親世代人口」と呼ぶことにする。

7. 部分的伝搬型モデルによる同居可能性——競合の均衡と同居可能性の分配

一般に、子が結婚したあとは、親子の同居をめぐる二つの競合が生じる。すなわち、子との同居をめぐる親と「子の配偶者の親」とが競合し、親との同居をめぐるは子のきょうだいとその配偶者のきょうだいが競合する。

1) 親からみた同居の可能性

まず、親が子と同居する場合の可能性について考えてみよう。親がもつ子との同居の可能性をその子ごとに求める。子供1人(1組)のもつ「親との同居の可能性」1が競合する2組の親に配分されることになる。これは子が親の1組としか同居しないとするからである。この配分のされ方はそれぞれの親が引っ張る力に比例するものといえる。親がそれぞれ引っ張る力は各親について合計1であるはずである。ここで、この親の引っ張る力は子供の間でその性や出生順にかかわらず等しいと仮定すると¹¹⁾、この力は子供の間で均等に分割される(対等仮定)。つまり、親の引っ張る力はその子供数に反比例する。

例で説明する。図1の1人っ子の親をとると、その子は2人きょうだいと結婚している。この子夫婦は同居について両方の親から引っ張られている。この引っ張る力はそれぞれのきょうだい数に反比例するものと考え、1人きょうだいの親から1の力で引っ張られ、2人の親からは1/2の力で引っ張られるものと考えられる。これは子の側が親の1組としか同居できないからである。そこで子の同居の可能性、合計1はこの引っ張り合いの結果、このふたつの力の大きさに比例して配分される。こうしてこの親の子との同居可能性は

$$1/(1+1/2)=2/3 \text{ と考えられる。}$$

一般に対等仮定に基づく子との同居の可能性は、 n 人のきょうだいの子が m 人のきょうだいの配偶者と結婚する場合、その子との同居の可能性は次の式で表される。

$$\frac{1/n}{(1/n+1/m)} = \frac{m}{m+n}$$

ちなみに、その子の配偶者の親がもつその子との同居可能性はつぎのようになる。

$$\frac{1/m}{(1/n+1/m)} = \frac{n}{m+n}$$

ところで、今その子の配偶者の親が死亡していればこの競合はなくなるので、この式がなりたつのは子の配偶者の親が生きている場合(発生割合、 s_p)のみである。ただし、 s_p は脚注6で述べた少

11) 性・出生順位によって同居の望ましさが異なるものとするモデルも考えられるが、別稿に譲ずる。

なくとも父または母が生き残る確率である。子の配偶者の親が死んでいる場合（発生割合、 $1-s_p$ ）は完全に自分の同居可能性1となる。したがって、上記の親の子との同居可能性 $X(n, m)$ は子の配偶者の親が生きている場合と死んでいる場合の2項の和として、下記のような(1)式で表される。

$$X(n, m) = \frac{m}{m+n} s_p + 1 - s_p \quad \dots\dots\dots (1)$$

親の n 人の子のどの子との同居もその可能性は独立に発生すると考えられるのですべてを合計することが可能であり、その親のもつ n 人の子供それぞれについて(1)式で表される同居可能性が合計されるのである。

このようにして図1の場合、それぞれの子との同居可能性を求めると図1の上段の数値のようになる。これらを各親ごとに合計したものが各親のもつ同居可能率である。これらを親5組について合計すると4となり、これは子の組数に一致する。

なお、その子が結婚していない場合、子の配偶者の親との競合が全くないので配偶者のきょうだいはいわば無限大であるとして、 $m = \infty$, $1/m = 0$ とし、(1)式において $X(n, \infty) = 1$ となる。子の数が0, $n = 0$ の場合は、(1)式は適用できず、当然ながら $X(0, m) = 0$ とする。

ここで n や m は生まれたときのものでなく、現時点のものであるので、そこには子の死亡率が加味されている。したがって、この同居可能率には親子の死亡率がともに含まれている。前回のモデルでは子の死亡率は含まれていたが、親の死亡は含まれていなかった。今回は子の配偶者の親との競合という要素が加味されたことにより親の死亡率も含まれているのである。親の死亡率が高いほど(1)の値は大になる。

いま仮に $s_p = 1$ として、親からみた子との同居可能率 $X(n, m)$ を行列の形で具体的に示すとつぎのようになる。

		m								
		1	2	3	4	5	...	∞		
$[X(n, m)] =$	n	0	.0	0	.667	.75	.8	.833	...	0
	1	.5	.667	.75	.8	.833	...	1		
	2	.333	.5	.6	.667	.714	...	1		
	3	.25	.4	.5	.571	.625	...	1		
	4	.2	.333	.429	.5	.556	...	1		
	5	.167	.286	.375	.444	.5	...	1		
	6	.143	.25	.333	.4	.455	...	1		
:	:	:	:	:	:	:	:			

これをみると、たとえば子1人の親はその子がきょうだい数1人の配偶者と結婚している場合、その子との同居可能率は0.5であるが、配偶者のきょうだいが2人、3人と増えていくにしたがい、同居可能率は0.667, 0.75と増えていく。また、自分の子の数が多くなると、その子1人当たりの同居可能率はしだいに小さくなる。この行列はいうまでもなく対称行列ではない。対角要素、つまり $m = n$ のときはすべて0.5となっている。子の数と子の配偶者の数が同じとき、同じ力で引き合うとされているからである。

2) 子からみた同居可能性

一方、子からみた親との同居可能性は一般にきょうだい数 n 人の中では $1/n$ で、 m 人きょうだいの配偶者と結婚しているとする、その配偶者の親との同居可能性は $1/m$ である。この2組の親との

同居の可能性は独立に発生するとしてよいので合計が可能である。したがって、この子をもつ親との同居の可能性はつぎのように表される。

$$\frac{1}{n} + \frac{1}{m} = \frac{m+n}{nm}$$

図1の一番左の子の場合、親との同居可能性は自分の親についてはきょうだい数1なので競合はなく1、配偶者の親については配偶者のきょうだいの中で競合し、1/2したがって合計 $1 + 1/2 = 3/2$ とすることができる。しかし、親との同居可能割合、純同居可能率は1を越えることができないので100%となり、親は過剰となっている。

同様にして、それぞれの子について同居可能性を計算すると図1の下の段の数値のようになり、子4組について合計すると5となる。これが親の組数5に等しいのはいうまでもない。そのいみでは、全体として親5組と子4組の対応をマイクロに表現しているといえる。

なお、図1の矢印で示した親の子との同居可能性は2人の子それぞれについて1/2と1/2で合計1となっている。さきにこの親は同居できない可能性がある」と指摘したのは完全伝搬モデルによってすべての親の間で同居可能性が均一化されるとする場合の結果であって、ここでは部分的伝搬モデルによるので100%同居可能となっている。

また、図2の親の中で子との同居可能性が100%に満たないものをみると、同居可能率1/2の親が2組ある。図3では同居可能率が3/4の親2組が存在する。したがって、図3の方が親にとって同居の可能性は全体として高くなっているといえる。しかし、図3のように理想結婚人口でもこの部分的伝搬モデルで考えると全員の親が同居可能性100%をもつわけではなく、平均的な純同居可能率は100%まで到達していないことに注意しなければならない。

さて、ここで親の死亡率を考慮するとすると、父または母の生き残る確率 s_p を使って、上記の子の親との同居可能性 $Y(n, m)$ はつぎのように表される。

$$Y(n, m) = \frac{s_p}{n} + \frac{s_p}{m} \dots\dots\dots (2)$$

ここで、自分の親との同居可能性は s_p/n 、配偶者の親との同居可能性は s_p/m である。 n または m が1であるとき(2)式は1を越える可能性があるが、もし純同居可能率を問題にするときには上限値が1と設定される。

また、この式でわかるように同居可能率は親の死亡率と子の死亡率をとともに含んでいる。いうまでもなく、(1)式とは逆に親の死亡率が高いほど(2)の値は小さくなる。

その子がかもし結婚していない場合は、 $m = \infty$ とし、(2)式で $Y(n, \infty) = s_p/n$ である。また、たとえば2人きょうだいと2人きょうだいが結婚するときには $Y(2, 2) = s_p$ となる。いま仮に $s_p = 1$ とし、子からみた親との同居可能率 $Y(n, m)$ を行列の形で具体的に示すとつぎのようになる。

$$[Y(n, m)] = \begin{matrix} & & \begin{matrix} m \\ 1 & 2 & 3 & 4 & 5 & \dots & \infty \end{matrix} \\ \begin{matrix} n \\ 1 \\ 2 \\ 3 \\ 4 \\ 5 \\ 6 \\ \vdots \end{matrix} & \left[\begin{array}{cccccc} 2 & 1.5 & 1.333 & 1.25 & 1.2 & \dots & 1 \\ 1.5 & 1 & .833 & .75 & .7 & \dots & 0.5 \\ 1.333 & .833 & .667 & .583 & .533 & \dots & 0.333 \\ 1.25 & .75 & .583 & .5 & .45 & \dots & 0.25 \\ 1.2 & .7 & .533 & .45 & .4 & \dots & 0.2 \\ 1.167 & .667 & .5 & .417 & .367 & \dots & 0.167 \\ \vdots & \vdots & \vdots & \vdots & \vdots & \dots & \vdots \end{array} \right] \end{matrix}$$

これによると、たとえばきょうだい数1人の子はどのようなきょうだいの配偶者と結婚しようと
その親との総同居可能率は1を越える。

この行列はいうまでもなく対称行列となっている。

8. 全人口における同居可能率

1) 親からみた同居可能率の積み上げ

個々の親の同居可能性は(1)式で求められたので、全人口についてはこれを直接積み上げればよい。
親からみた同居可能性、親の子との同居可能率 A_p はつぎのように表される。これは、親世代人口を
子供数 n によってグループに分け、 n 人の子をもつ親ごとの平均的な同居可能率 A_n を親世代人口に
おける各子供数 n の割合 f_n (式(9)参照) という重みをかけて合計したものであらわされる。 ω は最大
の子供数である。

$$A_p = \sum_{n=0}^{\omega} f_n A_n \quad \dots\dots\dots (3)$$

現に n 人の子をもつ親の平均的な子との同居可能率 A_n は総同居可能率の場合つぎのように表される。

$$A_n = n \cdot \sum_{m=1}^{\infty} [{}_n P_m \cdot X(n, m)] \quad \dots\dots\dots (4)$$

ここで、 ${}_n P_m$ は n 人きょうだいの各人が m 人のきょうだいの配偶者と結婚している割合である。した

がって、 $\sum_{m=1}^{\infty} {}_n P_m = 1$

これに対して、純同居可能率の場合、親ごとに合計して平均することは同じであるが、その前に1
をこえる同居可能率は切り捨てなければならないので、(4)式のような計算は不可能である。このため
にはまず1以下の同居可能率をもつ親についてその同居可能率を平均し、その他の親の同居可能率を
すべて1にし、そのうえで平均する。同居可能率が1以下になる親はたとえば $s_p = 0.976$ のとき(1)
式と ${}_n P_m$ のある値(10. で用いる例と同じ)によって実際に計算してみると、つぎのような場合の
みである。

$n = 1$:	$m = 1$;	2	;	3	;	4	;	5	;	6	;	7	
2	:	1	:	1	:	2	:	1							
3	:	1	:	1	:	1	:	2	:	1	:	1			
4	:	1	:	1	:	1	:	1							
5	:	1	:	1	:	1	:	1	:	1					
6	:	1	:	1	:	1	:	1	:	1	:	1			

すなわち、子の数が1の場合同居可能率が1以下になるのは子の配偶者のきょうだい数が1から7
までであり、子が2人のときは配偶者のきょうだい数が1人1人、2人1人の2通りである。等々。
親の死亡率がもっと高いときこの組み合わせはもっと多様になる。

2) 子からみた親との同居可能率の積上げ

個々の子からみた親との同居可能性は(2)式で求められるので、全人口についての子からみた親との
同居可能率 A_c はつぎのように表される。子供世代人口をそのきょうだい数 n によってグループに分
け、 n 人きょうだいごとの平均的な同居可能率 a_n を子供世代人口における各きょうだい n の割合 p_n

(式(10)参照) という重みをかけて合計したものであらわされる。

$$A_c = \sum_{n=1}^{\omega} p_n a_n \dots\dots\dots (5)$$

各 n 人きょうだいの平均的な親子同居可能率はつぎのように表される。

$$a_n = \sum_{m=1}^{\infty} [{}_n P_m \cdot Y(n, m)] \dots\dots\dots (6)$$

ここで、 ${}_n P_m$ は(4)式の場合と同じく、 n 人きょうだいの各人が m 人のきょうだいの配偶者と結婚している割合である。

(6)式の a_n が 1 を越える場合、純同居可能率は 1 と設定される。

3) 人口の総同居可能率、同居可能数の直接的算出

3 の 3) で述べたように、全人口の総同居可能率は子 / 親比または親 / 子比であるので、直接これを導くことを考えよう。

(1) 親からみた子との総同居可能率

親世代人口全体についての子との同居可能数の合計は子の結婚のしかた (配偶者のきょうだい数) にかかわらず一定であるので、今 n 人きょうだいの子はすべて n 人きょうだいの配偶者と結婚するものと単純化しよう。(1)式においてこの子 1 人当たりの同居可能数は次のようになる。

$$X(n, n) = 1 - \frac{s_p}{2} \dots\dots\dots (7)'$$

これを親世代全体で平均すると次のようになる。

$$\sum_{n=0}^{\omega} f_n \cdot n \left(1 - \frac{s_p}{2} \right) = \bar{x} \left(1 - \frac{s_p}{2} \right) \dots\dots\dots (7)''$$

ただし、 \bar{x} は親世代の平均子供数であり、 \bar{x}_0 を子供が生まれた時点のものとし、 s_c を子の生残率とすると、 $\bar{x} = \bar{x}_0 s_c$ と表わされる。これが子 / 親比である。

ここで、子の未婚者が存在するものとする、 r_m をその既婚率として、 n 人きょうだいの子全体の同居可能数は、既婚の子について(7)'式、未婚の子について 1 であるので、次の通りになる。

$$\left(1 - \frac{s_p}{2} \right) r_m + (1 - r_m) = 1 - \frac{s_p}{2} \cdot r_m$$

したがって、全親世代人口 (既婚) については子 / 親比は

$$\bar{x}_0 s_c \left(1 - \frac{s_p}{2} \cdot r_m \right) \dots\dots\dots (7)$$

(2) 子からみた親との総同居可能率

(1)と同様にして、 n 人きょうだいの子がすべて n 人きょうだいの配偶者と結婚するものとする、(2)式によって

$$Y(n, n) = \frac{2s_p}{n} \dots\dots\dots (8)'$$

したがって、子全体で平均すると親/子比は次のようになる (10式参照)。

$$\sum_{n=1}^{\omega} p_n \cdot \frac{2s_p}{n} = 2s_p \sum_{n=1}^{\omega} \frac{p_n}{n} = \frac{2s_p \sum_{n=1}^{\omega} W_n}{\sum_{k=1}^{\omega} W_k \cdot k} = \frac{2s_p}{\bar{n}} = \frac{2s_p}{\bar{n}_0 s_c'} \dots\dots\dots (8)''$$

ただし、 \bar{n} は子1人以上持つ親についての平均子供数、 \bar{n}_0 は子出生時のもの、 s_c' は脚注5参照。

ここで子の未婚者が存在するものとする、既婚者については(8)'式、未婚者については $\frac{s_p}{n}$ を適用し、

$$\frac{2s_p}{\bar{n}} r_m + \frac{s_p}{\bar{n}} (1-r_m) = \frac{s_p (r_m + 1)}{\bar{n}} \dots\dots\dots (8)$$

以上のように総同居可能率は(7), (8)式によって求められる。

なお、ここでさきの家族再生産率 G は \bar{n}, \bar{x} を使って次のように表わされる。

$$G = \frac{\bar{n}}{2} = \frac{\bar{x}}{2(1-f_0)}$$

f_0 は0子の母親の割合である。このように子/親比、親/子比は $G, 1/G$ と一般には一致しない。

9. 親子関係の動的な表現

1) 子の数別親の分布 f_n , きょうだい数別子の分布 p_n の子の死亡による変化

ここまでは、一時点における静的な親子関係を扱ってきたが、ここで子の出生から親が高齢に達する時点までの変化などの動的な関係を扱おう。

このモデルで同居可能率を計算するには、(1)式から(6)式でわかるように、その時点の親の生残率 s_p , 結婚の組み合わせ ${}_n P_m$ の他は親世代における子数による相対的な分布 f_n , 子世代におけるきょうだい数による相対的な分布 p_n が得られればよい。そこで、子の出生時における子数別の親の数の分布 W_n をもとにしてこれらを求める方法を示しておこう。ここには当然ながら出生率と子世代の死亡率が表現されている。

ついでながら、前回のモデルでは子の数についてはその平均値が変化することを表現したが、子の数の分布そのものは必要としなかった。今回のモデルは結婚におけるきょうだい数の組み合わせが必要なのでその数そのものの変化を必要とするのである。

いま、ある時点において子の数が n 人である親の組数を W_n とし、相対頻度を f_n とすると、 f_n はつぎのように表される。

$$f_n = \frac{W_n}{\sum_{k=0}^{\omega} W_k} \dots\dots\dots (9)$$

また、きょうだい数 n 人の子の相対頻度 p_n はつぎのように表される¹²⁾。

12) これは前回モデルの p_n とは異なる。前は $p_n = f_n / (1 - f_0)$ とした。

$$p_n = \frac{W_n \cdot n}{\sum_{k=1}^{\omega} W_k \cdot k} \dots\dots\dots (10)$$

親の組数 W_n は子の死亡率によってつぎの時点には変化する。ある時点において子の数が n 人である親の組数を W_n 、子の死亡率を生残率 s_c で表すと、つぎの時点において子の数が n 人である親の組数 W'_n はつぎのように表される。

$$W'_n = \sum_{k=n}^{\omega} W_k \cdot s_c^n \cdot (1-s_c)^{k-n} \cdot b(k, n) \dots\dots\dots (11)$$

この式は、 n 人の子が全員生き残るもの(確率 s_c^n)と、 $n+1$ 人の子が1人死亡するもの(確率 $s_c^n \cdot (1-s_c)$)、 $n+2$ 人の子が2人死亡するもの(確率 $s_c^n \cdot (1-s_c)^2$)……から W'_n になっていることを示している。ここで $b(k, n)$ は二項係数で k 人から n 人を取り出す場合の数を示し、この場合、それぞれ n 人から n 人、 $n+1$ 人から n 人、 $n+2$ 人から n 人の生きのこる場合の数を示し、次式で表される。

$$b(k, n) = \frac{k!}{n!(k-n)!} \dots\dots\dots (12)$$

子の死亡発生後の親の分布、子の分布は(11)式によって求めた W'_n によって(9)、(10)式であらためて f_n 、 p_n を求めればよい。なお、脚注5で示した式は子の死亡による0子の増加をとり入れて平均子数の変化を示すもので、平均子数については(11)式による結果と変わりはない。

2) 結婚後の子の死亡率によるきょうだい数の組み合わせの変化

子と子の配偶者のきょうだい数の組み合わせは、子の結婚後その双方のきょうだいの死亡によって変化する。たとえば、2人きょうだいの夫と3人きょうだいの妻の組み合わせの夫婦の場合、そのいくらかは夫のきょうだい死亡して1人と3人の組み合わせになり、またそのいくらかは妻のきょうだい死亡して2人と2人の組み合わせになる。結婚のしかたがきょうだい数によって異なるとき、結婚時にきょうだい数の組み合わせをつくるのと、死亡が発生してきょうだい数が変化したあと組み合わせると明らかに結果が異なる。たとえば、一人っ子同士をさけて結婚が行われる傾向があるとき、結婚後の時点できょうだいの組み合わせを結婚のしかたによって算出すると、1人きょうだいと2人きょうだいの結婚のうち2人きょうだいの1人が死亡した結果1人同士の組み合わせができるような場合が実際より過少に発生するよう計算される。したがって、このような変化はまず結婚時に組み合わせを作りその後その変化を追跡しなければならず、大変複雑になる。ただし、結婚後のきょうだいの死亡率はきょうだい数の組み合わせと独立と仮定することはできる。

しかしここで、さらにもし結婚のしかたが自分や配偶者のきょうだい数とまったく関係ないものと仮定する(10で述べる完全ランダム婚)と、きょうだい数の組み合わせの死亡による変化は、死亡の発生によってきょうだい数が変化した後にきょうだい数の組み合わせを作ることで十分再現することができる。

また3)で述べるように、結婚後の子の死亡率を子の配偶者との同居を考慮して変更すると、実際の子および子の配偶者の死亡の発生はほとんど無視しうるので、結婚後の子の数(きょうだい数)の変化はないものと仮定することもできる。

3) 子の死亡後の子の配偶者との同居

子が結婚したあと死亡し子の配偶者が残された場合、親とその子の配偶者との同居はどうなるか。

わが国の場合、息子がすでに死亡したあとも姑と嫁の同居などのかたちで同居は行われるものと考えられる。このような場合、子との同居の可能性は子の生存、死亡そのものではなく子夫婦の残存、消滅によって決まると考えるのである。この場合子（夫婦）の出生からの残存率 s_{cc} は子の出生から結婚までの生残率 s_{cm} 、生まれてから現在までの子の生残率 s_c を使ってつぎのように表わされる。

$$s_{cc} = s_{cm} \cdot (2s_c / s_{cm} - s_c^2 / s_{cm}^2) \dots\dots\dots (13)$$

ここで、 s_c / s_{cm} は子の結婚後の生残率であり、上記の式の（ ）内はこれをもとにして計算した子夫婦の少なくとも一方が生きのこる確率であるが、低死亡率のもとではほとんど1を切らない。つまり $s_{cc} \doteq s_{cm}$ 。

以上によってモデルの構造は示された。

10. 計算例とモデルの評価

今回のモデルで同居可能率を計算し、Zeng のモデルに相当する家族再生産率 G により判別するモデル、および前回モデルによる結果とを比較してみよう。

1) データと仮定

今回のモデルによる計算も前回モデルと同様、離婚・再婚を無視し、親と子の年齢差を限定する。したがって、子は親が30～34歳のときに生まれ、25～29歳で結婚し、親が高齢（65～69歳）になったとき、35～39歳になっているものとする。

データは1985年現在25～29歳の人口が2025年に65～69歳の親世代になる時点を想定したものである。

今回は結婚におけるきょうだい数の組み合わせのデータがあらたに必要なが、いまこのデータは手元がなく、つぎのような2種の結婚がおこなわれるものと仮定する。

(1) 完全ランダム婚：きょうだい数に全く独立にランダムに結婚がおこなわれる場合。すなわち、配偶者のきょうだい数の分布が各自のきょうだい数に全く関係なく、結婚時における全人口のきょうだい数の分布 p_n の通りであるような結婚がおこなわれるものとするのである。つまり、 n 人きょうだいが m 人きょうだいと結婚する割合 ${}_n P_m$ はその人口の m 人きょうだいの割合 p_m に等しい。すなわち、 ${}_n P_m = p_m$ 。これは5で述べたような理想結婚や完全養子は全く行われなことを意味し、現実にはたとえば一人っ子同士の結婚が避けられるとすると、この仮定はその組み合わせが現実にくらべて過大に発生するということになる。

(2) 完全同類婚：きょうだい数に関して完全に同類婚である場合。すなわち、各人は自分のきょうだい数と同じきょうだい数の配偶者とのみ結婚する。

なお、以上のような結婚が実際に成立するためには、きょうだい数が夫妻の間で過不足なく対応する必要がある。これはいわゆる結婚の両性モデルにおける斉合性 consistency の要件¹³⁾であるが、上記2種の結婚では常に成立する。

またデータとして今回のモデルでは子の生涯未婚率も必要でここでは仮に一律に5%とし、親の未婚率は3.8%とした。

1985年現在25～29歳人口の出生率は今のところ不明であるが、仮に1982年出産力調査による結婚年齢23～24歳、現在年齢50歳未満の有配偶女子の出生児数分布を用いる（平均1.921、表1の最左の分布¹⁴⁾）。死亡率は親世代の30～34歳（子出生時）から65～69歳への残存率を0.976、子世代の出生

13) これについては、たとえば下記文献参照。

Nico Keilman, "Nuptiality Model and the Two-sex Problem in National Population Forecasts", *European Journal of Population*, 1, pp. 207-235.

14) 脚注8文献参照。

から25~29歳にかけての生残率を0.980, 35~39歳にかけての生残率を0.977とする。これらは前回モデルに用いた値である。

2) 子数分布, きょうだい数分布の変化

表1は子の数別にみた親の数の割合, きょうだいの数別にみた子の数の割合を子の出生時, 子の結婚時, 親高齢時の3時点について示したものである。子の死亡によって, 子の数, きょうだいの数が少ない方にしだいにシフトしていることがわかる。このときの家族再生産率 G は最下段のようにならずれも1を超えている。つまり全部の親世代人口(既婚者)についての平均子数は1.921人から1.839人であるが, 子を1人以上もつ親についてみた平均子数は2人を超えているのである。

親高齢時の分布(5), (6)は現実の分布であるが, 親子同居に関しては先の仮定のように義理の子との同居を考慮にいれ, 死亡率を変更し, 式(13)が用いられる結果, 子夫婦の消滅率は極めて小さくなり, 親高齢時の子の分布, きょうだいの分布は子結婚時の分布(3), (4)と全く変わらない結果となった。したがって, 親高齢時の全人口の同居可能率の重みづけのためには表1の(5), (6)ではなく, (3), (4)を用いる。

3) 親からみた同居可能率: 完全ランダム婚

親高齢時における親からみた同居可能率のうちまず純同居可能率つまり同居可能割合をみると表2の(1)のように子が3人以上であれば100%となっており, 親の人口(既婚人口)全体では表1の(3)の分布を重みとしてかけ, 平均85.9%となっている。逆にいうと, 14.1%の人が子と同居できないことをいみする。これは明らかに表1の(3)の子0人の割合7.8%より大きく, 倍近い。また, 家族再生産率 G は1より大きく, Zengのモデルによると子1人以上もつ親からは同居不可能な親が発生しないことになる。前回モデルによっても同様で同居可能な親(既婚者)は7.8%のみとなる。ところが今回のモデルによる計算によれば, $14.1 - 7.8 = 6.3\%$ が子を1人以上もつ親(この場合, 表2の(1)からこれは子1人および2人の親に限られる)から発生することになるのである。理想結婚が行われればこの6.3%は解消され, 同居可能割合は92.2%になるはずである。

これに対して, 総同居可能率, 同居可能人数は子1人につき表2の(2)に示す通りで, たとえば子が3人いる場合は0.465人となり, 各親の子全員については子が2人以上のとき同居可能人数は1を超える。しかし, 6人の子がいても2人を若干下まわる。全部の親については結局やはり表1の分布(3)をかけ1.010を得る。つまり既婚者1人が平均1.01人の同居可能の子をもつといえるのである。これを未婚者を含む親世代人口全体については既婚率をかけて, 0.971人となる。

4) 子からみた同居可能率: 完全ランダム婚

子からみた純同居可能率, 同居可能割合は表2の(4)のようになり, 子世代人口全体では表1の(4)の分布を重みとしてかけて, 平均85.2%となる。同居可能数はきょうだい数1人のものでは1.430と親の組数が1を超え, 2人きょうだいでは1以下となる。平均では0.932組となる。

一方, 前回のモデルでは同居可能割合は脚注6で示したように $2s_p/\bar{n}_0s_c' = 2s_p/\bar{n}$ とされたが, これは, 同居可能数を示す(8)式に相当する。というのは, さきに述べたように理想結婚人口を前提とすると, 同居可能割合は同居可能数に一致するからである。したがって, 未婚者がいない限り前回モデルは今回の同居可能数と一致する。逆にいえば今回のモデルでは結婚形態が理想結婚でない場合, 同居可能割合は前回モデルの結果より当然低くなる。さらに, 未婚者を含むことによりその分低くなる。

前回モデルによる同居可能割合は(8)式により95.6%となるが, 今回の完全ランダム婚では未婚者がいないものとする87.2%で, この差8.4%が理想結婚でないことにより生じたものである。

未婚者を5%とする今回の結果85.2%とその87.2%との差2%が未婚者の存在によるものである。

5) 同居可能率: 完全同類婚

完全に同じきょうだい数のもの同士で結婚が行われるとすると、表3のように、同居可能割合、純同居可能率は表2の完全ランダム婚にくらべさらに低くなり、親で83.1%（全親世代80.0%）、子で83.8%となっている。これらはいずれも完全ランダム婚の結果に比べてやや小さくなっており、それだけ同居可能性が無駄になっており、理想結婚からより遠いことがわかる。親について子の数別にみると、同居不可能なのは子が1人の親のみである。他の子数の親に同居不可能性は全く及んでおらず、同居不可能のものはもっぱら子1人の親からのみ発生している。

これに対して、親からみた同居可能数は子の数にかかわらず子1人につき0.536人となり、したがって子の数が多くなるほど比例的に大きくなっている。しかし、親世代の既婚者全体では1.01人（親世代全体0.971人）で、ランダム婚の結果と全く変わりが無い。これは子からみた同居可能数、総同居可能率の0.932人についても同様である。同居可能数はどのような結婚が行われようと、同居可能性がむだにならないので人口全体では同じ値（式(7)、(8)でも得られる）になることが示されている。

以上のように、今回のモデルでは親からみた同居可能割合は前回のモデルに比べて親の間の競合を取り入れた分低下する。その低下の程度は理想結婚から離れるほど大きく、完全同類婚のとき最低となる。また、子1人の親の割合が高くなるほど、つまり出生率が低く死亡率が高いほど、その低下の程度が大きくなる。

子からみた同居可能割合では前回のモデルに子の間での競合の要因がすでに取り入れられているが、結婚が理想結婚から離れるほどその割合はより小さくなる。もっとも理想結婚から離れる完全同類婚でも、きょうだい数1の割合が大きいほど、つまり出生率が低く死亡率が高いほど、子からみた同居可能割合は低くなる。

子の未婚を独立して取り入れたことにより、親からみた同居可能割合は上昇し、子からみた同居可能割合は低下する。

11. ま と め

親と子の同居可能性は基本的には子の出生によって作られる親と子の数の対応関係によって決まり、その後の双方の死亡による数の変化によって変化するといえる。筆者が前回発表したモデルはこのような考え方にもとづいている。ところがこれによると親が子を1人以上持っていて子と同居できない場合が生じるという現象を説明することができない。これを説明するためには実は、親子の同居可能性に対して子および子の配偶者の両性が関与していることを取り入れた両性モデルでなければならず、前回のモデルに組み入れられていた親との同居をめぐるその子のきょうだいの間の競合以外に、親との同居をめぐる子と子の配偶者のきょうだいの間で競合することや、子との同居をめぐる子と子の配偶者の親の間で競合することを取り入れなければならない。

結局、親の組数に対する子の組数の比率、家族再生産率 G が人口全体で1を超えていても、子を1人しか持たない親がその人口に含まれる以上、子1人の親の存在から来る子不足を解消するような理想的な結婚が行われないうちに、子を1人以上もつ親の中から子と同居できないものが発生すること、子からいうと子の中から1組以上の同居可能な親をもつものが発生する。前回のモデルおよび Zeng のモデルはこの理想結婚を前提としている。今回のモデルでは結婚によって作られる子と子の配偶者のきょうだい数の組み合わせという要因を取り入れて、同居可能割合が算出される。

今回のモデルによると同居可能割合は前回のモデルにくらべ競合による分だけ低くなる。その低くなる程度は理想結婚から離れているほど、また子1人の割合が大きいほど、つまり死亡率が高く、出生率が低いほど大きくなる。したがって、将来結婚が理想結婚から離れ、出生率の低下が大きいと前回モデルの結果を修正する必要があるかもしれない。その際には、結婚におけるきょうだい数の組み合わせに関する実際のデータが必要である。これと関連して、今回のモデルでは同居について親が子を選好する度合は子の性、出生順に関して全く同じとしたが、この点を変更することも考えられる。

表1 子数別親の割合、きょうだい数別子の割合

子数, きょうだい数 (人)	子 出 生 時		子 結 婚 時		親 高 齢 時	
	親 (1)	子 (2)	親 (3)	子 (4)	親 (5)	子 (6)
0	7.4	-	7.8	-	8.3	-
1	17.9	9.3	19.6	10.4	21.5	11.7
2	52.6	54.8	51.7	54.9	50.6	55.0
3	19.8	30.9	18.8	29.9	17.7	28.8
4	2.0	4.1	1.9	3.9	1.7	3.7
5	0.3	0.9	0.3	0.8	0.3	0.7
6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
平均 (人)	1.921	2.325	1.883	2.298	1.839	2.269
家族再生産率G	1.037		1.021		1.003	

表2 同居可能率 (完全ランダム婚)

子数 きょうだい数	親からみた子との同居可能			子からみた親との同居可能	
	割 合 (1)	数 (組)		割 合 (4)	数 (組) (5)
		子1人 (2)	子全員 (3)		
0	0.000	0.000	0.000	-	-
1	0.704	0.704	0.704	0.999	1.430
2	0.990	0.556	1.112	0.896	0.942
3	1.000	0.465	1.395	0.750	0.780
4	1.000	0.403	1.613	0.676	0.698
5	1.000	0.358	1.792	0.632	0.649
6	1.000	0.324	1.946	0.603	0.617
総 数 (既婚人口)	0.859	1.010		0.852	0.932
(全人口)	0.826	0.971			

表3 同居可能率 (完全同類婚)

子数 きょうだい数	親からみた子との同居可能			子からみた親との同居可能	
	割 合 (1)	数 (組)		割 合 (4)	数 (組) (5)
		子1人 (2)	子全員 (3)		
0	0.000	0.000	0.000	-	-
1	0.536	0.536	0.536	0.999	1.903
2	1.000	0.536	1.073	0.952	0.952
3	1.000	0.536	1.609	0.634	0.634
4	1.000	0.536	2.146	0.476	0.476
5	1.000	0.536	2.682	0.381	0.381
6	1.000	0.536	3.218	0.317	0.317
総 数 (既婚人口)	0.831	1.010		0.838	0.932
(全人口)	0.800	0.971			

A Model of Parent/Child Coresidability Taking Account of Postnuptial Competition

Kiyosi HIROSIMA

We define net coresidability rate (NCR) as the proportion of parents (children) who are demographically able to coreside with children (parents), and gross coresidability rate (GCR) as the average number of children (parents) to coreside with for a parent (child). The coresidability rates which are basically decided by the numerical relationship between parents and their children started by the births of children will change according to the occurrence of deaths of both parents and children after the births of children. The previous model proposed by us was founded on this structuring.

By that model, however, we cannot explain a phenomenon that some parents who have at least one child cannot coreside with their child. To explain this phenomenon, we should build a two-sex model which expresses that the coresidability is affected not only by the competition among children's siblings concerning the coresidence with their parents, but also by the competition between the siblings of the children and the siblings of children's spouses concerning the coresidence with parents and by the competition between the parents and the parents of children's spouses concerning the coresidence with their children.

In this article, we theoretically explain that even if the family reproductive rate, \bar{G} , the ratio of number of child pairs to number of parent pairs, of a population surpasses unity, as the population contains parents who have only one child, and unless the lack of children to coreside with will be dissolved by the 'ideal marriage' in the population, some parents cannot coreside with their child even though they have at least one child, in other words, some children have more than one pair of parents to coreside with. In our previous model and in Zeng's model, the ideal marriage is virtually assumed.

We build a new model to yield the coresidability rates for both children and parents, incorporating the factor of the combination of numbers of siblings of children and children's spouses. According to this model, the proportion coresidable of both parents and children is calculated to be lower than that obtained through our previous model. The extent of the lowness is the larger, the farther the marriage is from ideal marriage, and the higher the mortality and the lower the fertility is where a larger proportion of only children will be produced.

Therefore we may need to revise the results by our previous model, if the decline in fertility becomes larger than expected before. In this connexion, we may also try to alter the preference of parents for the sex and birth order of children to coreside with.

中国少数民族の人口研究序説

若林敬子

1. はじめに一訪中にあたっての問題意識

中国の人口問題を論じる時、ともすると漢民族中心の全国データをもって話をすすめがちである。だが現在の中国の状況を正しく把握し、問題を解明していこうとするなら、多民族国家としてうけとめ、少数民族についての理解も深めなくては片手落ちとなる。

広大な全中国の地域格差について、表1でみてみよう。1982年人口センサスの結果、81年の合計特殊出生率は、最小の上海市で1.316、最大の貴州省で4.355、第1子或多子率についても地域差は大きい。他方、一人あたり農工業生産額は、上海市が5,694元に比し、貴州省は356.9元と16分の1にすぎない。

出生性比で、107.0以上の高い地域は安徽省などの（上海市を除く）沿海の人口密度の高い、つまり漢族比率が高く、儒教思想の強い19省市であり、他方、107.0未満の出生性比の低い地域は、西北・青藏高原等の少数民族の居住比率が高い10省自治区に集中分布している（図1参照）。つまり後者は人口はわずかに17%程だが、面積は全中国の64%にもおよぶ人口密度の低い地域である。（よくいわれるように黒龍江省の愛琿から雲南省の騰衝に直線をひいてみると、東側は面積36%、人口96%、西側は面積64%、人口4%となる。）

これらチベット、青海、新疆、広西、寧夏、雲南、貴州、内モン古等の省自治区には少数民族が比較的多く居住し、人口動態、婚姻様式も多種多様であり、82年人口センサスの結果きわめて特異な数値を示すことが明らかになりつつある。経済開放体制は沿岸域を出発拠点として進められてきたが、なお一層の近代化を今後進行しようとするならば、その視点は中部から辺境西部へと広げられていかなければならないことは必須であろう。少数民族の人口をめぐる、婚姻・家族構造をふくむ社会学的研究への問題意識は筆者の1987年9月-10月の訪中（雲南・四川・甘肅・青海・内モン古）を機会に、若干の序説的検討を行ってみる機会を与えてくれた。

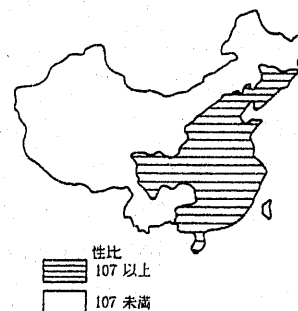
本稿は訪中にあたり、中国社会科学院外事局等多くの協力を得たので、その感謝の念も背景にして、素材提供的段階ではあるが、あえて一応の整理をここで試みたい。

2. 少数民族人口事情・居住分布

少数民族の人口は、比率でこそ全国人口の6.7%にすぎないが、中国の国家統合・安全保障にとって極めて重要な意味をもっている。

その第1は、国境地帯の9割は少数民族の居住地であるという戦略的理由（陸上だけでも11カ国と国境を接す）。第2は資源上貴重な戦略エネルギーの宝庫。第3は人口上の理由で、漢族の膨大な過剰人口を吸収する大きな潜在的可能性を有す——この点は従来からの意味あいに加え、費孝通の近年の理論からみても、小城镇とならんで人口問題解決の方途として、少数民族地区・辺境開発論が指摘

図1 1981年出生性比の地理分布



注) 表1の中の人口センサス結果を地図にしたもの

されている¹⁾。

国家は統合をより強化しようとするし、他方少数民族の側からすれば、民族の自治・自主権の要求となり、両者は基本的に衝突する。これまでも内蒙古、新疆、チベット等で、開発の失敗や民族的自治権をめぐる紛争が生じてきた。カザフ族、蒙古族などの民族が国境を越えて分断されていることなど、民族問題が国家間の紛争に連動することも多い。民族は政情によって国境ぞいを自由に移動することも多く、その数を正確に把握することは困難である。北京政府にとって常に少数民族問題は、アキレス鍵ともいえる複雑な問題の根を、歴史的にひきずりもってきているといっても過言ではない。

新中国に統合された当初、35民族、3600万人余が識別されていた。その社会状況は漢族地区より一層後進的であり「封建的土地所有制度下のもの3000万人、封建農奴制度400万人、奴隷制をいまだ残している100万人、原始共産制の残る社会60万人」²⁾であったといわれる。

1949—57年は漸進的民族政策、58—59年の民族工作の左傾化、60—62年の軌道修正、62—77年文革期の民族固有問題の否定、78年12月の三中全会後ようやく民族工作の回復という曲折をたどる。50年代後半—60年初頭に民族識別工作が精力的に行われ、民族数は53年に41民族、64年に53民族、82年に55民族と増大したが、なお識別されていない民族人口が、87.9万人いるのを忘れてはならない。

表2でみるように82年人口センサスの結果、中国の主要民族である漢族を除く少数民族の総人口は6723万人、全人口の6.7%（87年7月の中間センサスでは8%に上昇）。55民族の中で最大の少数民族は広西自治区に住む壮族で1338万人、最小は黒龍江省に住む赫哲（ホーチョ）族の1,476人。100万人以上が15民族、10～100万人13、1万～10万18、1万未満9と、人口規模においてかなりのバラツキがある。

人口100万人以上の少数民族15の人口増減をみると、蔵族が1953—64年の間に277.56万人から250.1万人へと10%の絶対減がみられるのに注視（チベット族は8世紀後半500～600万人が、1953年に277万人へと100年間に50%減、1959年の動乱で死亡者と亡命者がかなりに達することは後述のとおり。）、82年には387.01万人へ、30年間に39.4%の増加にとどまるが、他は大方、朝鮮族の57.4%から蒙古族の133.2%の増大の間に位置している。1953年に3,532.0万人、6.06%が、64年の3,988.4万人5.78%へと、漢民族が53—64年に年平均1.59%の増加に比し、1.11%にすぎなかったが、64—82年間には逆転し、漢族の平均2.04%増加に比し、少数民族は2.94%の増加となっている。とりわけ、78年の5,580万人から82年の6,723万人へと、その急増が著しい。その要因については後に特筆しよう。

それではこれら少数民族の居住状況の特色はどうか。(1)広大な全中国の62.6%の広さに散在し、漢族等他民族と複雑に雑居していること。既述したように、(2)1000万人をこす大民族・壮族から1000人強の少数民族・赫哲族まで多様であること。さらに(3)中国独特の自治を与えられた保護区域に「民族区域自治」があること。(4)だがそこにおいても多くの場合、少数民族は依然少数者であることの方が多い。

1) 費孝通の小城鎮理論については、拙稿「費孝通と小城鎮調査」、アジア人口開発協会、『人口と開発』、No. 23、1988年1月。辺境開発論については、とりあえず以下の新書を参考のこと。

・費孝通学術指導・斯平主編、『開発辺区与三力支辺—開発内蒙古与三力支辺調査報告和論文選集』、内蒙古出版社、1986年12月。

・費孝通、『辺区開発四題』、浙江人民出版社、1987年2月。

・費孝通、『辺区開発与社会調査』、天津人民出版社、1987年3月。

・費孝通、『沿海六行』、江蘇人民出版社、1987年8月。

2) (1) 地主的土地所有が主導的のところ（壮族、朝鮮族、回族地区、ウイグル族やモンゴル族の農業区）は漢族地区とほぼ同ペースで民主主義改革から社会主義改造へ、(2) 農奴制や奴隷制を保持した地区（チベット族、傣族、一部彝族地区）はペースを遅らせ、(3) 原始共産制の残るところ（雲南の辺境など）では国家の強い援助と指導の下に互助合作段階を経て直接社会主義に移行する方式をとり、ペースも他より大幅に遅れる。毛里和子、「中国の少数民族問題」、日本国際政治学会編、『国際政治』、65号、1980. 11。

表1 1981年の省・市・自治区別合計特殊出生率・一人あたり農工業生産額・出生性比・少数民族の人口比

地区別	合計特殊出生率	第一子率(%)	第二子率(%)	多子率(第三子以上%)	一人あたり農工業生産額(元)	出生性比(女=100)	少数民族の人口比(%)
28の省・市・自治区平均	2.584	47.30	25.67	27.03	(757)	108.47	6.70
1. 上海市	1.316	87.04	12.03	0.93	5,694.4	105.4	0.42
2. 北京市	1.589	85.11	12.02	2.87	2,704.6	107.0	3.49
3. 天津市	1.645	78.54	16.17	5.29	3,002.1	107.7	2.11
4. 遼寧省	1.773	71.48	19.20	9.32	1,587.3	107.1	8.14
5. 吉林省	1.842	60.16	25.25	14.59	907.0	107.8	8.10
6. 浙江省	1.982	54.08	26.83	19.08	947.3	108.8	0.40
7. 黒龍江省	2.062	54.10	26.74	19.16	1,114.8	106.9	4.93
8. 江蘇省	2.076	61.11	26.09	12.80	1,218.2	107.9	0.18
9. 山東省	2.104	60.56	24.54	14.90	797.5	109.9	0.55
10. 山西省	2.385	47.74	27.78	24.48	779.8	109.3	0.25
11. 陝西省	2.394	49.64	26.27	24.09	609.8	109.2	0.46
12. 四川省	2.434	56.56	24.15	19.29	536.2	107.9	3.67
13. 湖北省	2.445	50.29	27.70	22.01	857.2	107.0	3.72
14. 内蒙古自治区	2.621	44.19	26.44	29.37	606.5	106.8	15.55
15. 河北省	2.650	52.27	27.50	20.23	689.1	108.2	1.61
16. 河南省	2.651	44.55	27.85	27.60	519.5	110.3	1.07
17. 福建省	2.717	40.94	29.99	29.07	579.8	108.6	0.96
18. 甘肅省	2.728	43.35	24.88	31.77	576.2	106.3	7.92
19. 江西省	2.790	36.62	28.19	35.19	555.4	107.9	0.07
20. 安徽省	2.799	37.40	28.56	34.04	543.8	112.5	0.53
21. 湖南省	2.833	43.26	30.81	25.93	628.3	109.5	4.06
22. 広東省	3.283	36.96	27.92	35.12	699.3	110.5	1.79
23. 雲南省	3.814	28.30	22.71	48.99	445.3	106.2	31.70
24. 新疆ウイグル自治区	3.883	27.14	18.15	54.71	636.9	106.1	59.59
25. 青海省	3.927	26.63	19.79	53.58	587.9	106.2	39.42
26. 広西チワン族自治区	4.103	31.10	23.89	45.01	477.3	110.7	38.26
27. 寧夏回族自治区	4.120	30.37	20.51	49.12	561.6	106.2	31.94
28. 貴州省	4.355	23.91	20.35	55.74	356.9	106.8	26.01
29. チベット自治区	-	-	-	-	(398)	101.3	95.15

出所) 1982年人口センサス結果, 『経済日報』83年12月13日. 一人あたり農工業生産額は劉錚「中国人口的变化(1949~82)」, PP.23-4より. なお全国とチベットについては『北京周報』82年8月17日No.33より追加. 出生性比は谷祖善「出生性別比的地理分布」『人口研究』84年6期, P.50より. チベット自治区は出産力調査を行っていない.

若林敬子編集・解説『中国の人口問題研究に関する最近の基本資料』厚生省人口問題研究所研究資料No.237, 1985年9月, P.193.

表2 少数民族の人口推移と文盲・半文盲率

民族名	おもな居住地区	人				1953年人口を100とした82年の指数	12歳以上文盲・半文盲率(%)		
		1953年 万人	1964年 人	1978年 万人	1982年 人		計	男	女
チワン族 (壮)	広西チワン族自治区 (92.0%)	696.0	8,386,140	1,209.0	13,378,162	192.2	15.73	46.97	
回族	寧夏回族自治区 (17.2%)	356.0	4,473,147	649.0	7,219,352	202.8	29.73	53.01	
ウイグル族 (維吾爾)	新疆ウイグル自治区 (99.9%)	364.0	3,996,311	548.0	5,957,112	163.7	38.70	45.76	
イ (彝)	雲南省 (62.3%)	325.0	3,380,960	485.0	5,453,448	167.8	45.68	77.64	
ミャオ族 (苗)	貴州省 (52.0%)	251.0	2,782,088	392.0	5,030,897	200.4	39.48	77.48	
満族	遼寧省 (46.5%)	242.0	2,695,675	265.0	4,299,159	177.7	11.78	23.27	
チベット族 (藏)	チベット自治区 (45.7%)	277.0	2,501,174	345.0	3,870,068	139.7	61.39	87.22	
蒙古族	内蒙古自治区 (72.2%)	146.0	1,965,766	266.0	3,411,657	233.7	21.09	36.65	
トゥチヤ族 (土家)	湖北省 (52.8%)	59.0	524,755	77.0	2,832,743	480.0	19.93	48.19	
ブイ族 (布依)	貴州省 (99.2%)	125.0	1,348,055	172.0	2,120,469	169.6	33.78	77.76	
朝鮮族	吉林省 (62.6%)	112.0	1,339,569	168.0	1,763,870	157.5	4.67	15.99	
トン族 (侗)	貴州省 (59.3%)	71.0	836,123	111.0	1,425,100	200.7	25.45	65.64	
ヤオ族 (瑤)	広西チワン族自治区 (60.6%)	67.0	857,265	124.0	1,402,676	209.4	31.55	64.77	
ペー族 (白)	雲南省 (99.0%)	57.0	706,623	105.0	1,131,124	198.4	20.35	60.70	
ハニ族 (哈尼)	雲南省 (99.9%)	48.0	628,727	96.0	1,058,836	220.6	56.25	84.15	
カザク族 (哈薩克)	新疆ウイグル自治区 (99.7%)	50.9	491,637	80.0	907,582	178.3	16.76	27.88	
タリ族 (傣)	雲南省 (99.6%)	47.0	535,389	76.0	839,797	178.7	45.07	69.12	
リー族 (黎)	広東省 (91.2%)	36.0	438,813	68.0	817,562	227.1	27.40	55.65	
リースー族 (傈僳)	雲南省 (97.1%)	31.7	270,628	47.0	480,960	151.7	58.55	85.09	
シエ族 (畲)	福建省 (55.8%) 浙江省 (40.7%)	21.9	234,167	33.0	368,832	168.4	35.17	70.37	
ラフ族 (拉祜)	雲南省 (100.0%)	13.9	191,241	37.0	304,174	218.8	82.31	86.98	
ワ (佤)	雲南省 (100.0%)	28.6	200,272	26.0	298,591	104.4	68.61	78.61	
シュイ族 (水)	雲南省 (95.3%)	13.3	156,099	23.0	286,487	215.4	61.63	85.78	
トンシヤン族 (東郷)	甘粛省 (83.6%)	15.5	147,443	19.0	279,397	186.7	77.92	96.41	
ナーシ族 (納西)	雲南省 (94.4%)	14.3	156,796	23.0	245,154	171.4	23.82	52.62	
トゥウ族 (土)	青海省 (84.4%)	5.3	77,349	12.0	159,426	300.8	42.04	79.47	
キルギス族 (柯爾克孜)	新疆ウイグル自治区 (99.7%)	7.0	70,151	9.7	113,999	162.9	31.98	50.64	
チヤン族 (羌)	四川省 (100.0%)	3.5	49,105	8.5	102,768	293.6	32.87	68.46	

ダ	オ	ー	ル	(達斡爾) 族	内蒙古自治区 (64.3%)	4.4	63,394	7.8	94,014	213.7	18.45	15.91	21.19
ジ	ン	ブ	ォ	(景頗) 族	雲南省 (100.0%)	10.0	57,762	88.3	93,008	93.0	63.02	54.39	70.82
モ	ー	ラ	オ	(佤) 族	広西チワン族自治区 (99.6%)	4.3	52,819	7.3	90,426	210.3	34.67	18.61	50.41
シ		ボ		(錫伯) 族	遼寧省 (62.8%)	1.9	33,438	4.4	83,629	440.2	10.97	7.38	15.39
サ		ラ		(撒拉) 族	青海省 (89.4%)	3.0	34,664	5.6	69,102	230.3	72.04	51.54	93.91
プ	ー	ラ	ン	(布朗) 族	雲南省 (100.0%)	3.5	39,411	5.2	58,476	167.1	71.50	61.84	81.38
コ	ー	ラ	ォ	(仫佬) 族	貴州省 (89.7%)	2.0	26,852	2.6	53,802	269.0	54.95	37.29	74.10
マ	オ	ナ	ン	(毛難) 族	広西チワン族自治区 (99.4%)	1.8	22,382	3.1	38,135	211.9	31.34	20.00	42.33
タ	ジ	ク		(塔吉克) 族	新疆ウイグル自治区 (100.0%)	1.4	16,236	2.2	26,503	189.3	42.83	33.09	54.13
ブ		ミ		(普米) 族	雲南省 (99.6%)	1.2	14,298	2.2	24,237	202.0	60.27	42.38	79.04
ス		ー		(怒) 族	雲南省 (99.7%)	1.2	15,047	1.9	23,166	193.1	65.92	58.54	72.74
ア	チ	ヤ	ン	(阿昌) 族	雲南省 (100.0%)	1.7	12,032	1.8	20,441	120.2	59.83	41.98	77.42
オ	ウ	ン	ク	(鄂温克) 族	内蒙古自治区 (94.5%)	0.62	9,681	1.3	19,343	312.0	16.27	13.00	19.93
ウ	ズ	ベ	ク	(烏孜别克) 族	新疆ウイグル自治区 (99.9%)	1.3	7,717	0.75	12,453	95.8	19.58	17.25	21.93
パ	ラ	ウ	ン	(崩竜) 族	雲南省 (100.0%)	0.29	7,261	1.0	12,295	424.0	72.92	60.27	86.63
ジ		ン		(京) 族	広西チワン族自治区 (76.1%)	0.43	4,293	0.54	11,995	278.9	36.87	17.11	52.42
ジ	ー	ス	オ	(基諾) 族	雲南省 (100.0%)	—	—	1.0	11,974	—	53.74	44.92	61.37
ユ	イ	ク	ー	(裕固) 族	甘肅省 (94.0%)	0.38	5,717	0.88	10,569	278.1	37.33	20.72	54.00
パ	オ	ア	ン	(保安) 族	甘肅省 (93.8%)	0.49	5,125	0.68	9,027	184.2	74.06	55.74	93.16
メ		ン	バ	(門巴) 族	チベット自治区 (98.1%)	—	3,809	約 4.0	6,248	—	43.84	28.57	57.89
ト	ー	ロ	ン	(独竜) 族	雲南省 (99.1%)	0.24	3,090	0.41	4,682	195.1	49.27	43.56	57.66
オ	ロ	チ	ョ	(鄂倫春) 族	黒龍江省 (69.8%)	0.22	2,709	0.32	4,132	187.8	22.60	22.97	22.22
タ	ク	ー	ル	(塔塔爾) 族	新疆ウイグル自治区 (99.4%)	0.69	2,294	0.29	4,127	59.8	8.97	7.59	10.53
ロ	シ	ア		(俄羅斯) 族	新疆ウイグル自治区 (91.5%)	2.2	1,326	0.06	2,935	13.3	15.00	5.48	19.73
ロ	ー	バ		(路巴) 族	チベット自治区 (99.0%)	—	—	約 20.0	2,065	—	82.43	82.86	82.05
カ	オ	シ	ヤ	(高山) 族	貴州・福建省 (台湾に30-40万人)	約 20.0	366	約 30.0	1,549	0.8	24.46	13.33	37.50
ホ	ー	チ	ォ	(赫哲) 族	黒龍江省 (91.0%)	0.045	718	0.08	1,476	328.0	14.29	—	25.93
まだ	識別	されて	いない	民族	貴州省 (91.9%)	32,411	—	—	879,201	—	60.90	40.49	82.07
計						3,552	3,999万人	5,580	6,723万人	189.3	42.63	29.71	55.97

注) おもな居住地区の%はその少数民族全人口に対する地区居住人口の割合。

出所) 1978年を除いて各人口センサス結果.なお文盲・半文盲の値および語言文字と宗教信仰(ここでは省略)は,王国棟『民族問題状況』寧夏人民出版社,1980年10月が参考になる.パラワン(崩龍)族は85年9月17日徳昂族と改称。

若林敏子「新しい中国人口統計の周辺—1982年人口センサス結果を中心に」日本国際問題研究所『共産主義と国際政治』1984年6月,PP.80-81.

中国の民族政策の根幹をなす「民族区域自治法」が1984年5月に制定され、国家の統一的指導のもとに、各少数民族の集中居住地域が区域自治を実施している。1986年末現在、5自治区、31自治州、94自治県、計130、さらに区域自治権をもたない約800の民族郷がある。その面積は約611.5万km²、全中国960万km²の63.7%。そこの居住人口は約1億3929万人(12.4%)、内少数民族は6072万人(全体の43.6%)に達する。それ以外の少数民族約1800万人は、自治地方以外の漢族と雑散居しており、民族自治権をもっていないことになる。

この84年法44条には「民族自治地方の自治機関は、法律の規定に基づき、当該地方の実情を考慮して計画出産の実施方法を定める」とある。法定結婚年齢の2歳ひき下げや、計画出産の弾力ある規定は、後に詳述するとおりである。

人口300万人以上の8民族の地域分布をみると(表3)、集居度が高いのは、ウルグイ族、壮族、蒙古族であり、自民族の自治区に7割以上が集居している。他方彝族、苗族、満族は自らの自治区をもたずに散居している。回族は最も散居度が高く、寧夏・甘肅を主としつつ、全中国の2,310市県に住み、漢族との雑居・“同化度”も高い。蒙古・満族も類似している。

表3 人口300万以上少数民族の集居状況

民族	人口(人)	自治区居住人口比(%)	その他地区への散居比(%)
チュアン族	13,441,990	(広西) 92.0	雲南6.7
回族	7,207,773	(寧夏) 17.2	甘肅14.0, 河南10.3, 河北5.8
ウイグル族	5,917,030	(新疆) 99.9	
彝族	5,492,330	自治区なし	雲南62.3, 四川27.4, 貴州10.1
ミャオ族	5,017,260	自治区なし	貴州52.0, 湖南15.2, 雲南14.7
満族	4,299,950	自治区なし	遼寧46.5, 黒竜江21.2, 吉林12.0
チベット族	3,821,950	(西藏) 45.7	四川24.1, 青海19.7
蒙古族	3,402,200	(内蒙古) 72.2	遼寧13.2, 新疆3.2, 吉林3.1

(出所) 1982年人口センサス結果より。

自治地方においても、少数民族の多くが少数派であることが中国の特色である。少数民族の人口が5%以上を占める一級行政区は表4でみるように11ある。自治区で当該少数民族が絶対的多数を占めるのはチベット自治区のみで、新疆ウイグルでも12の少数民族をあわせ、かろうじて全体の6割、寧夏や広西でもそこでの主要少数民族(回族や壮族)が全人口の3割強にしかすぎず、漢族比の方が高い。内モンゴル自治区でも蒙古族はわずか12.9%にすぎなくなっている。蒙古族全人口からみれば中国領土内の350万人中240万人が内モンゴル自治区に、110万は他省に、モンゴル人民共和国に約180万人、ソ連領のブリヤート共和国に80万人と、3カ国にまたがって居住している。

新疆ウイグル自治区については、表5でみるように人口構成が1950—60年代にかけて大変化した。漢族が増大したのは、新疆の開発、戦略資源開発、国境の安全保障目的の大量の移住が移民・生産建設兵団として進められた。その人口は一説に新疆には57—63年に280万人、内モンゴルには56—62年に200万人、69—70年に100万人以上ともいわれている。

なお青海省玉樹蔵族自治県を例にとると、多数の漢族移住が辺境開拓のためおこられ、畑作化が試みられたが、あまりの苛酷な条件の中で成果をあげられず失退したという歴史がある。この漢族の大重量ひきあげは、海拔3,500mという青藏高原では漢族による農耕は適合できず、厳しい自然条件と永年の蔵族の遊牧生態の前に撤退せざるをえなかったことを意味する。他方新疆では、同表5でみるように漢族の人口膨張、党政府の指導者としての“進出”にウイグル族との人口比率の逆転現象を生み、漢族の支配に対する危機意識を発生させる土壌となっていたのである。

以上の諸点に加え、少数民族自治地方は人口では12.4%を占めつつ、工農業生産額はわずか6.7%、

一人あたりにして全国水準の55%の低さにとどめるといふ経済的後進性、さらには表2でみたように文盲・半文盲率の高さという学歴・識字率の文化的後進性もかさなりあう。

自然的・歴史的・民族的・宗教的特殊性を充分認識した上で、経済的・文化的後進の克服・様々な抜本的措置が今後たてられていかなければならない。沿岸経済特区開発を一段階終えて、いまようやく中部・辺境開発への眼が集まろうとする中で、少数民族人口の総合的研究が国家の七・五計画の中に位置づけられるという時期をむかえたのである。

3. 少数民族人口の19

78年以降の急増要因

漢族が70年代以降、出生率を低下させていく一方で少数民族のそれはよりゆるやかであり、両者の差は拡大している(表6・7参照)。年齢別出生率を

みても、その出生ピークの山は、図2・3のように漢族と大差があり、都市・農村別初婚年齢をみても厳然たる差をもっている。なお少数民族は、20.96歳、漢族は22.81歳(表8参照)。又表9・10をみても民族によっても、又同民族においても居住地域によって出生率に差のあることを注視する必要がある。

このように少数民族の人口増加が高いのには、少数民族地方での経済発展、文化、医学衛生条件が改善され、乳児死亡率・年齢別死亡率が大幅に低下したこと、解放前封建的婚姻制度の圧迫により、従来結婚できなかった階層の結婚・出産ブームなどがあろう。また70年代からはじまった漢族への計画出産政策が少数民族に対して極めて寛容で、特に79年以降の一人っ子政策が実際上は対象外とされ

表4 自治区・省の少数民族

省市自治区	総人口 (人)	少数民族比 (%)	主要少数民族の比率 (%)
内蒙古自治区	19,274,279	15.5	蒙12.9, 回0.9, 満1.2, ダフル0.3, エベンキ0.1
(ウイグル) 新疆自治区	13,081,681	59.6	ウイグル45.5, カザク6.9, 回4.4, 蒙0.9, キルギス0.9
(チュアン) 広西自治区	34,420,960	38.3	チュアン33.9, ヤオ2.4, ミヤオ0.9, トン0.6, モラオ0.7
(回族) 寧夏自治区	3,895,578	31.9	回31.7, 満0.2, ……
西藏自治区	1,892,393	95.2	チベット94.4, モンバ0.3, ロッパ0.1, ……
青海省	3,895,706	39.4	チベット19.4, 回13.7, 土3.3, サラ1.6, 蒙1.3, ……
雲南省	32,553,817	31.7	イ10.3, バイ3.4, ハニ3.3, チュアン2.7, タイ2.6, ……
貴州省	28,552,997	26	ミヤオ9.1, プイ7.4, トン2.9, イ1.9, 水0.9, ……
遼寧省	35,721,693	8.1	満5.6, 蒙1.2, 回0.6, 朝鮮0.5, シボ0.1, ……
吉林省	22,560,053	8.1	朝鮮4.9, 満2.3, 回0.5, 蒙0.4, ……
甘肅省	19,569,261	7.9	回4.9, チベット1.6, トンシアン1.2, 土0.1, ……

注) 少数民族が全人口の5%以上を占める省・自治区のみ
出所) 1982年センサス結果より。

表5 新疆地方民族構成の変化状況

年次	総人口 (万人)	漢族 (%)	ウイグル 族 (%)	カザク族 (%)	回族 (%)	キルギス 族 (%)	蒙古族 (%)	その他 (%)
1949年	433.34	6.7	75.9	10.2	2.8	1.5	1.2	1.7
59年	648.98	24.9	61.3	8.0	2.8	1.1	1.0	0.9
65年	789.10	34.9	52.1	6.6	3.6	0.9	0.9	1.0
73年	1,089.08	41.3	45.9	6.4	4.0	0.8	0.9	0.7
80年	1,283.24	41.4	44.9	6.8	4.4	0.8	0.9	0.8
81年	1,303.05	41.1	45.1	6.9	4.4	0.8	0.9	0.8
83年	1,333.30	40.3	45.5	7.0	4.4	0.9	0.9	1.0

注) その他の中には、ロシア族、シボ族、ウズベク族、タタール族、ダフー族、満族、その他が含まれる。
毛里和子「中国の少数民族人口事情」総務庁統計局国勢統計課『中国人口統計研究論集—昭和59年度中国統計研究会報告』昭和60年10月、P. 77を参照。

表6 各センサス少数民族の人口変化

民族	1953年7月 (万人)	1964年7月 (万人)	1953~64年 年平均人口 増加率 (%)	1982年7月 (万人)	1964~82年 年平均人口 増加率 (%)	1953~82年 年平均人口 増加率 (%)
全国人口	57,960.3	69,122.0		100,393.7		1.91
漢民族	54,428.3	65,129.6	1.59	93,670.4	2.04	1.87
少数民族	3,532.0	3,988.4	1.11	6,723.3	2.94	2.24
全人口中の 少数民族%	6.06	5.78		6.70		

出所) 各人口センサス結果より。

ているためもある。

しかしそれだけでは、78年以降82年に5580万から6723万人へ4年間に1143万人、年平均4.77%も増加したことを説明することはできない。つまり単純試算しても、主要な増加要因は人口の自然増加率というよりは、600万人程が非自然増加したと考えられる。(自然増加率を延長させると6100万人となり、612万程多い)

1978年の三中全会以降の、少数民族政策の変更による漢族より相対的増加率の高い要因は、各氏からのヒアリング³⁾を総合すると次のように整理することができる。第1は計画出産の実行の有無。少数民族に第2子、場合により3子以上の出産が認可・黙認されていること—出生数の相異と法定結婚

3) 少数民族の人口・婚姻についてのヒアリングは、主として以下の方々による。

- ・中央民族学院・民族研究所(王輔仁所長, 陳永齡)
- ・雲南民族学院・民族研究所(李力院長, 刀世勳, 王敬驪)
- ・四川民族研究所(王瑞玉)
- ・甘肅省計画生育委員会(庄殿副主任)
- ・北京经济学院人口経済研究所(張天路)
- ・中国社会科学院人口研究所(熊郁)

年齢の2歳引下げ。第2は漢族と少数民族との結婚が増えているが、そこに生まれた子供は大部分少数民族をなめるため。その理由は少数民族への優遇政策が78年以降進められ、実質的に差別から彼らの政治的・社会的・経済的地位の向上、自主権の拡大が図られてきたことによる。具体的には、
 (イ) 計画出産の緩和制限がないことに加え、
 (ロ) 上級学校への進学時の点数が配慮され、有利にとりかはられる(たとえば漢族が400点必要なら380点で合格)、
 (ハ) 寄宿料や奨学金(漢族が月22元なら24元)、
 (ニ) 就職しやすく幹部にもなりやすい、
 (ホ) 経済的に手あつい手当の支給—肉購入など証明書をもっていくと入取しやすい。
 (ヘ) 裁判においても自民族語の通訳を要求できる。

第3は、従来少数民族であることは軽蔑され、はずかしいと受けとめられていたために出自を隠し、漢族として隠れていた少数民族が、正式に集団的に表明申告したためによる増加である。ちなみに中国では民族名は自己申告制であるために、漢族と少数民族の間の子は18歳までは親が、これ以降は子供自身が民族を選択して申告する。

さらには伝統的に同民族内の結婚しか許されていなかった一部民族が、婚姻法による近親結婚の禁止や慣習の打破により、異民族間の結婚=「通婚」が増大し、絶滅直前の民族の先細り状況にあったのを優生学的に救ったという事例も一部にみられる。

鄂倫春(オロチョン)族は1915—17年4111人が、1945年2000人余。赫哲(ホーチョ)族は1661年約1.2万人、1930年1980余人、1945年300人余と民族絶滅の危機が歴史的にあった。

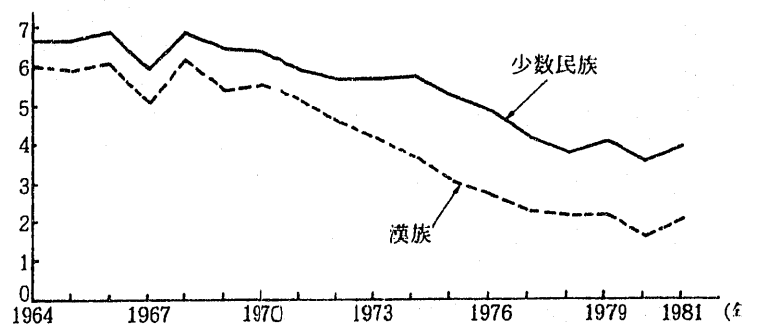
表2で1978—82年の人口数値をみると、急増が著しい民族に例えば土家(トウチャ)族がある。湖南地方に主に居住するが、湖北・四川・貴州に住むのは50年代以来、民族の回復を政治的に阻まれていたが、78年に認められ、その結果78年の77万人が82年に283万人と4倍になった。満族も社会的差別を恐れて漢族として申告していたのが申告をなおしたために、78年265万人が82年430万人へと急増した。さらには複雑な居住雑居の上、諸民族の風俗・習慣も混じりあい、ために誤った申告も多かったという。錫伯(シボ)族は満族と雑居していたため誤っ

表7 少数民族の各期別人口増加状況 (‰)

時 期	少数民族人口自然増加率平均	全国人口自然増加率平均
I. (1949 ~ 53年)	1.93	2.07
II. (1953 ~ 64年)	1.08	1.66
III. (1964 ~ 78年)	2.41	2.22
IV. (1978 ~ 80年)	5.31	1.27
V. (1978 ~ 82年)	4.71	0.80

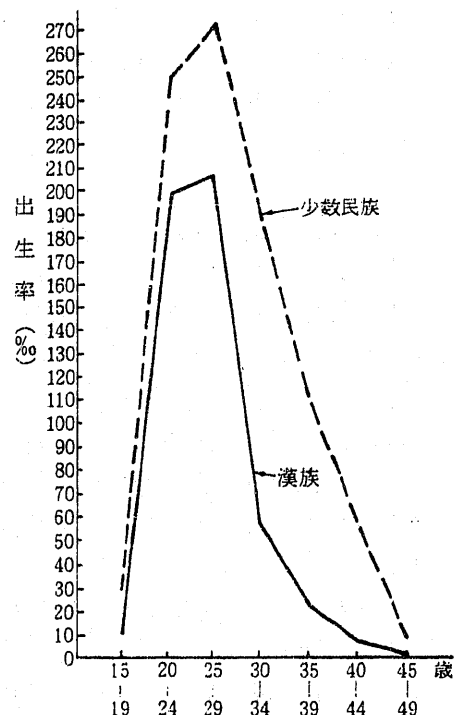
出所) 張天路『民族演変過程—影響民族人口變動的一個重要要素』『西南民族学院学報』82年第1号、
 熊郁『少数民族人口的發展』『当代中国』1988。

図2 少数民族・漢族別合計特殊出生率の推移



出所) 張天路『中国少数民族の人口』遼寧人民出版社1987, P.28.

図3 少数民族・漢族別年齢階級別出生率 (1981年)



出所) 図2と同 P.35.

表8 少数民族, 漢族別女子平均初婚年齢 (1935-81年)

(歳)

年	少数民族	漢族	年	少数民族	漢族	年	少数民族	漢族	年	少数民族	漢族
1935	16.46	17.11	1950	17.63	18.50	1965	19.52	19.61	1980	21.67	23.17
1936	17.26	17.34	1951	18.39	18.59	1966	18.90	19.83	1981	21.43	22.95
1937	16.26	17.63	1952	18.76	18.69	1967	19.34	19.93	1982	20.96	22.81
1938	16.61	17.74	1953	19.33	18.92	1968	19.32	20.11			
1939	18.02	17.92	1954	19.11	18.86	1969	19.52	20.23			
1940	18.08	17.86	1955	18.96	19.01	1970	19.71	20.30			
1941	18.02	17.74	1956	18.90	19.12	1971	19.53	20.29			
1942	18.29	18.15	1957	19.07	19.21	1972	19.22	20.52			
1943	18.42	18.25	1958	19.33	19.20	1973	19.74	20.74			
1944	18.07	18.41	1959	18.65	19.19	1974	19.96	21.26			
1945	17.37	18.45	1960	18.61	19.45	1975	20.15	21.73			
1946	18.06	18.60	1961	19.49	19.57	1976	20.85	22.12			
1947	18.46	18.56	1962	19.49	19.47	1977	21.12	22.45			
1948	18.60	18.58	1963	19.72	19.62	1978	21.22	22.79			
1949	18.39	18.46	1964	18.04	19.55	1979	21.25	23.03			

出所) 張天路『中国少数民族の人口』遼寧人民出版社, 1987年4月, P.63.

て満族と申告していたものを, 人口センサスで正したために4.4万人から8.4万人に増加した。

民族識別の要点は, まず漢族か少数民族か, 次にその集団がある民族の一部なのか, それともそれだけで単一民族かの区別が難しい。雲南南部の苦聰(クウォン)族は民族学的には拉祜(ラフ)族に近いと思われるが今だに民族名の決着がついていない。湖南省の白(ペー)族は84年6月に4.5万人が認定され, 86年3月に9万人となった。

87年4月, 行政的に管轄をしている国家民族事務委員会は「55民族に限定し, 今後新しい民族は成立せず既存に近い民族に所属させる」方針であるというが, いずれにせよ, なお識別工作は流動的であるといえよう。

4. 計画出産条例規定と少数民族

第七次五カ年計画の中に「少数民族の人口に関する総合研究」が重点研究項目として位置づけられ, 87年1月には総合研究準備計画会議が開催された。この場で「少数民族の人口に対する総合研究(人口, 自然環境, 経済, 歴史, 文化, 言語, 風俗習慣, 心理素質, 道徳規範, 宗教信仰など)は各民族の進歩繁栄と諸民族の団結を促進するだけでなく, 四つの近代化に有力な根拠を提供するもので, これは世界人口学の宝庫の中でも貴重な財産である」と指摘された。特に人口と経済社会発展への影響が重視されている。当面55民族中38民族=150社区(communitiy)の調査が, 北京経済学院人口経済研究所を中心としてスタート。又87年9月20-21日には敦煌にて少数民族人口シンポジウムが開催された。

それでは少数民族に対する人口政策について確認しておこう。まず1980年9月制定の婚姻法36条は, 民族自治地方への「ある程度の弾力的又は補足的規定を定めることができる」と明記した。(84年5月の「民族区域自治法」でも当該地方の実情を考慮して「計画出産の実施方法を定める」44条にある。)これに基づき法定結婚年齢を男女ともに2歳ひき上げて, 男20歳, 女18歳と補足した地方が多く, か

表9 1981年各地区少数民族の合計特殊出生率(TFR)

族 別	地 区 別	T F R	族 別	地 区 別	T F R
蒙 古 族	雲 南 省	2.56	布 依 族	雲 南 省	5.30
	青海河南蒙古族自治県	6.26		貴州册亨県	5.99
	内蒙古自治区	3.56	瑤 族	雲 南 省	6.70
回 族	雲 南 省	3.11	白 族	雲 南 省	3.16
		寧夏涇源县			
藏 族	雲 南 省	3.95	哈 尼 族	雲 南 省	5.61
	四 川 省	5.06	傣 族	雲 南 省	3.35
	青海玉樹藏族自治州	6.36	傈 僳 族	雲 南 省	5.64
壮 族	雲 南 省	5.31	佤 族	雲 南 省	5.62
		広西壮族自治区	4.57	拉 祜 族	雲 南 省
苗 族	雲 南 省	7.27	納 西 族	雲 南 省	2.98
		貴州台江県	6.63	景 頗 族	雲 南 省
布 朗 族	雲 南 省	6.38	德 昂 族	雲 南 省	5.82
阿 昌 族	雲 南 省	4.72	独 竜 族	雲 南 省	6.08
普 米 族	雲 南 省	4.71	基 諾 族	雲 南 省	2.87
怒 族	雲 南 省	5.82	維 吾 爾 族	新疆ウイグル自治区	5.47
彝 族	四 川 省	7.60	羌 族	四 川 省	5.38
	雲 南 省	4.43	朝 鮮 族	吉 林 省	1.79
水 族	貴州三都水族自治県	6.63	鄂 温 克 族	内蒙古自治区	2.89

出所) 張天路『中国少数民族的人口』遼寧人民出版社, 1987年4月, P.30.

つ一人っ子政策は対象外とされていた。

それでも82年12月の国民経済社会発展五カ年計画では、「少数民族の集居地区でも計画出産を実行し、各地区の経済・自然条件と人口状態に基づき計画出産を策定する」と明記された。例えば新疆ウイグル自治区の首都・ウルムチにおいては、ウイグル族はこの対象にひっかかることとなり、後述するような根強い抵抗を生じさせたのである。

筆者が青海省西寧に滞在中の10月1日前後、チベット自治区のラサにて生じた反乱は、世界のニュースとなったが、現在もなお少数民族問題が依然、北京政府にとって解決されていないことを広く世界に示したといえよう。それ故にも、少数民族への計画出産宣伝教育にあたり、北京政府が最も気づかっていることは、各少数民族のリーダーを説得・媒介にして普及することであり、人口抑制が自らの民族の繁栄につながるのだという自覚を侵透させることであった。直接的な工作によって生じ

表10 雲南省24民族別出生胎次と合計特殊出生率(TFR)

民族別	第一子率(%)	第二子率(%)	多子率(%)	多子出産人数(万人)	TFR	民族別	第一子率(%)	第二子率(%)	多子率(%)	多子出産人数(万人)	TFR
全国	47.25	25.60	27.15	554.76	2.61	傣	35.32	26.67	38.01	0.80	3.35
雲南省	28.32	22.24	49.44	39.88	3.79	傈 僳	21.17	18.84	59.99	1.02	5.64
漢	31.02	23.10	45.88	22.77	3.37	佤	22.64	17.84	59.52	0.68	5.62
蒙 古	34.86	34.86	30.28	0.003	2.56	拉 祜	24.25	19.01	56.74	0.75	5.60
回	31.99	22.33	45.68	0.44	3.11	納 西	35.65	29.94	34.41	0.17	2.98
藏	31.13	27.03	41.84	0.11	3.95	景 頗	24.33	18.03	57.64	0.17	4.92
苗	16.21	15.17	68.62	2.17	7.27	布 朗	22.00	16.41	61.59	0.16	6.38
彝	24.59	21.52	53.90	4.95	4.43	阿 昌	25.08	19.09	55.83	0.05	4.72
壮	33.11	20.58	60.05	1.73	5.31	普 米	20.63	19.79	59.58	0.06	4.71
布 依	23.08	21.54	55.38	0.01	5.30	怒	18.87	16.20	64.93	0.06	6.37
瑤	17.44	17.74	64.82	0.39	6.70	崩 竜	20.70	22.05	57.25	0.03	5.82
白	28.86	26.54	44.60	1.09	3.16	独 竜	19.67	12.02	68.31	0.01	6.08
哈 尼	21.19	19.25	59.56	2.21	5.61	基 諾	38.08	24.61	37.31	0.01	2.87

出所) 張建華「雲南不同民族婦女生育の差導」國務院人口普查弁公室・國家統計局人口統計司編『中国第三次人口普查資料分析』中国財政經濟出版社, PP.256-7.

る抵抗を極力さけたいという意向である。

一人っ子政策の現状について、87年10月、王連城『計画生育報社』編集長は次の様に説明してくれた。

「79年開始、80年に正式嚴重提唱化、84年に分類思想がだされて山、林、鉞区など各地方の事情にみあわせて第2子を許可するように転換、84-87年はその完成過渡期として条件整備、87年に至りそれがほぼ確定して安定政策期に入った」と。84年がメキシコ国連人口会議を前にした女子嬰兒殺しに関する国際世論への対応や、アメリカレーガン政権との対立が鮮明化する年であり、かつ国内的には農村における困難性「四二一総合症」という老親扶養や人口高齢化等の問題が噴出し、第2子出産の条件が拡大していった。

少数民族への人口政策は、1000万人以下(つまり壮族を除く)の54民族に対して、普通は2子、特例は3子を許すが4子は嚴禁、というのが政策スローガンである。

少数民族地区辺境地区および一部の業種に対して、ひき続き融通性のある人口政策をとる。「例えば山間地帯の夫婦は、地方の人口政策と抵触しない限り、2人目の子を生むことが認められる。各省・市は地方の実情にもとづいて、具体的な人口政策を制定することができる。同時に各地は国によって規定された人口の指標をもたなければならない。国の指標を突破しない限り、地方政府は融通性のある計画出産政策を定めることができる」⁴⁾としている。

チベット自治区では「一二三四政策」とよばれ、漢族は1子、都市に居住する少数民族は2子、少数民族の農民は3子、少数民族の遊牧民は4子の政策である。又新疆ウイグル自治区では、原則スローガンは「都市は平均2.5人、農村は3.2人」となっているが、その実行がかなり困難な状況にあるのは後述のとおりである。

『青海省計画出産条例』86年4月17日公布を例にとってみよう。82年6月5日の『青海省計画出産条例暫定規定』から4年近くをへて次の様な変更を試み、新規定にこぎつけた。まず子供の数について

4)「中国の人口政策について」、『北京周報』, 1987年7月21日, 29号。

ての原則は以下の通り⁵⁾。

- イ) 政府機関職員・職員労働者と都市住民は1子
- ロ) 農村で実際的な困難な状況が確認される者は2子
- ハ) 農村の少数民族は3子
- ニ) 牧業区の少数民族は4子

(イ)の内第2子出産の条件については以下の8項(第4条)が関連する。

- (1) 第1子が県級以上の病院で、成長しても正常な労働力になりえない非遺伝性の身体障害者と認定されたとき。
- (2) 県級以上の病院で不妊症と認定され、合法的に養子を1人得た後妊娠したとき
- (3) 夫婦の一方が一人っ子のとき。
- (4) 夫婦の一方が二等甲級以上の身体障害者であるとき。
- (5) 夫婦の一方が華僑、あるいは帰国華僑のとき。
- (6) 夫婦の一方、あるいは双方が少数民族のとき。
- (7) 夫婦の一方が初婚で、再婚した一方に1人しか子供がないとき。
- (8) 夫婦の双方がともに再婚で、その一方が未婚で他の一方に1人しか子供がないとき。

つまり82年暫定規定での3原則((1)(2)と再婚)に加え(3)(4)(5)(6)の4つの新条件が加わり、計8条件となる(再婚については(7)と(8)とに分けての列記となる)。

注意すべきは、農村2子策については「本省の農村の生産力の水準と自然条件、農業労働の特質から規定」「人口密度と自然資源、経済状況などに基づき、計画的に出産を許可することができる」とする。

又「82年規定では、少数民族の計画出産について統一的・具体的規定がなく、その早急な解決が望まれていたもの」が、「本省牧業区の人口密度の低さと牧畜労働の特質等を考慮し、少数民族の遊牧民夫婦は3人の子供を生むことができるように規定した」。

この青海省に限らず「甘肅省人民政府の少数民族の計画出産に関する暫行規定(82年規定を手直し中の87年9月段階の規定)」をみても、1) 政府機関職員・職員労働者、都市の少数民族(一方が少数民族を含む)は1子(特殊条件は2子)、2) 各自治州・県農村居住の少数民族は2子を許可、3) 牧業区の少数民族は特殊情况下で批准をへれば3子を許可するが4子は厳禁、4) 甘肅省特有の東郷(トンジャン)・裕固(ユイクー)・保安(パオアン)族、および省内人口が稀薄な蒙古・撒拉(サラ)・哈薩克(カザク)等の少数民族は2子を許可。人口稀薄な辺境区・林区は3子は許可するが4子は厳禁、5) 各自治州・県内農・牧業区に居住する漢族は困難な場合は省統一規定・実際情況にあわせて2子を出産してもよいが、計画外2子や多子は厳禁という規定である。

又、1987年7月2日成立の『四川省計画出産条例』は(1984年の出生率10.83%(TFR1.361)、85年15.38%(同1.821)、86年20.52%(同2.312)と急増しつつあるが)第2子出産条件について次の様に規定している。(8—11条)

- ① 第1子が非遺伝性の身体障害者で、成長しても正常な労働力になりえないとき。
- ② 一人息子と一人娘が結婚したとき。
- ③ 農村人口に属する男が一人娘と結婚し、女の家戸籍に入っているとき。
- ④ 農村人口に属する(革命)烈士の一人っ子。
- ⑤ 農村人口に属する二等甲級以上の傷遺軍人。

5) 青海省計生育委員会翻印、『青海省計生育条例』、1986年4月。この中には、楊茂嘉「關於〈青海省計生育委員会〉草案」の説明や、中共青海省委、青海省人民政府〈關於進一步做好計生育工作的通知〉も含まれており、そこから引用している。

- ⑥ 農村人口に属し公傷による身体障害者で、傷遺軍人の二等甲級以上に相当するもの。
- ⑦ 農村人口に属する実の兄弟のうち、一人にしか生殖能力がないとき。
- ⑧ 農村人口に属する夫婦の一方が二代以上に亘ってみな一人っ子であるとき。
- ⑨ 盆地・山地の区県と経済建設区の市（地区）が批准した盆地内の山区郷（領域内の平地、丘陵、河谷地帯を含まず）の農村人口に属し、労働力が欠乏している一人娘の家。
- ⑩ 盆地・山地の区県の辺鄙な大山区の農村人口に属する一人っ子の家。
- ⑪ 夫婦双方がともに帰国華僑で、四川に定住しているとき。
- ⑫ 結婚後多年に亘り出産せず、法に従って養子を1人えたのち妊娠したとき、子供を1人出産することができる。
- ⑬ もとの配偶者と死別したために再婚した夫婦で、配偶者と死別した方に2人を超えない数の子供がいて、他の一方には子供がいないとき。
- ⑭ もとの配偶者と離婚したために、再婚した夫婦の一方に子供が1人しかいず、他の一方は子供が1人もいないとき。

以上の規定に該当し第2子の出産を望む時、夫婦双方が申請し県級の計画出産部門の審査をうけたのち出産計画に入れられる。間隔は4年間必要。

又「内蒙古自治区第2子出産条件」について、まず政府機関職員・職員労働者・都市住民は以下の7項。

- (1) 第1子が非遺伝性身体障害者。
- (2) 結婚後5年以上出産せず養子を得た後の妊娠。
- (3) 夫婦とも一人っ子。
- (4) 夫婦とも帰国華僑。
- (5) 砒区や井戸掘りに5年以上従事し続けている者。
- (6) 林区、伐木作業に5年以上従事し続けている者。
- (7) 再婚夫婦で子供1人しかいない。

ついで農村牧業区での第2子出産条件は、以下の8項を追加。

- (1) 夫婦の一方が一人っ子。(2) 婿入り。(3) 兄弟の内一人しか生殖能力がない。(4) 第1子が女の子。(5) 傷遺軍人。(6) 夫婦の一方が帰国華僑。(7) 辺境・山区の特殊困難な所。(8) 地方病院区で夫婦双方および第1子がみな健康という特殊困難があるとき。

以上のように、中共中央の1984年7号文件を基礎としつつ、全国省市自治区における第2子出産条件や少数民族の出産規定が明記されつつある。若干の地方の状況に応じての差異を含みつつ、整備途上にあるといえよう。

こうして1979年に出発し、9年目をむかえつつある一人っ子政策は、「安定整備期」に入りつつ、一時期急がれつつも意見の不一致で延々となっていた立法化が再び話題になりかけている。つまり82年に国家計画出産委員会は、計画出産法起草小組を設置していたが、87年3月までにこの法案の第8稿修正作業を完成。優生保護法ともあわせて検討中である。今後の動向が注目される。

5. 新疆ウイグル自治区・イスラム教と計画出産

新疆ウイグル自治区における人口政策のスローガンは「都市は平均2.5人、農村は3.2人」であるが、この実行はかなりの程度困難な状況にある。

思いだすに少数民族の人口政策を問題化した画期的な事件として、1985年12月12・13日、首都ウルムチでウイグル族約1万人の大デモが発生した。15日には西安市で漢族とウイグル族の争いが生じ、ウイグル族の1人が死亡、約2000人のイスラム教徒の抗議デモが発生、19日ウルムチについて22日は

天安門にてウイグル族学生300人のデモが再発生。中南海に集合し嘆願書を手渡した⁶⁾。

このことの意味することは、漢族一党・政府の指導者のウルムチ移住・支配に対する反対と、“少数民族に対する産児制限強要を徹廃せよ”の要求がかかげられていた点をみのがせない。解放後の歴史をみれば50年代半ば以降、新疆の経済開発・戦略資源開発、国境の安全保障を目的とした漢族の大量移住が、移民あるいは生産建設兵団の形で行われ、人口を膨張し続けてきた。ために新疆自治区の人口構成をみると、ウイグル族の全自治区人口に占める比率は、大幅に逆転してきた。つまりウイグル族は49年に75.9%の圧倒的多数であったのが、59年に61.3%、65年に52.1%、83年に45.5%と減少し続けてきた。他の12少数民族を加えてもどうやら6割に達するにたらない。

他自治区をみても、すでに表5で概観したように、漢族が居住適合しにくいチベット自治区を除いて、内蒙古・寧夏回族など、主要少数民族の人口比をのきなみ低下させてきている傾向にある。これでは確かに自治区としての本来の意味に疑問をもつのも必至である。

この学生デモの発生が契機となって、1986年4月には「第1回新疆少数民族計画出産工作会議」が開催されるに至った。「少数民族も人口転換がなければ民族自らの進展もない」と、経済的後進性を打破していくためにも、少数民族の計画出産は重要な国家的課題となり、七・五計画の一支柱として位置づけられた。まずその普及にあたっては、各少数民族のリーダーを媒介にして、その意義を民族自らが理解するようにとの方式をとり、国家がストレートに強行実施することによる摩擦を回避しようとする。

ここ新疆ウイグル自治区の首都・ウルムチでも「少数民族の集合地区」が故に、計画出産の対象とされ、少数民族の中の相対的な多数民族は漢族ほど厳格なものではないにしてもやはり産児制限が励行されている。その上大方において、ウイグル族はイスラム教徒であり、その教典「古蘭経」では産児制限は認められるようになっているとはいえ、なお根強い抵抗が存在していることを忘れてはならない。

新疆ウイグル自治区に住むイスラム教民族は、ウイグル・ハザク(カザク)・柯爾克孜(キルギス)・塔塔爾(タタール)・烏孜別克(ウズベク)・塔吉克(タジク)・回の7民族、非イスラム教民族は、

表11 イスラム教系民族別人口の解放後の推移 (万人、%)

	1953		1964		1982		1953~1964		1964~1982		1953~1982	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	増加率	年平均増加率	増加率	年平均増加率	増加率	年平均増加率
全 国	58,060.34	100.00	69,122.01	100.00	100,394.25	100.00	19.05	1.60	45.04	2.10	72.91	1.91
イ ス ラ ム 教	800.62	1.37	924.46	1.34	1,461.33	1.45	15.47	1.32	58.07	2.58	82.52	2.10
回 族	355.93	0.61	447.31	0.65	722.84	0.72	25.67	2.10	61.60	2.74	103.08	2.47
ウイグル(維吾爾)族	364.01	0.63	399.63	0.58	596.35	0.59	9.60	0.85	49.23	2.24	63.83	1.72
トンシャン(東郷)族	15.58	0.03	14.74	0.02	27.95	0.03	△ 5.39	△ 0.50	89.62	3.62	79.40	2.04
キルギス(柯爾克孜)族	7.09	0.01	7.02	0.01	11.34	0.01	△ 0.99	△ 0.09	61.54	2.70	59.94	1.63
サ ラ(撒拉)族	3.07	...	3.47	0.01	6.91	0.01	13.03	1.12	99.14	3.90	125.08	2.84
カザク(哈薩克)族	50.94	0.09	49.16	0.07	90.75	0.09	△ 3.49	△ 0.32	84.60	3.46	78.15	2.01
タジク(塔吉克)族	1.45	...	1.62	...	2.66	...	11.72	1.01	64.20	2.79	79.31	2.11
ウズベク(烏孜別克)族	1.36	...	0.77	...	1.22	...	△ 43.38	△ 5.04	58.44	2.69	89.71	△ 0.37
タタール(塔塔爾)族	0.69	...	0.23	...	0.41	...	△ 66.67	△ 9.50	78.26	3.32	△ 54.44	△ 1.78
パオアン(保安)族	0.50	...	0.51	...	0.90	...	2.00	0.18	76.47	3.19	80.00	2.05

出所) 各人口センサス結果

張天路「中国穆斯林人口現状」『中国人口科学』1987年2期, P.5.

6) 嘆願書には、「少数民族に対する産児制限強要をやめよ」という以外には、(1) 新疆での核実験反対、(2) 人民代表大会に少数民族の代表比率を増やせ、(3) 政治犯などを同自治区に送り労働改造することをやめよ、(4) 少数民族教育の強化、(5) 外国留学の機会を増やせ、(6) 政治的自治権を与えよ、(7) 経済政策の決定権をより多く与えよ、という内容である。

蒙古・達斡爾（ダオール）・錫伯（シボ）・満・漢の5民族である。（表11は、全中国のイスラム教人口であり、82年には1,461万人、全人口の1.45%を占める。）

異民族間の結婚＝「通婚」も増大しているとはいえ、同宗教内はたやすいが、非イスラム民族がイスラム教民族と結婚する場合は、結婚時相手と同宗教に入ることが前提なので、なかなか容易ではなくなる。

解放前の新疆における婦人の地位は低く、一夫多妻制でウイグル族の支配階級の男子は数人の妻や妾がいる。

4人を越す場合は1人を離婚させなければならない。外出時に顔にベールをしないと「阿訇」（牧師にあたる経を読む指導者）にみられればむちで打たれる。家庭内における婦人の地位は低く、夫から「塔拉克（タラク）」（ウイグル語であなたはもういない・離縁の意味）といわれれば、女は家を出ていかなければならず、この時点で婚姻は終わる。男子はいつでも妻を離縁できる特権がある。

早婚の習慣が強く「古蘭経」では女9歳、男13歳で成年とみなし、解放前は男15—16歳、女13—17歳であり、従って30歳ですでに孫がいる場合もめづらしくなかった。（表12を参照）結婚登記は、農村では一般に「阿訇」に経を読んでもらうのみで重視されない。

現在ウイグル族は都市で2子、農村で3子、牧業区でも3子、タミール地域のタジク族（人口約1万人）など特別地域では4子を特に許可している。これは84年7号文件に従い、85年3月「自治区党委13号文件」、同10月の「自治区117号文件」に従い「都市少数民族は原則は2子、一部符合にあうのは3子、農・牧業区は原則として3子、一部符合にあうのは4子」と定められたのに従う。

表13 ウルムチ市における主要民族の合計特殊出生率の推移（1950—83年）

年	全市	漢族	ウイグル族	回族	年	全市	漢族	ウイグル族	回族
1950	3.094	2.964	3.155	4.311	1967	3.774	3.633	3.923	5.281
1951	2.649	2.905	2.287	4.036	1968	4.506	4.271	5.365	5.707
1952	3.523	3.317	3.718	5.212	1969	4.332	4.051	5.126	5.747
1953	3.810	3.684	3.816	5.576	1970	4.314	4.106	4.926	5.408
1954	4.451	4.450	3.819	5.582	1971	4.006	3.829	4.305	4.945
1955	4.056	3.904	3.958	5.711	1972	4.113	3.900	4.860	5.478
1956	4.891	4.754	4.956	6.325	1973	4.038	3.845	4.716	5.247
1957	4.715	4.563	4.423	6.974	1974	3.551	3.272	4.117	4.589
1958	4.581	4.390	4.895	5.974	1975	2.768	2.749	4.062	4.184
1959	3.963	3.753	4.601	5.214	1976	2.553	2.363	3.256	3.656
1960	3.998	3.832	3.855	5.921	1977	2.069	1.838	3.082	3.260
1961	3.450	3.322	3.983	4.522	1978	1.690	1.463	2.903	2.359
1962	4.786	4.570	5.565	6.356	1979	1.618	1.316	3.017	2.859
1963	5.207	5.027	5.305	7.523	1980	1.413	1.148	2.477	2.599
1964	4.825	4.500	5.320	7.328	1981	1.612	1.335	2.745	2.527
1965	4.195	3.871	5.445	5.821	1982	1.597	1.356	2.581	2.657
1966	3.899	3.653	4.985	5.315	1983	1.509	1.304	2.557	2.401

出所) 烏魯木齊市「各民族婦女婚姻・生育状況簡析」『少数民族人口』1987年1期, P. 22.

表12 新疆自治区におけるウルムチ市と農村（墨玉県）別ウイグル族女子の平均初婚年齢

	(歳)	
	ウルムチ市	墨玉県
1945年	15.1	14.4
1955年	16.7	14.6
1965年	19.5	14.9
1975年	19.8	15.4
1984年	22.3	17.0

出所) 中国人口情報中心『人口動態』1986年1期, 表8と同, P. 54.

表14 ウルムチ市における各民族別出生比率（1983年）

民 族	(%)				
	第一子	第二子	第三子	第四子	第五子以上
全 市	73.25	13.58	5.09	3.19	4.89
漢 族	94.53	4.80	0.56	0.11	
ウイグル族	34.85	28.99	11.40	10.10	14.66
回 族	46.29	25.33	13.53	4.37	10.48
哈薩克族	34.62	23.08	11.53	19.23	11.53

出所) 1984年『烏魯木齊市10%人口生育率抽樣調査』, 同前表, P. 24.

新疆の自然条件は、全地区の4割がタミール盆地、2割がゴビ砂漠であわせて6割、他に高原山区で人間の居住可能地域のオアシスは全体の5%程度にすぎず、これ以上の盲目的人口流入は困難に近い。ウルムチ市計画出産委員会の資料によると表13・14でみるように漢族、ウイグル族、回族の間にかなり大きな出生率の差異がみられるが、1983年時点で漢族の約2倍というTFRにおけるウイグル族の高さが示される。新疆ウイグル自治区は「少数民族計画出産暫定規定」を制定し、88年7月1日から都市部で2子、農村部で3子に制限を実施するという。

6. チベット族・ラマ教と婚姻習俗・人口

チベット自治区における藏族の人口は波乱にとみ、戦乱により大きく増減してきた歴史である。藏族は8世紀500—600万人いたのが100年後の1953年に279万人、1959年（人口100万人）の動乱では死者10万人、亡命者8万人ともいわれているが、その後の人口は急増し、82年人口センサスによる自治区全人口は189.2万人（内藏族178.65万人）に達している。53—64年は127.4万から125.1万人へと絶対減。64—82年は18年間に年平均2.3%（全国平均2.1%）と高い増加率を示した。

1959年の民主改革以前の旧チベットは、長いこと封建的農奴社会にあり、人口5%しか占めていない三大領主（貴族、寺院、旧地方政府）がチベットの全耕地・全領土を占有するのみではなく、農奴、奴隷の人身まで占有し、生殺与奪の権利を握っていた⁷⁾。

又別々に領主に属する男女が結婚するには、各領主に申出、どちらに住むかによってそれにみあう労働力—若い娘がとつぐ時は老婆との交換に馬を追加し補って交換するという様に奴隷の地位はかなり低かった。

チベット自治区は、1982年5月18日「チベット自治区計画出産暫行条例草案」を、さらには86年に全自治区の「計画出産暫定規定」を実施した。それによると、

7) チベット族の封建農奴制よりもさらに後れていたのが、解放前に四川・雲南両省の境界の涼山にすむ彝族の奴隷制である。この地区には人口100万人。奴隷主による生産手段と生産者（奴隷）占有を基礎とする社会制度である。涼山彝族の厳格な4等級—黒彝、曲諾（チュヌオ）、阿加（アチャ）、呷西（カーシ）があり、黒彝は世襲の奴隷主統治階級で人口の7%を占め、涼山地区の土地はすべて彼らのものであった。奴隷は売買のみならず殺すこともできた。呷西は奴隷中の最下層民であり、奴隷主のかまど近くに寝起きする家庭用奴隷で、結婚しない一生独身の男女たちである。1日中奴隷主のために労働し逃亡を防ぐため、夜間寝るまえに数キロもある重い木靴をはかせられるか鉄のくさりにつながれる。年をとって労働力を失った時には深い谷に投げこまれるか、野外の深い穴に石をつめて生き埋めにされる。大小涼山彝族の奴隷制は1950年に解放された。又解放前、原始共産主義制度の残滓を保った一部少数民族がいたが、雲南辺境地区に分布する独竜、怒、佤、傣、布朗、景頗と黒龍江一帯の鄂倫春、鄂温克、赫哲の各民族、および広東省海南島の黎族である。費孝通、「中国少数民族の社会改革について」、『アジア クォーターリー』, 11, 1976. 6, 江頭数馬訳より。

涼山については、曾昭掄『中国大凉山イ族区横断記』, 1945, 1982年築地書院より訳本出版を参照。

- (1) 自治区内のチベットなどの少数民族の幹部と労働者・職員の家庭は、2人目を生むことができる。
- (2) 特殊な場合は3子目もよい。
- (3) 農村、牧畜区と辺境地区では、計画出産は実施されないが、大衆に対しては計画出産の意義と婦人・幼児の衛生、科学知識の宣伝教育を進め、新しい助産法を普及し、計画的・合理的に出産と優生・優育を提唱している。既述したように、張天路によれば〔一二三四政策〕であり、牧業区チベット族は4子を認められている。

チベット自治区の一人っ子政策は蔵族の幹部と職員・労働者に限られる。広範な農民と牧畜民には提唱されないどころか逆に彼らの出生率を高めるために、母子保健に積極的にとりくみ、新しい方法による出産を普及させ、病院での出産を提唱し、科学的育児と優生・優育の知識を広めている。この結果、乳児死亡率・妊娠婦死亡率の低下が指摘できる。(全中国の乳児死亡率は3.4%まで低下しているが、青海省玉樹蔵族では11.62%、同河南蒙古族自治県は14.6%となお高い。)

1959年の民主改革後、チベット族の特異な婚姻形式である一妻多夫や一夫多妻の存在する客観的根拠は消滅した。1981年5月に婚姻法の自治区特別条例が採択され、一夫一妻を規定し、封建的婚姻関係を禁止した。だが「歴史的原因により、チベット自治区の各民族の中には一夫多妻、あるいは一妻多夫の婚姻をしているものが少なからずいる。この歴史が残した特殊事情にかんがみ、婚姻法と同条例の実施以前に形成されたこの種の婚姻関係については、男女双方が自由意志で婚姻関係の解除を申し出ないかぎり、その継続を認める」⁸⁾と規定される。

民主改革前のチベット自治区で、一妻多夫と一夫多妻の比率をあわせて1割弱とみてよく、一部地方における30% (一妻多夫24%、一夫多妻5%) を強調するのは大げさだと、王輔仁は筆者に強調した。青海玉樹地区では、解放前一夫一妻婚67.7%、多妻婚6.3%、多夫婚10.5%、無定配偶出産者5.3%という数値がある。

「一妻多夫制度」は中間階級以上の貴族(莊園主)の家などにみられ、政治的・経済的位置の低下・財産分散を防ぐためであり、子供は兄弟の共有となる。この「兄弟一妻婚」は、兄弟で妻を共有する婚姻形態で、長兄が結婚すると彼の弟・妻の共有のつれあいとなる。(1) 兄弟でもらう、2) 他人同志が相談してもらおう。3) 最初は一夫一妻であったがその妻君の力が強くて他の男をつれてきて自分の古い夫の承諾をえるという形もあるという。)

他方「一夫多妻制度」は牧畜地域のリーダー(部落酋長)が、他の集落・部族との関係を強化するために、他集落のリーダーの娘を妻にむかえる。数人の妻は地位は対等であり、漢族における本妻と妾との関係とは全く異なる。

蔵族の出生率・自然増加率が他の少数民族と比して低い要因は、いまだ出産していない「不育率」が高いのみではなく、保健衛生状況の悪さによる乳児死亡率が高いこと、栄養不足、重労働による流産の多いこと、出産時仏壇のおかれている家の主室では出産が許されない習慣があり、馬小屋など悪条件の寒い外気にふれる場所での出産し、ために妊娠婦死亡や死産が高い結果を生じたといわれる。

又性の自由が故に、「性病」の広がりやひどく、そのために出産できない女子も多かったという要因もあるが、解放後は治療、家族関係の安定により「不育率」は少なくなってきたともいわれる。離婚すると男児は父親と女兒は母親と生活するようになる。後者では母親と娘は共に新しい夫の妻になるのであり、このことを「母女共夫」という。妻の最初の夫が娘を残して死亡した場合、この母は家をささえてくれる自分よりも若い夫と再婚し、娘は成人に達するとこの義理の父と結婚した。

漢族の母親がチベットで出産すると、1年程すると子供の心臓が拡大して死亡するケースが多くみられる。だが父親が漢族で母親が蔵族ならそういうことはなく、つまり母体が重要なのである。従っ

8) 「チベットにおける婚姻法」、『北京周報』, No.20, 1981年5月19日, 張天路「チベット自治区の人口増加と変化」, 『北京周報』, No.33, 1987. 8. 18.

て漢族の女子は出産時には必ず内地・低地におりて産むという習慣がある。

蔵族の初婚年齢は漢族より高く24歳、未婚率が高いのみでなく50歳以上の「不婚率」生涯未婚率が高い。これはチベット仏教、いわゆる12世紀に生まれ最も勢力を保持する派の黄教＝ラマ教の影響による。教則により生涯結婚が許されていないからである。（一般的に性に対してはかなり大らかであるといわれるが、ラマ僧内部の階級的規律も厳しく、僧の地位によっても差異が大きいという。）

王輔仁によると、1737年の黄教僧人は316,230人いたが、1959年の民主改革前、チベット僧人（大

表15 青蔵高原各民族地区女子の未婚・離婚状況（1982年）

地 区	未 婚・ 離 婚 状 況	(%)						
		15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	40-49歳	50-59歳	60歳以上
青海玉樹蔵族自治州	未 婚 離 婚	91.80 0.33	50.08 1.97	23.62 2.94	18.14 3.11	19.14 3.35	20.18 4.04	20.77 3.68
青海河南蒙古族自治県	未 婚 離 婚	82.14 0.62	34.95 4.44	10.76 6.12	10.62 4.64	9.54 5.14	12.68 5.27	16.93 7.67
青海化隆回族自治県	未 婚 離 婚	69.28 1.65	10.60 4.72	1.59 3.04	1.45 1.96	2.21 1.70	2.93 2.47	3.94 2.26
青海楽都県（漢族）	未 婚 離 婚	87.21 0.08	23.73 0.41	1.93 0.67	0.48 0.32	0.39 0.35	0.38 0.31	0.43 0.39
青海循化撒拉族自治県	未 婚 離 婚	64.50 1.31	12.24 4.41	2.93 3.73	2.27 2.23	2.76 2.87	5.83 3.19	5.93 2.89
青海互助土族自治県	未 婚 離 婚	82.16 0.11	11.98 0.71	1.18 0.51	0.70 0.35	0.51 0.32	0.61 0.56	0.53 0.45
四川徳格県（蔵族）	未 婚 離 婚	95.45 0.08	65.79 2.31	39.68 3.40	25.50 4.37	21.45 4.93	21.86 0.38	22.65 3.66
四川石渠県（蔵族）	未 婚 離 婚	92.25 0.25	53.94 1.76	29.11 3.06	18.88 2.72	17.39 3.12	19.60 6.03	23.48 3.89
四川阿坝県（蔵族）	未 婚 離 婚	86.58 0.21	32.56 3.49	11.72 3.12	9.20 5.03	10.36 5.90	14.50 4.35	10.95 3.13
四川茂汶羌族自治県	未 婚 離 婚	95.75 -	35.20 0.21	2.82 0.64	0.76 0.63	0.23 0.40	0.25 0.58	0.50 0.21
甘肅瑪曲県（蔵族）	未 婚 離 婚	77.58 1.29	31.27 2.77	12.44 3.62	11.06 2.85	19.35 5.80	22.17 7.35	22.64 3.63
甘肅碌曲県（蔵族）	未 婚 離 婚	71.96 2.54	30.77 5.31	8.13 6.93	7.17 7.03	9.18 8.06	6.98 9.97	11.04 7.48

出所) 張天路『中国青蔵高原各民族人口状況分析』（タイプ印刷）1987, P. 11.

表16 青藏高原各民族女子出生率（1981年）

（人，%）

民族地区		15-49歳 出生適齢女子 TFR	終身生育率（完結出生率）			不育率（未出産率）		
			50-54歳	55-59歳	60-64歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳
青海省	全省	3.87	6.18	5.79	5.53	3.11	6.70	9.50
	玉树藏族自治州	6.36	4.07	3.60	3.55	8.52	15.53	19.18
	河南蒙古族自治县	6.26	5.13	3.82	3.95	10.83	16.81	15.71
	化隆回族自治县	6.35	6.56	5.90	5.62	3.59	6.00	8.98
	循化撒拉族自治县	6.60	5.60	4.78	4.55	5.37	11.58	16.53
	乐都县(汉族)	3.55	7.25	6.98	6.91	1.99	3.55	3.52
	互助土族自治县	4.96	7.26	7.38	6.81	2.13	3.42	4.58
	達日县(藏族)	6.88	4.02	3.63	3.44	11.78	19.49	22.49
四川省	甘孜藏族自治州	4.63	4.38	4.04	4.01	8.55	12.72	14.51
	德格县(藏族)	5.28	3.83	3.46	3.19	8.75	12.29	17.15
	石渠县(藏族)	6.24	4.07	3.48	3.40	9.15	14.10	17.42
	阿坝藏族自治州	4.42	5.07	4.97	4.85	5.08	9.70	10.99
	阿坝县(藏族)	5.51	3.00	2.84	2.70	13.59	21.49	23.34
	茂汶羌族自治县	5.37	6.44	6.32	6.08	1.79	2.86	4.03
チベット自治区	拉萨市城关区	4.95	4.20		3.67	-	-	-
	乃东区	4.51	4.86		3.58	-	-	-
甘肃省	瑪曲县(藏族)	5.69	3.89	2.78	3.13	13.02	20.53	23.22
	碌曲县(藏族)	5.77	3.89	3.59	3.69	16.60	26.83	28.44

出所) 表15と同じ, P. 14.

部分は黄教)は12万人、200年間に大量に減少した。この期のチベット自治区の全人口は約120万人であるからラマ僧は総人口の約10%を占めていたといえよう⁹⁾。

もっとも解放後、宗教の自由化により俗人化し結婚した僧も多いというが、それでも今日複数の男子がいれば1人はラマ寺におくことを名誉と考えるのが一般的である。

藏族には苗字というものがなく(多くの少数民族も同様)、家を継承するという観念がない。従って非婚出産率や離婚率の高さが顕著であり、婚姻は必ずしも漢族のように固定的なものではない。

同じくラマ教を信ずる青海省に居住する土族の婚姻形式の一つとして「戴天頭」といわれる習慣がある。これは女子15歳になると髪型もかわり、男子との同居が許される。男子は定まった一人には限らず、子供が生まれても子供は母親と共に暮す方式がなお一部には今日にも残されている。これは男子がラマ僧となり出家する故に性比のアンバランスが生ずることに起因している。つまり女子は2-3人の私生児をもうけ、女子の側が一般に養育の責任を負っていた。ラマ僧が結婚を認められない上に、一夫多妻制度の広がりによって女子人口数が過剰になり、片親の家族が生まれる結果となった。又ラマ僧の俗世界での性の交わりにより誕生した子供は、仏の子として大切にされるという風習も残存しているという。

表15・16は青藏高原に位置する少数民族の未婚率・不育率の高さを示すが、これらの数値の解明については、むしろこれからといってよいであろう。このように82年人口センサスの結果、地域別・民

9) 王輔仁、「關於西藏黄教寺院集团的幾個問題」, 中央民族学院民族研究所, 『民族研究論文集』, 第1集, 1981, p.436.

族別集計までおりた人口社会学的分析の光がようやくあてられかけているというのが現状であろう。

人口を婚姻・家族の習俗慣行からアプローチしようとした時、中国の少数民族を一律に論じることはもちろん危険であるが、四川民族研究所の王端玉女史が、以下の二つに婚姻構造を分類したことは一つのヒントになる。

その第1は納西（ナーシ）族（雲南に94.4%居住）に代表され「未婚率低、異性の友をもつ率が高く離婚率も低い」早婚＝母系社会であり、女が自分の部屋をもち男の方が自由に女の方にかよう。同居をたとしても婚姻関係を強く結んでいるのではなく、いやになったら他の男性にかわる。近年一諸に経済生活を行うようになり男女の結びつきは固定化してきたが、男の方がかよう形は依然残っている。彝（イ）族の再婚についていえば、異性の友をもつことは多く、漢族の様に蔑視されることはない。夫の死後、優先的に亡夫の兄弟あるいは父親（しゅうと）との再婚も強制されることもあり、重婚もありうる。

人口資質の向上に不利な点として近親結婚が多く、他民族と、ないしは社会階級の異なる間の結婚は禁忌されていることである。例えば彝（イ）族は解放前、諾合・曲諾・阿加・碑西の4階級（諾合のみ支配階級）があり、解放後階級はなくなり奴隷制もなくなったが、依然習慣的血縁の観念は残されているため近親婚が多い。

婚姻構造の第2の類型の代表は蔵族である¹⁰⁾。未婚率高く（50歳以上の）不婚率も高く、異性の友をもつ比率が低く、離婚率も高い。女子初婚年齢は漢族より高く24歳（ラサでは78年25.5歳、82年23.8歳、83年23.3歳、84年23.1歳）。結婚せずに生む非婚出産率が高い。これは一部にラマ教による影響であり、チベット族の出生率の低さは、この不婚率の高さに無縁ではない。3人の男児がいれば1人をラマ寺におくことを名誉なこととして、なお習俗化している。

7. 蘭州大学西北人口研究所と農民移住政策

1980年に設立された西北開発と西北少数民族問題を主要研究課題としている蘭州大学西北人口研究所（蘇潤余所長、所員20人）は、国家からの任務をうけて、大がかりな人口移住計画を黄河の灌漑工事と平行させつつ実施中であつた。東部から西部への移住はかねてからの国家的課題であるが、西北建設に伴う労働力容量調査と水という自然環境の厳しさがたちはだかる限界指標となる。つまり人口収容力の限度は水量によって決まる。

黄土高原総合開発は甘肅・青海・内蒙古・寧夏・山西・河南・陝西の7省にまたぐ。黄河ぞいに人口の70%が居住するが水土流失がひどく、地方病も発生して人口収容力が低い。重化学工学基地の建設、敦煌の近くの河西に3万人余の人口移動をさせた、その移動の鉄則は「有水走水路、無水走旱路、水旱不通別找出路」。つまり水があれば農耕を、なければ畑作を、それでもできなければ人口移動し別の路を求める。黄河の水をひいた大農業基地を開発する一方、移動した人口の生活水準は向上している。

1983年にはじめられた農民移動政策は、生活環境の厳しい山間部農民を新しく開発したかんがい区に移住させる政策で、85年10月頃までに甘肅5万人、寧夏8万人、計13万人が移住、今後も甘肅55万人、寧夏12万人の計画を進行中。自分の意志で移住することを原則とし、移住者は原籍地の家屋、土地の留保が認められ、財政補助も支給される。新しいかんがい区に指定されたのは黄河流域で自然条件もよく、水利施設が完成して導水が可能となった地区である。

10) 王瑞玉、「四川省各民族的婚姻状況及其对人口的影响」、『人口研究』、86年5期。

四川省微視人口数でみると、蔵族の50—59歳の未婚率は男16.72%、女14.87%であり、漢族の各2.54%、0.36%と著しく異なる。許改玲、『四川人口性別与年齢構成』、四川省社会科学院出版社、1986. 12. も参照。又、李世義、「いまも残る母系社会—雲南摩梭人の村落」、『人民中国』、1982年4月号では、妻問い婚、群婚制についての指摘がある。

1988年1月21日に採択された「中華人民共和国国水法」第23条は、「国が水施設をつくり住民移転を必要とする時には、地方人民政府が移転住民の生活及び生産の手配をする。移転に必要な経費は、土木建設の資金計画に入れる。又建設段階で計画に従って移転を完了するものとする」と規定する。

西部地区の経済発展の中でさしせまった課題は、砂漠化の進行をいかにくいとめるかであり、植樹種草で生態系のバランスを保つことが重要である。

費孝通は「以東支西、以西資東、互惠互利共同繁栄」と東西の格差を互いに補いあつての共同繁栄を説いている。費孝通が注目した一つに、中間農業区と青藏高原の中間地帯は歴史的に「茶と馬の交換市」の商業ルートであったということである。東西交流の実行、毎年10万人余の農民（回族が多い）が商売をしている。青藏高原の経済放射基地となりえるとし、青海省海東地区と甘肅省臨夏回族自治区は、少数民族地区で初めての二つの省にまたがる自発的なゆるやかな形態の協力区「臨夏海東民族経済協力区」を、87年8月19日に設立、協議書を調印した。甘肅・寧夏・青海の回族は商売が上手であるから、青年をチベットに強要移住させるのではなく、チベットとの商品流通を進め、国内のシルクロード・商業ルートを自然的に上手につくれないものかというのが費孝通の着想である。

これまた中国人口問題をめぐる新しい課題として前面化しつつある¹¹⁾。

11) 別途旅行記として記した拙稿「中国の少数民族人口問題を探る旅」④⑤、広領域研究会『広領域教育』、No.31、1988年4月、No.32、7月（近刊）をあわせ参照されたい。

Preface to the Population Problems of Minority Groups in China

Keiko WAKABAYASHI

The population of minority groups in China is totally 67,233,300 by the census of '82. This is about 6.7% of the whole population of China. These minority groups are composed of 55 identified distinct groups and un-identified 879,201 non-Han people.

The presence of minority groups is very important in terms of political and economical integration of China, as well as of military purposes, though the population itself is a very small portion of the whole. Because most of these minority groups live near the national borders and in the area of mining resources.

It is very important to note that their population has been increasing since 1978. There are two significant factors for the population increase of minority groups : natural and non-natural. In accordance with the first factor, family planning has been not very strict for the minority. In fact, "one couple one child" policy is not applied to the minority groups. Moreover, economics in minority group area has been improved so that infant death rates has decreased dramatically. With respect to the second factor, non-natural increase of the population of the minority. Since 1978, minority groups have been treated warmly by the governmental policy like affirmative action for blacks in the United States. This policy is very advantageous in terms of school entrance, job-finding, child delivery, and promotion to party leaders. Thus, many hidden minority started registering as actual minority. Moreover, children between the minority and Han-Chinese started to use the name of minority groups.

The minority groups study including their kindship and customs has become very important national issue in order for smooth modernization. This paper is an introduction to the study of population problem of minority groups in China.

研究ノート

『ひのえうま』の死産について

坂井博通

1. はじめに

本論は子供の性別選好研究の一環として『ひのえうま』(昭和41年)の死産を扱うものである。『ひのえうま』のうわさは、男子選好を強化し、女子選好を弱化する説得的コミュニケーションと捉えることができ、死産はその影響を示唆する1つの人口行動であると考えられるのである。

さて、昭和40年から41年にかけての大きな出生減少は、人々が『ひのえうま』に影響を受けて、出産を差し控えたためであると解釈されている。そして多くの研究は、その原因を避妊を中心とした受胎調節が広く行われたためであると見ている¹⁾。

出産の登録が昭和41年となるのを防ぐには、避妊の他に、結婚時期の調節、出生届け月日の調節、人工妊娠中絶、死産などの方法が考えられる。出生の減少に関して、結婚による影響は6%、出生届出による調節は2%ほどであると主張されているが、概して、後の2つの方法に関してはその影響はほとんど無いとされている。その根拠は、人工妊娠中絶や死産数の年次変化に関して昭和41年に特に異常が見られないこと、つまり、変化が減少の動向にそっているということによる²⁾。

しかし、小野武雄³⁾は、昭和40年1月から41年の9月の人工妊娠中絶数の月別変化を検討して、昭和41年1～4月が前年同月よりも多い実績が見られることを示した。そして、その変化を『ひのえうま』の出産を避けようという行動を示すものかも知れないとした。

したがって、現在の研究状況では、『ひのえうま』に固有の死産があったかは統一見解がないということになる。そこで、本稿は、『ひのえうま』の死産のいくつかの側面に関して、年次的変化から見て統計的異常値(ひのえうま的異常)が見られないのかどうかを検討して、『ひのえうま』に関連して現実に死産があったか否かを知ろうとするものである。

ここで、人工妊娠中絶ではなく、死産を検討するのは、より細かなデータが入手可能なことによる。中絶の細かなデータも入手可能となれば分析する予定である⁴⁾。

2. 死産率の「ひのえうま的異常」

まず、「人口動態統計」に基づき、いくつかの死産率—年死産率、月別死産率、母親の年齢別死産率、出生順位別死産率—を検討する。従来の研究は、ひのえうまの前年、あるいは、翌年からせいぜい前後併せて5年間の動向の検討により行われている。しかし、時系列で考える際は、より長い期間を加味した方がよりよいと考えられるので、『ひのえうま』を挟む昭和30年から昭和50年までの21年

1) 伊藤達也,「同居児法による「ひのえうま」の出生変動の計測と分析」,『人口問題研究』,第181号,1987年, pp.31-33. の「ひのえうま」の研究のレビューを参照。

2) 前掲注1)を参照。

3) 小野武雄,「“ヒノエウマ”は生きている,出生児数減少にみるその迷信」,『大阪の統計』,第218号,1967年, pp.10-16.

4) 現在,昭和40年当時の月別人工妊娠中絶統計は入手不可能である。

間のデータを検討することにする。

時系列で見ると、母親の年齢が19、20—24、25—29、40—44、45—の死産率と第1子の死産率では、目立った特徴は見られないが、年死産率、月別死産率の各月、母親の年齢が30—34、35—39の死産率、第2、3、4子の死産率に異常が見られる。そして、その異常は、一般的傾向とは逸脱した大きな値を示すものである（表1～3）。

以上の結果は、比較的高年齢の夫婦に、『ひのえうま』の影響が相対的に多かったことを示唆する。

しかし、死産率は、ある一定時期の死産数／出産数で示される値であり、妊娠後の純粋な死産確率を表現するものではない。よって、死産率の上昇の原因が出生の相対的減少によるものか死産の相対的增加によるものであるかの判別は困難である。そして、周知のように、母親の年齢別の出生割合や出産順位別の出生割合の異常が41年に見られることから死産率の異常値は、死産格差を生む変数の出生数の変化が原因であるということも考えられる。

したがって、以上の結果からただちに、『ひのえうま』固有の意図的な死産があったかどうかは認識できない。よって、出生数の影響を受けることがより少ない指標でさらに考えて行く必要がある。

表1 年死産率と月別死産率

年次	年間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昭和30	95.8	73.5	90.8	96.8	92.6	103.1	101.9	103.3	101.2	101.9	95.1	97.4	102.7
31	97.1	83.2	93.3	99.4	97.7	102.1	98.4	100.7	100.6	99.3	98.9	95.0	100.8
32	101.2	83.5	97.2	103.0	97.6	101.4	98.4	101.9	107.3	110.0	111.1	103.9	106.1
33	100.7	84.8	95.5	99.2	93.9	102.7	102.8	106.4	108.6	110.2	104.7	101.1	104.7
34	100.6	86.0	96.0	97.5	89.6	100.3	106.2	107.9	107.1	109.1	104.8	104.8	106.6
35	100.4	85.6	99.6	95.8	90.4	100.3	105.8	107.4	106.0	107.2	105.2	105.4	103.1
36	101.7	89.1	96.5	100.9	94.6	103.7	105.2	104.6	107.2	107.8	108.4	106.6	100.3
37	98.8	87.1	91.5	96.4	95.2	102.1	106.8	101.1	103.2	104.8	101.0	102.9	97.7
38	95.6	83.8	94.5	98.0	91.2	98.6	100.8	99.8	98.4	98.5	98.4	97.1	91.4
39	89.2	84.4	91.3	89.4	86.5	89.6	91.0	90.8	90.1	90.5	90.0	90.9	86.6
40	81.4	79.9	81.8	82.0	81.1	89.0	88.4	84.0	79.8	77.0	76.8	78.8	79.8
41	98.2	95.2	100.4	101.8	96.7	100.2	100.6	99.1	99.1	103.9	101.1	96.9	86.5
42	71.6	64.5	70.9	69.8	70.5	69.8	74.7	69.4	74.0	75.2	75.0	77.3	71.6
43	71.1	69.5	73.5	75.4	67.8	71.3	70.9	68.7	70.9	71.9	73.6	72.9	67.4
44	68.6	64.2	69.0	68.5	65.3	69.7	68.8	68.4	67.6	72.8	75.2	71.6	63.8
45	65.3	64.4	69.9	68.3	64.6	65.3	64.6	64.1	62.0	68.1	69.8	63.5	59.4
46	61.4	60.6	63.3	65.3	62.0	61.0	63.7	59.5	58.3	61.6	61.6	61.5	59.1
47	57.8	58.2	60.8	60.7	58.7	58.9	59.6	56.0	56.1	57.1	57.5	58.4	52.6
48	52.6	53.1	55.7	56.2	52.4	52.7	54.2	50.0	51.6	51.6	52.7	52.6	48.7
49	51.3	51.4	55.1	55.5	54.1	54.5	52.0	48.0	47.5	48.8	50.1	50.6	48.4
50	50.8	50.2	52.9	54.1	51.1	51.5	51.2	50.3	49.6	50.1	51.5	49.9	47.8

資料) 厚生省統計情報部『人口動態統計』を用いて算出。

備考) 値は、死産数 / 出生数 × 1,000 である。

表2 母親の年齢別死産率

年次	計	母 親 の 年 齢						
		-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-
昭和30	29.9	46.2	29.2	26.5	29.9	39.4	53.5	65.7
31	30.9	47.9	30.4	27.8	30.6	41.3	57.2	71.0
32	31.4	50.2	30.6	28.5	31.9	40.9	58.3	82.7
33	31.3	52.9	30.9	28.0	31.9	43.4	62.6	91.9
34	30.7	51.9	30.2	27.7	30.9	43.5	64.6	103.2
35	29.9	51.9	29.9	26.7	30.5	44.2	64.7	88.1
36	29.4	53.7	29.3	26.3	30.5	43.4	68.7	89.2
37	27.8	54.1	27.5	24.8	29.5	43.2	62.2	82.7
38	26.2	50.6	26.2	23.2	27.6	41.5	68.6	109.1
39	23.9	46.6	23.4	21.2	25.6	38.8	61.5	111.1
40	21.7	44.9	21.2	19.4	22.7	36.1	61.9	124.1
41	22.1	42.8	21.1	19.3	23.7	36.9	58.6	102.4
42	18.6	35.3	18.3	16.2	19.6	33.9	55.5	70.5
43	16.9	33.6	16.7	14.7	17.9	29.4	51.0	89.6
44	15.9	31.8	15.7	13.9	16.8	27.9	49.5	99.6
45	14.8	27.3	14.6	13.0	15.7	26.1	43.7	88.2
46	13.9	26.6	13.6	12.1	14.7	25.3	44.6	80.6
47	12.7	23.1	12.2	11.1	13.8	23.2	45.1	71.7
48	12.0	21.2	11.5	10.5	12.9	22.5	41.5	81.3
49	11.2	20.2	11.0	9.8	12.2	20.8	39.4	73.9
50	10.5	17.1	10.1	9.4	11.6	20.2	39.7	61.8

資料) 表1と同じ。

備考) 死産数は、8月以上の死産数である。

表3 出生順位別死産率

年次	1子	2子	3子	4子
31	35.9	25.2	27.4	39.7
32	36.4	25.2	28.9	41.5
33	36.0	23.5	28.7	46.1
34	35.1	23.7	28.8	45.6
35	33.9	23.1	28.7	47.2
36	33.2	22.4	30.0	49.8
37	31.0	20.9	29.9	53.7
38	28.7	19.8	29.3	55.4
39	25.8	18.3	27.5	54.3
40	23.2	16.2	24.7	51.4
41	22.7	17.5	26.4	55.3
42	19.9	14.2	22.6	51.7
43	18.5	12.4	20.4	46.4
44	17.4	11.9	18.2	44.7
45	15.7	11.4	17.3	41.6
46	14.7	10.9	15.6	37.8
47	13.3	10.1	14.3	35.2
48	12.6	9.5	13.2	32.2
49	11.7	8.9	12.5	30.8
50	11.0	8.3	12.3	28.9

資料) 表1と同じ。

備考) 死産数は8月以上の死産数である。

3. 月別死産割合の考察

出生全体や、母親の年齢や出産順位別の出生による影響を受けにくいと考えられる1つの指標「月別の死産割合」を見てみることにする。死産に関しては出生よりも届け出月日をごまかす必要も少ないという利点も考えられる。

表4によると、昭和41年が上半期の死産48.86%、下半期の割合は51.14%と前後20年には見られない偏りを示している。特に41年の9~12月の死産割合が他の年に比べて大きい。これは『ひのえうま』の出産を避けようとしたためかも知れない。

つぎに、人工・自然死産別に見てみよう。半期ごとで見ると、人工死産は昭和41年に、特にめだつた値を示してはいない。むしろ昭和40年の下半期に割合が大きいこと(50.33%)が目につく。自然死産は、昭和40年が上半期に52.25%、下半期に47.75%、41年は上半期47.53%、下半期52.47%と特異な値を示している。したがって、昭和41年の半期ごとの死産の異常は自然死産の変化が大きく貢献していることがわかる。

しかし、これを月別に見てみると、人工死産は40年10月から12月にその月としては非常に大きな値を示している。また、41年の1月と2月も大きな値を示している。一方、自然死産については、人工死産とは対照的に、40年の11、12月が小さな値を、また、41年11、12月は他の年度にない大きな値を示している。

ところで、昭和40年の死産の妊娠月別割合を見てみると、人工死産については満12~27週の死産が

表4 月別死産割合(%)

(1) 総数

年次	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1-6月	7-12月
昭和30	8.7	8.6	9.2	8.2	8.3	7.3	8.3	8.7	8.6	7.9	7.8	8.4	50.27	49.73
31	9.0	8.7	9.6	8.6	8.3	7.5	8.2	8.4	8.2	8.1	7.6	7.9	51.70	48.30
32	9.0	8.6	9.2	8.3	7.9	7.1	8.1	8.6	8.3	8.4	7.9	8.5	50.15	49.85
33	8.9	8.2	8.8	7.9	7.9	7.4	8.4	8.6	8.7	8.5	8.1	8.5	49.21	50.79
34	9.2	8.6	8.9	7.9	8.0	7.6	8.4	8.5	8.5	8.2	7.9	8.3	50.19	49.81
35	8.7	8.8	8.8	8.0	7.9	7.6	8.5	8.6	8.6	8.2	8.1	8.2	49.86	50.14
36	8.7	8.2	9.0	8.2	8.1	7.5	8.3	8.7	8.6	8.4	8.1	8.2	49.75	50.25
37	8.9	8.2	8.8	8.3	8.2	7.7	8.2	8.6	8.7	8.2	8.0	8.1	50.12	49.88
38	8.7	8.8	9.2	8.4	8.3	7.8	8.4	8.5	8.2	8.1	7.7	7.9	51.19	48.81
39	8.9	8.6	8.7	8.3	8.0	7.7	8.5	8.4	8.3	8.2	8.0	8.3	50.21	49.78
40	9.0	8.3	8.8	8.5	8.5	8.1	8.6	8.4	8.2	8.2	7.6	7.8	51.18	48.81
41	8.7	8.3	8.6	7.9	7.7	7.6	8.4	8.5	8.7	8.5	8.4	8.6	48.86	51.14
42	8.8	8.7	9.2	8.4	8.1	7.9	8.1	8.6	8.3	8.1	7.9	7.8	51.17	48.82
43	8.6	8.3	9.0	8.2	8.3	7.7	8.4	8.5	8.3	8.4	8.1	8.1	50.16	49.84
44	8.7	8.3	8.6	8.3	8.5	7.9	8.5	8.2	8.6	8.7	7.9	7.8	50.24	49.76
45	8.9	8.6	8.9	8.5	8.3	7.8	8.6	8.0	8.5	8.5	7.5	7.8	51.06	48.94
46	8.6	8.1	8.9	8.4	8.2	8.3	8.5	8.3	8.5	8.3	7.8	8.0	50.54	49.46
47	8.7	8.5	8.7	8.3	8.4	8.3	8.4	8.6	8.4	8.3	7.9	7.6	50.88	49.12
48	8.8	8.4	9.0	8.3	8.5	8.3	8.3	8.5	8.1	8.2	7.8	7.7	51.36	48.64
49	8.8	8.5	9.0	8.8	8.9	8.2	8.4	8.2	8.0	8.1	7.6	7.5	52.06	47.94
50	8.7	8.4	9.0	8.5	8.6	8.1	8.7	8.4	8.2	8.3	7.4	7.7	51.23	48.77

(2) 人工死産

年次	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1-6月	7-12月
昭和30	[7.9]	8.6	9.4	8.3	8.4	7.2	8.5	<9.2>	9.1	[7.7]	7.7	8.1	49.81	50.19
31	9.0	8.6	<9.9>	<9.1>	8.4	7.4	8.3	8.6	8.5	8.1	7.1	7.1	52.33	47.67
32	8.7	8.6	9.4	8.5	7.9	[6.7]	8.2	9.0	8.8	8.5	[7.7]	8.0	49.80	50.20
33	8.4	[8.3]	9.0	7.9	7.8	7.3	8.7	8.8	<9.4>	8.4	7.9	8.0	<48.72>	[51.27]
34	8.9	8.9	8.8	[7.8]	7.9	7.6	8.7	8.8	9.0	8.0	7.7	7.9	49.87	50.13
35	8.4	9.2	8.9	7.9	[7.7]	7.5	8.7	8.9	9.1	8.1	8.0	7.7	49.45	50.55
36	8.5	[8.3]	9.2	8.3	8.1	7.4	8.3	<9.2>	8.9	8.3	7.8	7.8	49.73	50.27
37	8.7	8.4	8.8	8.5	8.3	7.5	8.2	9.0	9.1	8.1	7.9	7.5	50.14	49.86
38	8.2	9.0	9.4	8.6	8.2	7.6	8.5	8.7	8.7	8.1	7.6	7.4	51.02	48.98
39	9.3	8.8	8.8	8.4	7.8	7.4	8.7	8.2	8.7	8.1	7.9	8.0	50.49	49.51
40	8.9	8.5	[8.4]	8.3	7.9	7.7	8.4	8.4	8.6	8.5	<8.4>	<8.1>	49.67	50.33
41	9.0	9.1	8.9	8.1	7.8	7.6	8.5	8.5	8.8	8.2	7.9	7.5	50.55	49.45
42	8.8	9.1	9.4	8.2	7.9	7.7	[7.9]	8.8	8.7	8.0	8.1	7.4	51.07	48.93
43	8.6	8.7	9.2	8.2	7.9	7.5	8.3	8.5	8.5	8.4	8.2	8.0	50.07	49.93
44	8.4	8.5	8.7	8.5	8.4	7.6	8.7	8.0	9.0	<8.7>	8.1	7.4	50.13	49.87
45	9.0	<9.3>	8.9	8.6	8.2	7.4	8.7	7.8	8.8	8.6	7.3	7.4	51.47	48.53
46	8.8	8.4	9.2	8.3	8.0	8.3	8.4	8.0	8.9	8.2	7.8	7.6	51.05	48.95
47	9.2	8.9	9.2	8.4	8.2	<8.7>	8.2	8.5	8.3	8.0	7.5	[6.9]	52.56	47.44
48	<9.4>	9.2	9.1	8.4	8.3	8.4	[7.9]	8.3	[8.0]	8.1	7.7	7.1	52.77	47.23
49	8.9	9.2	9.2	8.9	<9.1>	8.0	8.1	[7.8]	[8.0]	8.2	7.3	7.4	<53.26>	[46.74]
50	8.8	8.7	9.1	8.6	8.4	7.9	<8.9>	8.3	8.6	8.4	7.2	7.3	51.48	48.52

(3) 自然死産

年次	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1-6月	7-12月
昭和30	<9.6>	8.5	8.9	8.2	8.2	[7.5]	8.2	8.2	7.9	8.1	8.0	8.8	50.79	49.21
31	9.1	<8.8>	<9.3>	8.1	8.1	7.7	[8.0]	[8.1]	7.9	8.1	8.1	8.7	51.03	48.97
32	9.3	8.5	9.0	8.2	8.0	7.5	8.0	8.3	[7.8]	8.4	8.1	8.9	50.50	49.49
33	9.3	8.1	8.7	7.9	8.0	7.6	8.1	8.3	8.0	8.6	8.2	9.0	49.70	50.29
34	9.5	8.3	9.0	8.0	8.1	7.6	8.1	8.2	8.1	8.3	8.1	8.7	50.50	49.50
35	9.0	8.5	8.8	8.1	8.1	7.7	8.2	8.3	8.2	8.3	8.2	8.6	50.23	49.77
36	8.9	8.1	8.9	8.2	8.2	7.6	8.3	8.3	8.3	8.5	8.3	8.6	49.76	50.24
37	9.0	8.1	8.9	8.1	8.1	8.0	8.3	8.3	8.3	8.4	8.1	8.6	50.10	49.90
38	9.2	8.6	9.1	8.3	8.3	7.9	8.4	8.3	7.9	8.1	7.8	8.2	51.32	48.67
39	8.6	8.5	8.6	8.2	8.2	7.9	8.4	8.6	8.1	8.3	8.1	8.5	50.01	49.98
40	9.1	8.3	9.1	8.6	<8.9>	<8.4>	<8.8>	8.5	7.9	[8.0]	[7.1]	[7.6]	<52.25>	[47.74]
41	8.5	[7.8]	[8.3]	[7.8]	[7.7]	7.6	8.3	8.5	<8.7>	<8.8>	<8.8>	<9.4>	[47.53]	<52.47>
42	8.9	8.5	9.1	8.5	8.2	8.0	8.2	8.4	8.1	8.1	7.9	8.0	51.23	48.76
43	8.6	8.1	8.9	8.2	8.5	7.9	8.5	8.5	8.1	8.4	8.1	8.2	50.22	49.78
44	8.9	8.1	8.5	8.3	8.5	8.1	8.4	8.3	8.3	8.7	7.8	8.1	50.30	49.70
45	8.8	8.2	8.9	8.4	8.4	8.1	8.6	8.2	8.3	8.4	7.6	8.1	50.81	49.19
46	[8.4]	7.9	8.7	8.5	8.3	8.3	8.5	8.4	8.3	8.4	7.8	8.2	50.26	49.74
47	[8.4]	8.2	8.5	8.2	8.6	8.1	8.6	<8.6>	8.4	8.5	8.0	8.0	59.99	50.01
48	8.5	8.1	8.9	8.3	8.6	8.2	8.6	<8.6>	8.1	8.3	7.8	8.0	50.69	49.31
49	8.7	8.2	8.9	<8.7>	8.7	8.2	8.6	8.4	8.1	8.1	7.7	7.6	51.50	48.50
50	8.7	8.2	8.9	8.4	8.7	8.2	8.7	8.5	8.1	8.2	7.5	8.0	51.10	48.90

資料) 表1と同じ。

備考) <>は同期間内の最大の割合を、〔 〕は最小の割合を示す。

97.6%と圧倒的に多い。他方、自然死産では同じ週の死産が59.6%であり、残りの40.4%はそれ以降の後期の死産である。

したがって、昭和40年10～41年2月の人工死産の割合の増加、昭和41年11月、12月の自然死産の増加はともに『ひのえうま』に出産を控えようとする行動であったと解釈することができる。また、自然死産の増加は、「優生保護法」のために人工死産扱いができなかった妊娠期間のものを記録上「自然」としたのではないかという可能性も考えられる。つまり、どちらも何らかの人為が働いたことが示唆される。

また、毎日新聞社「全国家族計画世論調査報告書」から「人工妊娠中絶を経験しなかった人の割合」⁵⁾をまとめて、母親の年齢別にみると、40年や44年よりも、42年に、その割合が少ない年齢層が多いことも、『ひのえうま』に関連して中絶を行った者がいることを示唆する(表5)。

したがって、『ひのえうま』を避けようとした死産は、確実にあったといえるのではないだろうか。

ところで、以上の結果から、『ひのえうま』の迷信を人が真に受けて中絶を行ったと解釈するのは早急であろう。もちろん、中にはそのような者や、家族や地域社会からの圧力を受けて中絶を行った者もいるだろう。しかし、そういう者だけではないだろう。

まず、意識的に『ひのえうま』を利用した者が考えられる。避妊に失敗した者や出産を希望しない者が、『ひのえうま』という合理的理由を見出して中絶を行ったのである。中絶を促進する働きを『ひのえうま』は持ったと考えられる。また、説得的コミュニケーションの研究結果⁶⁾(説得的コミュ

5) 本調査がサンプリング調査であること、また、「中絶の経験者」の方が「非経験者」よりも少ないこと、「不詳」も相当数あること等により、各回でモードを占める「非経験者」の割合を表した。

6) 水原泰介編、『講座社会心理学1』、東京大学出版会、1977を参照。

ニケーションは、既存の態度を正反対の態度に変えることは少なく、むしろ、あらかじめもっていた態度を強化する方向に働くことが多い) から考えても、『ひのえうま』は、産まない方に意見を変えたというよりも、あらかじめもっていた「当分の出産拒否」という態度を強化する方向に働いたと考えた方がよいであろう。

また、中絶以前の段階で、『ひのえうま』の影響を受けたが、中絶の際には影響を受けなかった者も考えられる。妊娠のタイミングの決定は、個人の合理的判断の他に、「社会比較」を通してなされる場合も多いと考えられる。まず、『ひのえうま』であることを意識して避妊を行う者が多くなったと考えられる。ここまでは、今までの出生数の減少の見解と同様である。

また、一旦避妊を意図して意図を強化した後の避妊の失敗＝妊娠は、単純に避妊を意図した場合よりも、中絶を行う確率がより高くなるということも考えられる。

したがって、妊娠のタイミングの1情報として『ひのえうま』が人々の出生の意思に影響を与え、避妊が例年になく強化されたということがあり、そのことが、出生減少の大半を説明するのは事実にしても、『ひのえうま』より喚起された避妊の意思強化が、かえって、中絶の確率を増加させたということもあるかも知れない。このような行動をたどった個人は、『ひのえうま』だから、子供を中絶したという意識は個人的には持っていないことになろう。

以上のように『ひのえうま』の死産には、個人が『ひのえうま』に影響された部分と『ひのえうま』を利用した部分が含まれているように思われる。現段階では、それらの数は明らかにしないが、次に行うべき課題は、『ひのえうま』が無かったならば行われなかったと思われる上記のような『ひのえうま』固有の死産の推定であろう。

表5 母親の年齢別「人工妊娠中絶を経験しなかった人の割合」(%)

年次	母親の年齢					
	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49
昭和30	-	-	-	-	-	-
32	-	-	-	-	-	-
34	-	-	-	-	-	-
36	-	-	-	-	-	-
38	-	-	-	-	-	-
40	80.8	66.8	54.9	47.0	40.8	54.9
42	78.5	64.2	48.5	41.5	43.8	55.8
44	78.7	66.7	50.3	47.9	43.4	51.3
46	72.8	65.4	52.4	44.5	44.2	43.1
48	-	-	-	-	-	-
50	-	-	-	-	-	-
52	83.3	75.3	60.0	48.0	47.4	46.8
54	80.0	77.6	64.8	51.6	45.7	45.2
56	78.8	80.3	61.4	49.8	41.8	42.6
59	80.6	78.3	66.3	52.1	47.8	38.6
61	-	-	-	-	-	-

資料) 毎日新聞社「全国家族計画世論調査報告書」より。

備考) 一は、年齢別の割合が入手できなかったことを示す。

資 料

人口変動と世帯構造

—山形県—農村の事例—

清水浩昭・池ノ上正子

1. はじめに

小稿では、昭和60年に山形県—農村で実施した調査結果に基づいて人口変動と世帯構造およびその構造的変化との関連を時間軸（年次）と年齢軸（世帯主の世代）とを指標にして検討してみたい¹⁾。

というのは、「直系家族制」を基本とする社会における世帯変動の構造は、時間的変化よりもむしろ現世帯主世代と前世帯主世代の年齢差とそこに生起する人口事象とが適合的に連関して惹起しているように思えてならないからである²⁾。

表1 世帯構成の推移（一般的動向）

年 次	普通世帯	核 家 族 世 帯					非親族 世 帯	単 独 世 帯	その他の 親族世帯
		小 計	夫婦のみ の 世 帯	夫婦と子 供からな る世帯	男親と子 供からな る世帯	女親と子 供からな る世帯			
昭和30年	17,383,321	59.6	6.8	43.1	1.6	8.1	0.5	3.4	36.5
35	19,678,263	60.2	8.3	43.4	1.3	7.3	0.4	4.7	34.7
40	23,085,393	62.6	9.9	45.4	1.0	6.3	0.4	7.8	29.2
45	26,856,356	63.5	11.0	46.1	0.9	5.5	0.4	10.8	25.4
50	31,270,506	63.9	12.4	45.7	0.8	5.0	0.2	13.5	22.3
55	34,105,958	63.3	13.0	44.2	0.9	5.1	0.2	15.8	20.7
60	36,478,289	62.5	14.3	41.6	1.0	5.6	0.2	17.5	19.8

資料) 総務庁統計局「国勢調査」

1) 本資料は、清水浩昭、「人口変動と世帯構成の変化—山形県—農村の事例を中心として—」、『人口問題研究』、第185号の続稿である。

2) ピーター・ラスレットによれば、世帯の歴史に関して5つの誤った概念があるという。そのなかで、本資料にかかわる部分を紹介すると「まず第1は、ヨーロッパおよびおそらくまさに他の地域においても、工業化以前の過去においては、同居家内集団は常に大規模でありかつ親族構成は複雑であった、という誤った考えである。われわれは、これを大規模世帯ドグマとよぼう。第2の誤った概念は、そうした集団の規模と構造に時の経過とともに起る変化が、いつでもどこでも常に大規模から小規模へ、複雑なものから単純なものへという変化であった、というものである。われわれは、これを一方向ドグマとよぼう。第3は、工業化あるいは『近代化』の過程が、いつでもどこでもこの一方向ドグマにそった変化をともなってきた、という誤った仮定である。われわれは、これを工業化ドグマとよぼう」(ピーター・ラスレット、「日本からみたヨーロッパの世帯とその歴史」、斎藤修編著、ピーター・ラスレット他著、『家族と人口の歴史社会学』〔社会科学の冒険8〕、リプロポート、1988年、pp.28-29)となっている。

2. 世帯構成の変化

わが国の世帯構成の推移をみると、昭和35年以降の「核家族的世帯化」³⁾は著しいものがある。(表1参照)。

このような状況を念頭において山形県安楽城ムラの世帯構成をみると、昭和30年代後半、とりわけ40年代から「核家族世帯」率は上昇するが、50年代に至ると低下傾向を示すことになる。しかし、「核

表2 世帯構成の推移

年次	総数	核 家 族 世 帯					単 独 世 帯	その他の 親族世帯
		小 計	夫婦のみ	夫婦と子供	男親と子供	女親と子供		
昭和30年	36(100.0)	6(16.7)	—	4(11.1)	—	2(5.6)	—	30(83.3)
31	36(100.0)	6(16.7)	—	4(11.1)	—	2(5.6)	—	30(83.3)
32	36(100.0)	5(13.9)	—	4(11.1)	—	1(2.8)	—	31(86.1)
33	37(100.0)	6(16.2)	—	5(13.5)	—	1(2.7)	—	31(83.8)
34	37(100.0)	6(16.2)	—	5(13.5)	—	1(2.7)	—	31(83.8)
35	37(100.0)	5(13.5)	—	5(13.5)	—	—	—	32(86.5)
36	37(100.0)	6(16.2)	—	6(16.2)	—	—	—	31(83.8)
37	37(100.0)	7(18.9)	—	7(18.9)	—	—	—	30(81.1)
38	37(100.0)	8(21.6)	—	7(18.9)	1(2.7)	—	—	29(78.4)
39	38(100.0)	9(23.7)	—	8(21.1)	1(2.6)	—	—	29(76.3)
40	38(100.0)	8(21.1)	—	7(18.4)	1(2.6)	—	—	30(79.0)
41	38(100.0)	7(18.4)	—	6(15.8)	1(2.6)	—	—	31(81.6)
42	38(100.0)	8(21.1)	—	6(15.8)	1(2.6)	—	—	31(81.6)
43	38(100.0)	9(23.7)	—	8(21.1)	1(2.6)	—	—	29(76.3)
44	38(100.0)	10(26.3)	—	9(23.7)	1(2.6)	—	—	28(73.7)
45	38(100.0)	11(29.0)	—	10(26.3)	1(2.6)	—	—	27(71.1)
46	38(100.0)	11(29.0)	1(2.6)	9(23.7)	1(2.6)	—	—	27(71.1)
47	38(100.0)	12(31.6)	1(2.6)	10(26.3)	1(2.6)	—	—	26(68.4)
48	38(100.0)	14(36.8)	1(2.6)	12(31.6)	1(2.6)	—	—	24(63.2)
49	38(100.0)	13(34.2)	2(5.3)	10(26.3)	1(2.6)	—	—	25(65.8)
50	38(100.0)	13(34.2)	3(7.9)	9(23.7)	1(2.6)	—	—	25(65.8)
51	38(100.0)	12(31.6)	2(5.3)	9(23.7)	1(2.6)	—	—	26(68.4)
52	38(100.0)	12(31.6)	2(5.3)	9(23.7)	1(2.6)	—	—	26(68.4)
53	38(100.0)	11(29.0)	2(5.3)	8(21.1)	1(2.6)	—	—	27(71.1)
54	38(100.0)	11(29.0)	2(5.3)	8(21.1)	1(2.6)	—	—	27(71.1)
55	38(100.0)	10(26.3)	3(7.9)	6(15.8)	1(2.6)	—	—	28(73.7)
56	38(100.0)	8(21.1)	3(7.9)	4(10.5)	1(2.6)	—	—	30(79.0)
57	38(100.0)	7(18.4)	3(7.9)	3(7.9)	1(2.6)	—	—	31(81.6)
58	38(100.0)	7(18.4)	3(7.9)	3(7.9)	1(2.6)	—	—	31(81.6)
59	38(100.0)	8(21.1)	4(10.5)	3(7.9)	1(2.6)	—	—	30(79.0)
60	38(100.0)	7(18.4)	4(10.5)	3(7.9)	—	—	1(2.6)	30(79.0)

3) 「核家族的世帯」(「核家族世帯」+「単独世帯」)の比率がだんだんと高まっていくこと。

「家族世帯」率が最も高いときでもその比率は約37%を示すにすぎない。したがって、このムラの世帯構成は、「その他の親族世帯」が常に優位にあるといえよう。

このムラの世帯構成をわが国の全体状況と比較すると、このムラでは、昭和40年代に一時的に低下した「その他の親族世帯」率が、その後再び上昇しはじめ今日においてはその比率が約80%に達している。そこに、このムラにおける世帯構成の特徴を見出すことができよう（表2参照）。

3. 世帯構成の変化の型 一年次および世帯主の世代との関連で—

ここでは、昭和30年から60年にかけて生じた世帯構成の変化型（「その他の親族世帯から核家族世帯への変化型」、「核家族世帯からその他の親族世帯への変化型」および「核家族世帯から単独世帯への変化型」）についてその変化が生じた時点（年次）とその時点における世帯主の世代を指標にして分析を試みることにしたい。

まず、年次からみると、昭和30年から50年においては、「その他の親族世帯から核家族世帯への変化型」が「核家族世帯からその他の親族世帯への変化型」を上回っている。ところが、昭和50年から60年においては、「核家族世帯からその他の親族世帯への変化型」が「その他の親族世帯から核家族世帯への変化型」を上回るに至っている（表3参照）。

この傾向は、わが国における「核家族化」の進展と著しい違いを示していることになる。

つぎに、これを世帯主の世代からみると、20代ないし30代が世帯主である世代においては、「核家族世帯からその他の親族世帯への変化型」が支配的であるのに対して、40代ないし50代においては、「その他の親族世帯から核家族世帯への変化型」が支配的である（表3参照）。

この結果をみると、世帯構成の変化の型は、歴史的、時間的影響よりむしろ世帯主の世代特徴によって顕在化しているように思えてならない。

そこで、このようなことを念頭において、かかる世帯構成の変化の型を人口学的要因との関連でみてみよう。

表3 年次別および世帯主の世代別世帯構成の変化の型

指 標	変 化 の 型			
	総 数	その他の親族世帯から核家族世帯への変化型	核家族世帯からその他の親族世帯への変化型	核家族世帯から単独世帯への変化型
総 数	27(100.0)	12(44.4)	14(51.9)	1(3.7)
昭和30~40年	6(100.0)	3(50.0)	3(50.0)	—
昭和40~50年	9(100.0)	6(66.7)	3(33.3)	—
昭和50~60年	12(100.0)	3(25.0)	8(66.7)	1(8.3)
20 代	12(100.0)	—	12(100.0)	—
30 代	2(100.0)	—	1(50.0)	1(50.0)
40 代	8(100.0)	7(87.5)	1(12.5)	—
50 代	5(100.0)	5(100.0)	—	—

表4 年次別および世帯主の世代別世帯構成の変化の要因

指 標	変 化 の 要 因			
	総 数	死 亡 (主に直系尊属)	転 入 (主に婚入)	転 出
総 数	27(100.0)	10(37.0)	14(51.9)	3(11.1)
昭和30~40年	6(100.0)	2(33.3)	3(50.0)	1(16.7)
昭和40~50年	9(100.0)	5(55.6)	3(33.3)	1(11.1)
昭和50~60年	12(100.0)	3(25.0)	8(66.7)	1(8.3)
20 代	12(100.0)	—	12(100.0)	—
30 代	2(100.0)	—	1(50.0)	1(50.0)
40 代	8(100.0)	6(75.0)	1(12.5)	1(12.5)
50 代	5(100.0)	4(80.0)	—	1(20.0)

4. 世帯構成の変化の型 —人口学的要因との関連で—

まず、年次別に世帯構成の変化をもたらした人口学的要因をみると、昭和30年から40年にかけては、「転入」が主で、「死亡」が副次的要因になっているのに対して、40年から50年については、「死亡」が主で、「転入」が副次的要因となっている。ところが、昭和50年から60年については、「転入」が70%を占めるに至っている（表4参照）。

つぎに、これを世帯主の世代でみると、20代ないし30代は、主に「転入」によって、40代ないし50代は、主に「死亡」によって世帯構成が変化している（表4参照）。

このような状況をふまえて、世帯構成の変化の型と人口学的要因との関連をみてみよう。

まず、「その他の親族世帯から核家族世帯への変化型」をみると、この変化型は、「死亡（主に直系尊属）」と「転出」、とりわけ「死亡」によってもたらされていることになる。

つぎに、「核家族世帯からその他の親族世帯への変化型」をみると、この型は、「転入（主に婚入）」、つまり、息子（ときには娘）の許に配偶者が「転入」し新しい夫婦関係が成立する。そのことによって「核家族世帯」が「その他の親族世帯」へと変化するというものである。

さらに、「核家族世帯から単独世帯への変化型」をみると、この型は、「男親と未婚の子供からなる二世帯世帯」であったものが、男親の老人ホームへの入所によって「単独世帯」（「未婚の息子のみの単独世帯」）に変化したものである。しかし、この変化型は、このムラにおいてもきわめて稀なケースである（表5参照）。

表5 世帯構成の変化の型別変化の要因（昭和30～60年）

変 化 の 型	変 化 の 要 因			
	総 数	死 亡 (主に直系尊属)	転 入 (主に婚入)	転 出
総 数	27 (100.0)	10 (37.0)	14 (51.9)	3 (11.1)
その他の親族世帯から核家族世帯への変化型	12 (100.0)	10 (83.3)	—	2 (16.7)
核家族世帯からその他の親族世帯への変化型	14 (100.0)	—	14 (100.0)	—
核家族世帯から単独世帯への変化型	1 (100.0)	—	—	1 (100.0)

かかる記述・分析をふまえて、さらに、この問題を追究してみたい。

ここでは、三つの世帯構成の変化型を具体的な事例分析を通じて検討することにした。

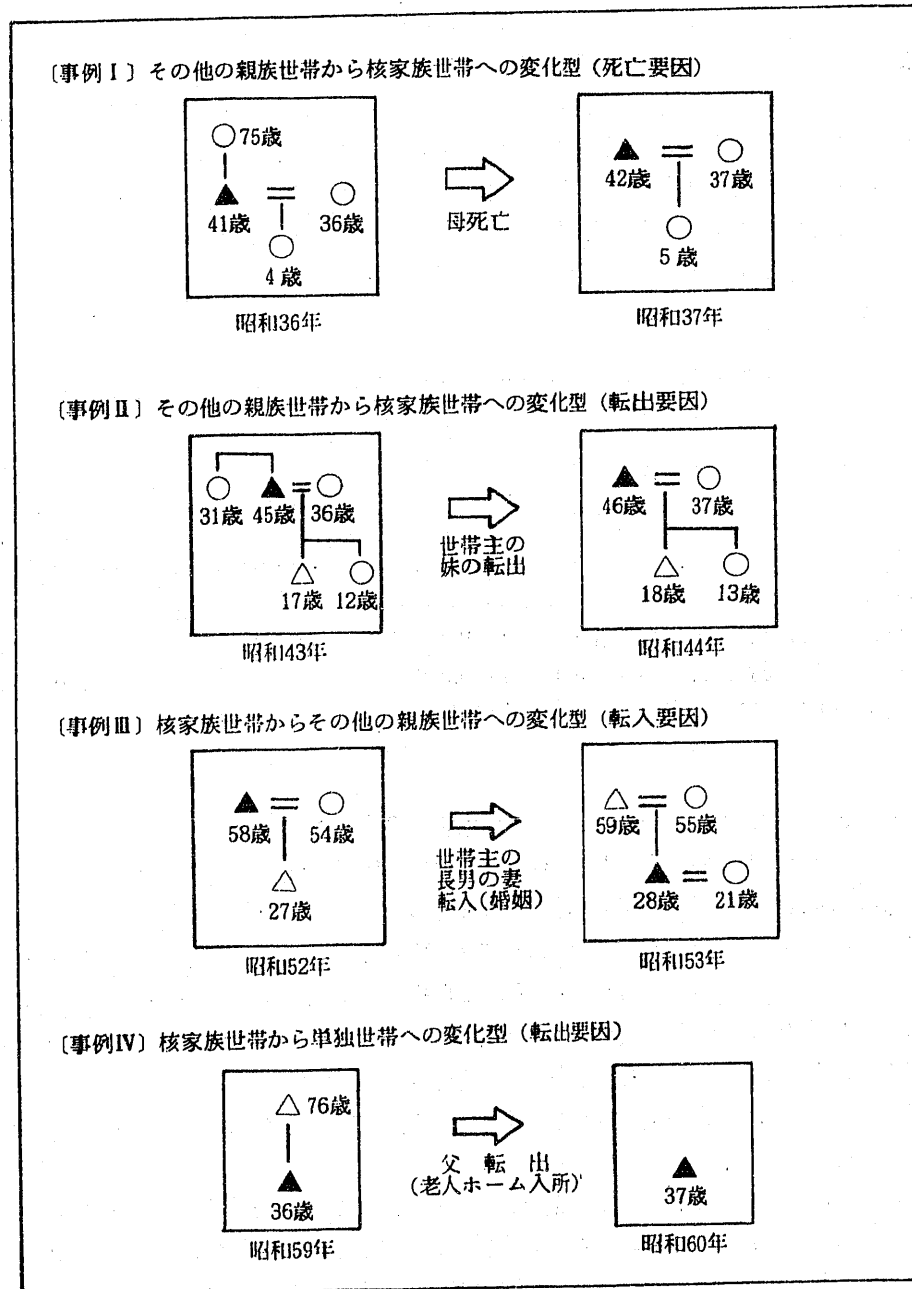
まず、「その他の親族世帯から核家族世帯への変化型」で、その変化が「死亡」によって生じたものをみると、〔事例Ⅰ〕のように、昭和36年時点で世帯主は、すでに40代に達しており、配偶者を失った母は70代後半になっている。したがって、昭和36年時点における世帯構成は「女親と子世代夫婦およびその子供からなる世帯」（「その他の親族世帯」）であった。ところが、翌年に母が「死亡」してしまったために、この世帯は、「核家族世帯」に変化するに至った。このようなことが、世帯主世代が40代ないし50代において「その他の親族世帯から核家族世帯への変化型」を顕在化せしめた潮流であるように思われる。

また、この変化型は「転出」によっても現出している。そこで、その例を〔事例Ⅱ〕でみてみよう。しかし、「転出」によるものは、必ずしも一般的な変動形態とはいえないように思われる。というのは、この世帯には、世帯主の妹、つまり、傍系親族が「同居」していたために「その他の親族世帯」を構成していた。ところが、この妹が「転出」することによって「核家族世帯」に変化したケースだからである。

つぎに、「核家族世帯からその他の親族世帯への変化型」で、その変化が「転入」によってもたらされたものを〔事例Ⅲ〕でみてみよう。〔事例Ⅲ〕をみると、昭和52年時点における世帯構成は、50代後半の世帯主と50代前半の配偶者および男の平均初婚年齢に近い息子とからなる「核家族世帯」であったが、53年にこの息子が配偶者を迎えるに至った（「転入」）。その結果、この世帯は「核家族世帯」から「その他の親族世帯」に変化することになった。「核家族世帯からその他の親族世帯への変化型」に20代ないし30代の世帯主世代が多いのは、このためである。

さらに、「核家族世帯から単独世帯への変化型」について触れなければならないが、前述した通りであるので省略することにしたい（図1参照）。

図1 世帯構成の変化の型（典型的な事例）



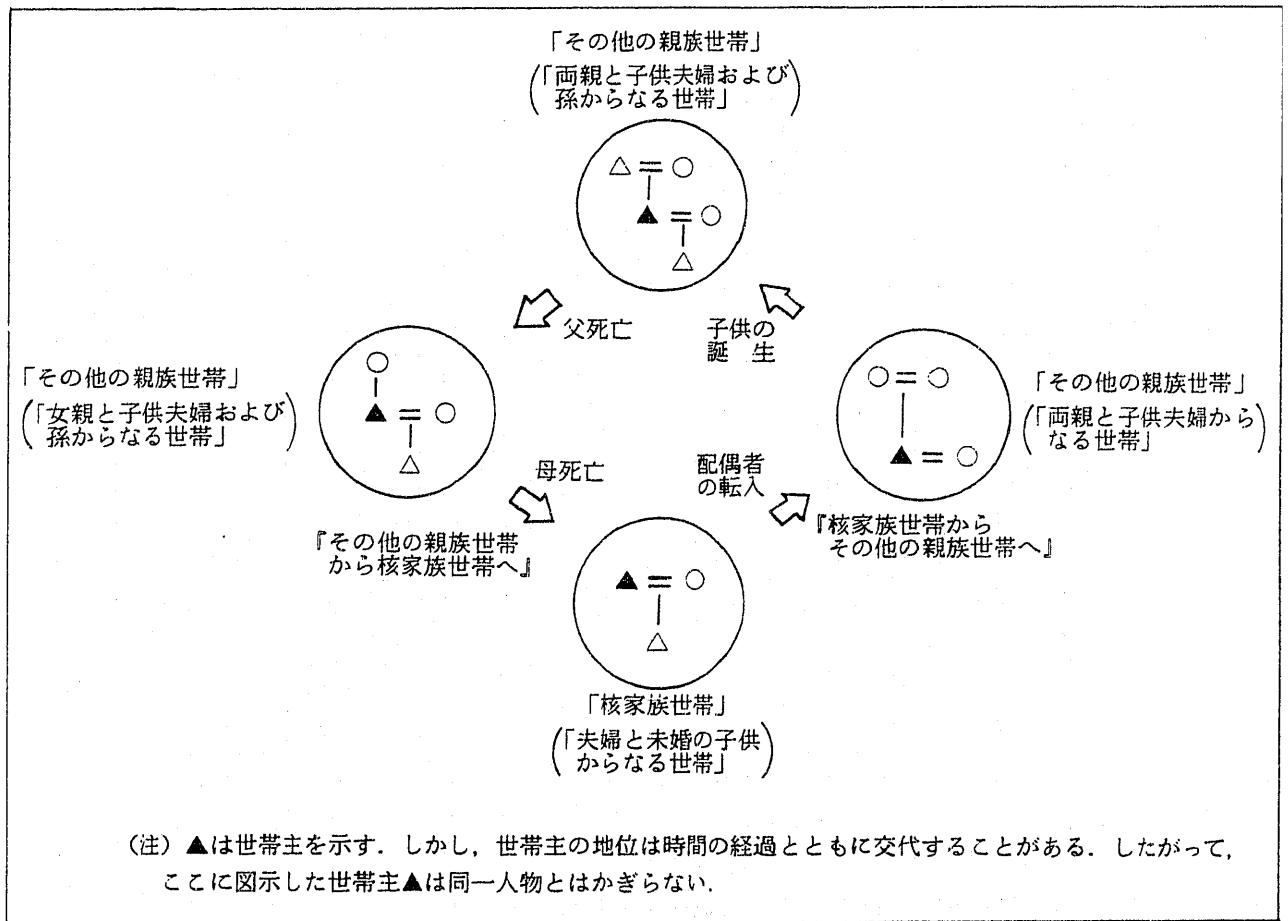
5. むすびにかえて

これらの結果をみると、このムラにおける世帯構成の変化は、世帯主の世代的状況と人口学的要因との関連によって生じたものであり、時間的・歴史的な条件が変動過程に影響を与えたとはいえないように思われる。

しかし、このような状況は、「直系家族制」が維持・存続している社会においてのみ成立しうるものであるといえよう⁴⁾。

ともあれ、このムラにおける世帯構成の変動過程を図式化すると、つぎのようになるのではなからうか⁵⁾(図2 および付表参照)。

図2 安楽城ムラにおける世帯構成の基本的な変動過程の模式図(昭和30~60年)



4) この点については、清水浩昭、前掲(注1)、「人口変動と世帯構成の変化」、『人口問題研究』、第185号、p.16を参照されたい。

5) この点については、小山隆、「家族形態の周期的変化」、喜多野清一・岡田謙編、『家—その構造分析—』、創文社、1959年、pp.41-65を参考にした。

付表 年次別世帯別世帯構成の変化一覧

世帯番号	101	102	103	104	105	106	107	108	109	111	112	114	115	116	117	118	119	201
年次																		
昭和30年	/	6	/	6	6	6	2	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	6
31	/	6	/	6	6	6	2	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	6
32	/	6	/	6	6	6	2	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	6
33	/	6	2	6	6	6	2	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	6
34	/	6	2	6	6	6	2	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	6
35	/	6	2	6	6	6	2	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	6
36	/	6	2	6	6	6	2	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	6
37	/	6	2	6	6	6	2	6	6	6	6	6	2	6	6	2	2	6
38	/	6	2	6	6	6	2	6	6	6	6	6	2	6	2	2	2	6
39	2	6	2	6	6	6	2	6	6	6	6	6	2	6	2	2	2	6
40	2	6	2	6	6	6	2	6	6	6	6	6	2	6	2	6	2	6
41	2	6	2	6	6	6	2	6	6	6	6	6	2	6	6	6	2	6
42	2	6	2	6	6	6	2	6	6	6	6	6	2	6	6	6	2	6
43	2	6	2	6	6	6	2	6	6	6	6	6	2	6	6	6	2	6
44	2	6	2	6	6	6	2	6	6	6	6	6	2	6	2	6	2	6
45	2	6	2	6	6	6	2	6	6	6	6	6	2	6	2	6	2	6
46	2	6	2	6	6	6	1	6	6	6	6	6	2	6	2	6	2	6
47	2	6	2	6	6	6	1	6	6	6	6	6	2	6	2	6	2	2
48	2	6	2	6	6	6	1	2	6	6	6	6	2	6	2	6	2	2
49	2	6	2	6	6	6	1	6	6	6	6	6	2	6	2	6	1	2
50	2	6	2	6	6	6	1	6	6	6	6	6	1	6	2	6	1	2
51	2	6	2	6	6	6	2	6	6	6	6	6	1	6	2	6	1	2
52	2	6	2	6	6	6	2	6	6	6	6	6	1	6	2	6	1	2
53	2	6	2	6	6	6	1	6	6	6	6	6	2	6	2	6	1	6
54	2	6	2	6	6	6	1	6	6	6	6	2	2	6	2	6	1	6
55	2	6	2	6	6	6	1	6	6	6	6	2	2	6	6	6	1	6
56	2	6	6	6	6	6	1	6	6	6	6	2	6	6	6	6	1	6
57	2	6	6	6	6	6	1	6	6	6	6	2	6	6	6	6	1	6
58	2	6	6	6	6	6	1	6	6	6	6	2	6	6	6	6	1	6
59	2	6	6	6	6	6	1	6	6	6	6	2	6	6	6	6	1	6
60	2	6	6	6	6	6	1	6	6	6	6	2	6	6	6	6	1	6

注) 昭和30～59年は12月31日現在, 昭和60年は調査時点現在とした。/は世帯が存在しなかったことを, 数字は世帯構成を示す。

- 世帯構成は, 1.「夫婦のみの世帯」, 2.「夫婦と未婚の子供からなる世帯」, 3.「男親と未婚の子供からなる世帯」, 4.「女親と未婚の子供からなる世帯」, 5.「単独世帯」, 6.「その他の親族世帯」とした。

202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	221	222
2	6	6	6	6	6	6	6	6	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4
2	6	6	6	6	6	6	6	6	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4
2	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4
2	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4
2	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4
2	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
2	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	6	6
2	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	6	6
3	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	6	6
3	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	6	6
3	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	6	6
3	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	6	6
3	6	6	6	6	6	6	6	2	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
3	6	2	6	6	6	6	6	2	6	6	6	6	6	6	6	2	6	6	6
3	6	2	6	6	6	6	6	2	6	6	6	6	6	6	6	2	6	6	6
3	6	2	6	6	2	6	6	2	6	6	6	6	6	6	6	2	6	6	6
3	6	2	6	6	2	6	6	2	6	6	6	6	6	6	6	2	6	6	6
3	6	2	6	6	2	6	6	2	6	6	6	6	6	6	6	2	6	6	6
3	6	2	6	6	2	6	6	2	6	6	6	6	6	6	6	2	6	6	6
3	6	2	6	6	2	6	6	2	6	2	6	6	6	6	6	2	6	6	6
3	6	2	6	6	2	6	6	2	6	2	6	6	6	6	6	2	6	6	6
3	2	2	6	6	2	6	6	2	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
3	2	2	6	6	2	6	6	2	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
3	2	6	6	6	2	6	6	2	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
3	2	6	6	6	1	6	6	2	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
3	2	6	6	6	1	6	6	2	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
3	2	6	6	6	1	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
3	2	6	6	6	1	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
3	2	6	6	6	1	6	1	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
5	2	6	6	6	1	6	1	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

書評・紹介

Kingsley Davis, et al.(ed.), *Below-Replacement Fertility in Industrial Societies: Causes, Consequences, Policies,*

Population and Development Review : A Supplement to Vol.12, 1986,
Population Council, 1987, 360pp.

1960年代の後半に低下し始めた西欧社会の出生率は、1985年現在依然として回復の兆しをみせていない。1970年代後半以降、西欧諸国や米国などの出生率はほとんど人口置き換え水準を割っており、とりわけ中部、西部ヨーロッパの出生率の低下は史上空前とも言える。西欧諸国や米国などの出生率低下の原因は何か、出生率低下の見通しは、出生率低下の影響は——これらの問いは決して他人事ではない。わが国の出生率もまた1970年代の後半以降人口置き換え水準を割って低下を続けているからである。本書はスタンフォード大学フーパー研究所が1985年に開催した西側先進諸国の低出生率問題に関するシンポジウムの報告をとりまとめたもので、米国の人口研究者が中心であるとは言え西側先進諸国全体をカヴァーしており、誠に時宜を得た企画と言える。

内容は、出生率の動向、出生力の経済モデルの適用、出生率低下の原因解明、低出生率の影響、低出生率に対する政策の5つのテーマにまたがり、各々3～4編の論文から成る。論者の立場は多様であり、論点も多岐にわたるが、ここでは J. Bourgeois-Pichat, S. Preston, K. Davis, C. Westoff, N. Keyfitz 等が指摘する出生率低下の原因にしばって本書を概観してみたい。

今日の西欧の出生率低下はコーホート完結出生力の低下によるものである。しかしながら、出生率の低下に対しては結婚パターンの変化が大いに関係している。同棲の普及によって婚姻率が低下し、晩婚化が進む一方、離婚率が上昇してきたこともあり、有配偶率が低下している。同棲の普及は非嫡出生率をおし上げ、総出生数に占める非嫡出生の割合を著しく上昇させている。同じ低出生率国でありながら日本の非嫡出生割合は極めて低水準にあり、例外的であるとの指摘は重要である。

近代的避妊法の普及と中絶の自由化が出生率に与えた影響も大きい。米国では、それが「望まざる出生」を減らし出生率の低下に寄与したことが実証されている。それは又、性交と妊娠・出産の結びつきを切り離し、同棲の増加に寄与する一方、一夫一婦制の結婚制度の必要性を弱めたのではないかとの指摘もある。さらに“義理婚”、すなわち未婚時の妊娠に促される結婚がピル等の普及によって減少し、そのことが婚姻数減少の相当部分を説明するというBourgeois-Pichatの実証分析は実に興味深い。

出生力の近接要因の影響はかなり明確にされているものの、社会経済的、文化的要因の影響については仮説の提示にとどまる。なかでは、女子の高学歴化、女子の賃金水準の上昇、女子の労働力率の上昇が女子の時間コストを上昇させ出生率を低下させるという仮説はやはり有力である。

その他には、子供が投資財でなくなり、親のコントロールを離れて育つことが出産・育児の意欲を失わせているとか、豊かな社会の下でレジャーや娯楽を享受する機会が増え、出産・育児が障害と感ぜられるようになったという指摘もある。快楽追求を是とする個人主義の蔓延、男女平等思想の浸透、マスコミ等による人口・環境問題キャンペーンが出生抑制を促したなどの見方も今後の検討に値する仮説であろう。

いずれの論者も先進諸国の出生率の見通しについてはかなり悲観的である。また出生奨励策の政策効果についても懐疑的である(C. A. McIntosh, P. Demeny)。低出生率の行く末は超高齢社会の悪夢であり、先進国の「人口真空状態」(K. Davis)の訪れを意味する。先進諸国は果たしてホメオスタシスの原理に従って子供の価値の見直しを始めるであろうか。

(阿藤 誠)

中国社会科学院人口研究中心 《中国人口年鉴》 編輯部編

『中国人口年鉴』（1985）

中国社会科学出版社 1986年11月，1302ページ

1978年末の三中全会を経、翌79年夏に馬寅初の名譽回復、一人っ子政策を開始して以降、中国人口問題研究が新段階のスタートをきってから8年近くの時が流れた。この間、日本の約10倍近い人口をもつ中国は、それに匹敵する程の勢いでもって（少なくとも量的には）怒濤のごとくの人人口研究者を生み、拡大蓄積を行ってきた。

本書はまさに、人口研究が長くタブーとなっていた空白期（1960—78年）をうめるがごとく、解放後の中国人口をめぐる変動の歴史を総括的に集大成した画期的な大書（厚さ6cm近く、第一次印刷9000冊）である。

編集にあたったのは、1980年に中国社会科学院の内に新設された人口研究中心（センター）である（87年4月に中心は研究所に格上げされた）。田雪原所長、馬俠、沙吉才副所長以下、総勢力をあげてこの歴史的事業である年鑑編集にたずさわった結果のたまものであり、その努力に敬意を表したい。内容は以下の様な構成をとる。

1. 重要文献…（人口政策と計画出産、婚姻法、戸籍管理、都市と農村区分、労働就業、人口センサスと統計）
2. 総論と各論…（各省市別人口発展）
3. 人口センサスの主要結果
4. 人口統計
5. 計画出産…（出産力調査結果）
6. 調査報告…（死因、人口移動、婚姻家庭）
7. 世界人口との対比…（人口構造、一人あたり経済・生活水準、教育程度と衛生水準）
8. 人口機関・計画出産指導機関・人口学術団体
9. 重要人口著作・論文リスト
10. 中国人口活動大事紀・年譜

重要文献の中には評者が初めて目にする貴重なものが多々入っているし、年譜についてはかねて評者が苦心して作業を行ったこともあるため、中国側から公的にだされた今回の整理に感無量である。ボリュームもたとえば2章だけで433頁にもなる。いずれにせよ解放後の人口政策、人口センサス、歴代人口資料、出産力調査、人口動態分析等々、この一冊があればかなり総括的に中国人口を理解できるという利点は大きい。また海外の利用者のために、巻末に英文目次リストが、さらにはそのみならず、別冊として“English-Chinese Population Data Reference Index” 102頁がつくられ、表を英文でよみとれるという便利さがある。年鑑という名が示すごとく、年一冊のペースで刊行されるときが、今後どのような内容で読刊されるかたのしみである。利用範囲が広いだけにミスプリに充分注意されたい。

なお中国人口の新刊で、以下の2種を補足紹介しておきたい。その第1は、この年鑑と同時平行して、同人口研究所編輯室から、学術研究雑誌『中国人口科学』（Population Science of China）が1987年8月に創刊され双月刊で刊行され初めたことである。第2は、北京经济学院人口経済研究所が編集・データのセンターとなって『中国人口叢書』として30省市が各1分冊として刊行され初めたことである。

従来、海外にいて中国の生研究資料を入手することは内部資料云々の問題があり、なかなか容易ではなかったが、次第にその入手可能量は飛躍拡大しつつある。『人口研究』（中国人民大学人口理論研究所）、『複印報刊資料・人口学』（同）、『人口与経済』（北京经济学院人口経済研究所）等々に加え、各地方レベルの雑誌が爆発している。中でも『西北人口』（蘭州大学西北人口研究所）、『中国少数民族人口』（季刊）は個性的である。『中国老年』『婚姻与家庭』『青年研究』『社会学研究』『社会』『城市問題』『社会学』等人口周辺も噴出している。週刊新聞『中国計画生育報』が87年7月から創刊、中国人口情報中心の『人口動態』『人口文摘』“Population Research” “China Population Newsletter” 等も忘れるわけにはいかない。（若林敬子）

統 計

都道府県別、女子の年齢(5歳階級)別特殊出生率 および合計特殊出生率：昭和61年

わが国の都道府県別出生力に関する指標、すなわち女子の年齢別特殊出生率および合計特殊出生率の算定は、国勢調査年次および昭和45年以降各年に発表してきている¹⁾。今回、これらの指標の昭和61年分についての算定が成ったので、ここにその結果を紹介する。

本統計資料の作成は、人口情報部人口解析センターの石川晃技官が担当した。

使用した資料は次のとおりである。

出生数：厚生省大臣官房統計情報部、『昭和61年 人口動態統計 中巻』、昭和62年12月刊。

人 口：総務庁統計局、『昭和61年10月1日現在推計人口』(人口推計資料No.58)、昭和62年6月刊。

なお、率算出の年齢区分は5歳階級によって行い、母の年齢15歳未満の出生数は15～19歳に、50歳以上のそれは45～49歳にそれぞれ含め、年齢不詳の出生数については既知の年齢階級別数値の割合に応じて案分補正をした。

さらに、分母人口には総人口(日本に在住する外国人を含む)を用いているため既報の昭和61年人口再生産率²⁾とは、数値が異なる。ちなみに分母に日本人人口(年齢各歳)を用いた場合の合計特殊出生率は1.72であり、5歳階級によるそれは1.71であった。

表1 都道府県別、合計特殊出生率および順位：昭和60・61年

都道府県	昭和60年		昭和61年		差	都道府県	昭和60年		昭和61年		差
	合計特殊出生率	順位	合計特殊出生率	順位			合計特殊出生率	順位	合計特殊出生率	順位	
全 国	1.73	—	1.69	—	-0.03						
1 北海道	1.61	46	1.59	46	-0.03	26 京都	1.64	45	1.65	43	0.01
2 青森	1.80	29	1.77	30	-0.03	27 大阪	1.65	44	1.62	45	-0.03
3 岩手	1.87	13	1.85	14	-0.02	28 兵庫	1.72	39	1.69	38	-0.02
4 宮城	1.79	30	1.76	32	-0.04	29 奈良	1.68	42	1.70	37	0.02
5 秋田	1.69	41	1.69	40	0.00	30 和歌山	1.78	33	1.79	21	0.01
6 山形	1.86	15	1.90	7	0.04	31 鳥取	1.93	6	1.94	4	0.02
7 福島	1.97	3	1.97	3	-0.01	32 島根	2.00	2	2.00	2	-0.01
8 茨城	1.85	16	1.84	15	-0.01	33 岡山	1.88	11	1.86	13	-0.02
9 栃木	1.89	9	1.84	16	-0.06	34 広島	1.82	22	1.82	18	0.00
10 群馬	1.84	18	1.76	31	-0.08	35 山口	1.80	25	1.79	20	-0.01
11 埼玉	1.71	40	1.65	42	-0.06	36 徳島	1.80	27	1.79	24	-0.01
12 千葉	1.74	38	1.67	41	-0.07	37 香川	1.80	23	1.81	19	0.01
13 東京	1.41	47	1.37	47	-0.05	38 愛媛	1.77	36	1.78	29	0.01
14 神奈川	1.67	43	1.62	44	-0.05	39 高知	1.80	26	1.79	23	-0.01
15 新潟	1.87	12	1.87	10	-0.01	40 福岡	1.74	37	1.71	36	-0.03
16 富山	1.79	31	1.78	26	-0.01	41 佐賀	1.95	4	1.91	6	-0.04
17 石川	1.78	34	1.79	25	0.01	42 長崎	1.87	14	1.87	11	0.00
18 福井	1.92	8	1.90	8	-0.02	43 熊本	1.84	17	1.83	17	-0.01
19 山梨	1.84	19	1.69	39	-0.15	44 大分	1.77	35	1.78	28	0.00
20 長野	1.84	21	1.86	12	0.02	45 宮崎	1.89	10	1.90	9	0.01
21 岐阜	1.80	24	1.72	35	-0.08	46 鹿児島	1.92	7	1.75	33	-0.17
22 静岡	1.84	20	1.78	27	-0.06	47 沖縄	2.30	1	2.27	1	-0.03
23 愛知	1.80	28	1.74	34	-0.06						
24 三重	1.79	32	1.79	22	0.00						
25 滋賀	1.95	5	1.93	5	-0.02						

1) 石川晃、『都道府県別の出生力に関する主要指標 昭和45年～60年』(研究資料第246号)、1987年2月。

2) 伊藤達也・坂東里江子、「全国人口の再生産に関する主要指標：昭和61年」、『人口問題研究』、第185号、1988年1月。

表2 都道府県別、女子の年齢（5歳階級）別特殊出生率および合計特殊出生率：昭和61年

都道府県	女子の年齢別特殊出生率(‰)								合計特殊出生率
	総数	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	
全 国	44.70	3.82	59.60	169.68	86.76	17.20	1.73	0.06	1.69
1 北海道	42.66	4.42	60.91	153.76	79.43	16.71	1.72	0.07	1.59
2 青森	47.79	4.58	84.14	168.75	78.79	16.36	1.59	0.07	1.77
3 岩手	49.21	3.85	81.75	177.43	87.94	17.53	1.70	0.08	1.85
4 宮城	49.63	3.87	69.08	172.69	86.78	16.80	2.01	0.08	1.76
5 秋田	45.13	2.15	72.61	178.37	73.42	11.09	0.68	0.02	1.69
6 山形	51.93	2.26	79.72	197.42	85.75	14.33	1.32	0.02	1.90
7 福島	55.35	4.58	86.40	192.60	90.76	17.10	1.72	0.06	1.97
8 茨城	48.17	5.22	71.59	184.40	89.23	15.50	1.51	0.07	1.84
9 栃木	49.70	4.56	74.76	182.50	87.86	15.76	1.87	0.02	1.84
10 群馬	45.65	4.26	67.45	172.32	90.44	16.30	1.54	0.02	1.76
11 埼玉	39.97	3.66	52.29	162.87	91.00	18.34	1.76	0.09	1.65
12 千葉	41.69	3.84	55.63	164.32	90.59	17.88	1.86	0.06	1.67
13 東京都	37.63	2.66	32.09	121.60	91.62	22.74	2.44	0.06	1.37
14 神奈川県	41.53	3.17	46.30	157.34	96.10	19.80	1.95	0.08	1.62
15 新潟	49.33	2.59	70.27	192.42	91.62	15.60	1.38	0.05	1.87
16 富山	42.98	2.51	79.33	196.48	68.08	8.93	0.73	0.03	1.78
17 石川	46.05	2.47	77.66	192.83	71.87	11.18	0.95	0.06	1.79
18 福井	50.18	2.55	82.36	206.68	76.64	11.39	0.92	0.08	1.90
19 山梨	45.20	2.42	47.96	172.84	96.29	17.71	1.22	0.11	1.69
20 長野	48.83	1.73	54.11	187.92	107.33	18.92	1.45	0.06	1.86
21 岐阜	43.40	2.41	64.26	190.54	74.39	11.48	0.86	0.03	1.72
22 静岡	46.37	3.58	66.70	184.05	85.22	14.93	1.34	0.01	1.78
23 愛知	44.89	4.00	64.19	185.84	79.00	13.54	1.32	0.06	1.74
24 三重	45.48	3.82	79.38	190.85	71.24	11.37	1.15	0.03	1.79
25 滋賀	50.96	3.61	67.06	209.06	90.15	13.98	1.73	0.17	1.93
26 京都	42.39	3.60	45.94	167.90	91.92	18.45	1.76	0.06	1.65
27 大阪	41.08	4.81	55.21	161.80	82.63	17.34	1.80	0.06	1.62
28 兵庫県	43.72	4.17	57.17	174.14	85.44	16.11	1.61	0.04	1.69
29 奈良	42.34	3.61	52.78	184.13	82.52	15.17	1.24	—	1.70
30 和歌山	45.65	5.56	83.97	178.66	74.06	14.29	1.34	0.05	1.79
31 鳥取	52.82	3.42	81.80	196.11	90.10	15.38	1.68	—	1.94
32 島根	52.24	2.83	84.24	201.27	92.92	16.39	1.57	—	2.00
33 岡山	47.48	4.27	78.14	195.32	78.63	13.49	1.27	0.05	1.86
34 広島	46.69	3.87	71.75	193.38	79.86	14.26	1.41	0.02	1.82
35 山口	44.25	4.21	75.73	183.11	78.48	15.23	1.41	0.05	1.79
36 徳島	46.90	5.90	80.26	183.72	73.76	12.46	1.08	0.04	1.79
37 香川	46.45	4.31	79.11	192.38	72.65	12.25	1.35	—	1.81
38 愛媛	46.81	3.96	75.73	180.41	79.74	14.16	1.49	0.02	1.78
39 高松	46.30	4.70	78.68	172.06	82.01	18.00	2.14	0.18	1.79
40 福岡	46.66	4.69	59.21	166.13	89.85	19.70	2.12	0.08	1.71
41 佐賀	53.93	4.10	72.65	189.76	94.25	18.46	1.88	0.18	1.91
42 長崎	52.08	3.76	68.11	179.50	99.05	21.44	1.84	0.09	1.87
43 熊本	51.20	3.81	74.19	181.89	88.14	16.40	1.82	0.02	1.83
44 大分	46.67	3.41	70.30	183.55	82.00	14.79	1.68	0.09	1.78
45 宮崎	52.37	3.65	81.94	190.08	86.70	15.98	1.58	0.05	1.90
46 鹿児島	50.49	3.32	63.58	173.10	88.53	19.16	2.29	0.17	1.75
47 沖縄	69.38	10.21	100.55	170.99	119.44	46.88	5.90	0.26	2.27
平 均	47.40	3.85	69.77	180.75	85.62	16.41	1.64	0.06	1.79
標 準 偏 差	5.05	1.30	13.05	15.18	9.57	5.31	0.73	0.05	0.13
変 化 係 数(%)	10.65	33.77	18.71	8.40	11.18	32.34	44.83	83.35	7.38

「特別研究報告資料」

○昭和61—63年度特別研究 高齢化社会における世帯形成の地域差に関する人口学的研究

第Ⅱ報告書 世帯統計資料集〔続〕(昭63. 1.20)..... 清水 浩昭 技官
伊藤 達也 技官
渡邊 吉利 技官
池ノ上 正子 技官

○人口問題についてのおもな数字 昭和63年1月版..... 人口情報部

昭和62年度人口問題研究所評議員会

人口問題研究所の昭和62年度評議員会が、小林和正（日本大学人口研究所教授）、村松稔（埼玉県立衛生短期大学長）、森岡清美（成城大学文芸学部教授）、岡崎陽一（日本大学法学部研究所教授）の各評議員ならびに研究所側から所長、部長、庶務課長が出席して、昭和63年2月24日（水）10時30分より13時まで所長室において開催された。会議の次第を示すと次のとおりである（カッコ内は説明者）。

- (1) 昭和63年度事業計画および予算案の概要について (所長 河野 稠 果)
- (2) 研究調査の実施について
 - ア. 地域人口の移動歴と移動理由に関する人口学的調査 (昭和61年度実地調査) (人口情報部長 山口 喜一)
 - イ. 第9次出産力調査(昭和62年度実地調査) (人口政策研究部長 阿藤 誠)
 - ウ. 高齢人口の移動に関する人口学的調査(昭和63年度実地調査) (人口構造研究部長 内野 澄子)
- (3) 特別研究 高齢化社会における世帯形成の地域差に関する人口学的研究 (3年計画) (人口動向研究部長 清水 浩昭)
- (4) わが国世帯数の将来推計(昭和62年10月推計)について (人口政策研究部長 阿藤 誠)
- (5) 人口問題審議会「人口と家族に関する特別委員会」について (" ")
- (6) 最近の研究所刊行物と人口に関する主要指標について (人口情報部長 山口 喜一)

応用計量経済学会第24回国際学会（人口モデル）

パリに本部をおく応用計量経済学会が主催する国際学会がイタリアのペロナで1988年2月10日から3日間にわたって開かれた。この学会は特定のテーマをとりあげて研究者の報告をテーマにそって集中させるシンポジウム方式をとっており、今回は「人口モデル」がそのテーマとしてとりあげられた。人口学のソーヴィー、経済学のパッシネティ、地理学のポーリンクといった学会の重鎮が開会の挨拶や記念講演に立ち、それに続いて8セッション約60の研究報告が行われた。参考までに各セッションのタイトルをあげると、1：一般モデル、方法論、2：雇用と人口移動、3：保健、4：年齢構造と退職、5：出産力と家族、6：結婚とライフサイクル、7：人口転換、8：経済と人口、である。本研究所からは人口構造研究部研究員 松下敬一郎が参加し、第6セッションで「結婚年齢の経済分析」と題する研究報告を行った。全体的にはやや人口学や実証のみの研究にかたよった報告が多かったが、ヨーロッパの人口学および経済人口学の研究者と親交を得る機会が与えられたことは有意義であった。

(松下敬一郎記)

国際人口学会「イベント・ヒストリー分析」に関するセミナー

1988年3月14日から17日までフランスのパリにあるフランス国立人口研究所 (INED) で標記のセミナーが開催され、人口問題研究所から筆者(高橋)が出席した。

さて、イベント・ヒストリー分析は現在のところわが国においてはあまり馴染みのない分析方法である。これまで調査データの分析方法としては、重回帰分析等の多変量解析法を用いるのが一般的であったが、1980年代になってから回帰分析手法としてログ・リニアール・モデルやプロポーションナル・ハザード・モデルなどの方法論的發展をみてきた。そして近年になり、それらが体系的に整備発展され、「イベント・ヒストリー分析」と称されるようになった。

今回のセミナーは、「イベント・ヒストリー分析」の方法に関する理論的検討と実際の人口分析への応用とその評価を目的としたものである。このセミナーには数多くのペーパーが提出されたが、セミナー自体は大きく分け三つのテーマで進められた。それらは、1. ハザード・モデルに対する分布関数の適合の問題、2. スウェーデンの調査データに基づく第3子出生分析への応用、3. 各種の人口現象分析への応用、である。なおセミナーにはプリンストン大学の James Trussell, German Rodriguez ならびにストックホルム大学の Jan Hoem を始めとして著名な人口学者が多数参加し、白熱した討議が行われた。このセミナーの成果は IUSSP (国際人口学会) より報告書として刊行される予定である。

(高橋重郷記)

国際人口学会 (IUSSP) 理事会

国際人口学会 International Union for the Scientific Study of Population の理事会 Council が国際人口学会本部のあるベルギーのリージュ Liege にて 1988年3月16日から18日まで開催された。国際人口学会理事の任期は 1985年から1989年まで4年間で、今回の理事会は第4回目ということになる。日本からは河野稠果所長が 1981年以後2期連続理事に当選しているので、今回の理事会に出席した。出席者は会長の William Brass 教授、副会長 Massimo Livi Bacci 教授をはじめ9人の理事と事務総長 Georges Tapinos 氏、それに事務局長 Bruno Remiche 氏である。今回は9人の理事全員が出席しているが、その名前はアルファベット順に、José Alberto Magno de Carvalho, M. A. El-Badry, Charlotte Höhn, 河野稠果, Geoffrey McNicoll, Roland Pressat, Samuel H. Preston, Jorge Somoza, Léon Tabak の各氏であった。

理事会の審議内容は多岐にわたるが、主なものは、(1) 役員の変更方法の改定、(2) 各種研究活動委員会の業績のレビューと評価、および来期 1989—93年における研究活動委員会の活動についての展望、(3) Population Studies (雑誌) 発行のコスト増大と国際人口学会会費の値上げ、さらに学会独自のジャーナルの発行の可能性、(4) 1989年10月開催の国際人口学会大会 (ニューデリー) への準備、および各種地域人口学会、特別セミナーの開催準備状況の検討、(5) fund raising 資金調達であった。ここで特筆すべきは、副会長、理事、事務総長の選挙が、これまでのように大会の際の総会で投票で行われるのではなく、大会の前に前もって全会員からの郵便投票で行われることに理事会は踏み切り、その実施スケジュールの検討に入ったことである。このため、会規の変更が行われることになったが、ここに国際人口学会は、サロンの性格、特にヨーロッパと北米の人口学者のフォーラムという性格からより世界的なものに脱皮したといえなくもなからう。

第2の点は既存の各種委員会、ワーキンググループの活動評価であり、将来展望である。現在9つの Committees と3つの Working Groups があるが、中でも死亡に関する委員会活動の評価は高く、出生力・家族計画委員会、経済人口学委員会と共に将来何等かの形で存続することが決まっている。死亡研究に関しては今まで乳幼児死亡に重点が置かれたが、今後は成人の死亡に関して重点を置かれるべきだとの要望が全理事の間で強かった。あと人口推計に関する研究活動は存続強化すべきという意見と、人口移動と都市化の委員会を復活させるべきという要望が採択された。

第3の点につき注釈を加えるならば、毎年会費が増額されているが、これは国際人口学会の機関誌とも言える、

London School of Economics 編集発行の Population Studies が経営不振で発行コストが上昇していることに主として起因している。すでに会費は年間 100ドル近くになっており、ここで来年さらに会費が上るならば、貧しい途上国や為替事情の非常に悪い東欧諸国の会員にとって会員たり続けることが困難になることが指摘されている。そこでこれ以上 Population Studies 発行のコストが上るならば、国際人口学会は Population Studies 以外に独自のジャーナルを発行することに踏み切り、Population Studies への負担を止めるべきとの意見が強かった。したがってもうしばらく Population Studies の成り行きを見守るが、最悪の時にはそれに代る新しい発表雑誌の創刊も考えられることになった。

(河野稠果記)

国際人口学会「アジアにおける出生力転換：多様性と変化」に関するセミナー

国際人口学会 (IUSSP) の出生力と家族計画の比較分析に関する委員会は、表記のセミナーをタイの首都バンコクのチュラロンコン大学において 1988年3月27日から31日にかけて開催した。本研究所から大谷憲司技官が同会議に出席する予定であったが病気のため欠席し、論文のみを提出した。会議の内容は以下の通りである。

Session I : Overview papers on the timing and the nature of the fertility transition in Asia

- The empirical evidence of fertility transition in Asia by Iqbal Alam and J. R. Rele
- Initial patterns of starting, stopping and spacing. Do these patterns affect the course of fertility decline ? by Peter McDonald

Session II : Regional Differentials within Large Asian Countries

Papers should emphasize interpretation, but another of their aims is also to document the differentials.

- Regional fertility differentials in India and their causes by K. Srinivasan
- Regional fertility differentials in China and their causes by Xizhe Peng
- Regional fertility differentials in Indonesia and their causes by Terence Hull and Sri Harijati Hatmadji

Session III : Cross National Differences

- Muslim fertility differences across countries by Sultan Ahmad and Lado Ruzicka
- Chinese sub-group fertility differences across countries by Zeng Yi & He Fenggin
- Ethnic fertility differences : a comparison of Singaporean and Malaysian experience by Saw Swee Hock
- Fertility transition in Asia : a perspective from seven cross-national micro-demographic studies by Ian Pool

Session IV : Country Studies on Social Change and Fertility

A. High Fertility

- Continuing high fertility in Bangladesh, Nepal and Pakistan and its causes by Iqbal Shah and John Cleland

B. Retardation

- Retardation of fertility decline in Sri Lanka and its causes by Shyam Thapa and Linda Piccinino
- Retardation of fertility decline in the Philippines and its causes by Josefina Cabigon
- Retardation of fertility decline in Malaysia and its causes by Tan Boon Ann and Richard Leete

C. Continuous decline

- The reasons for continuous fertility decline to low levels in the Republic of Korea and other Asian countries by Kwon Tai Hwan
- The reasons for continuous fertility decline to low levels in China by Jiang Zhenghua

Session V : Consequences of Rapid Fertility Decline

- Consequences of rapid fertility decline on women's life-cycle behaviour and resources for children by Mayling Oey & Peter Gardiner
- Consequences of rapid fertility decline on old age security by Gavin Jones
- Consequences of fertility decline in Matlab : a test of a child survivorship hypothesis by Badrud Duza
- The social consequences of rapid fertility decline in China by Liu Zheng & Liu Lihua
- The social consequences of rapid fertility decline in Japan by Kenji Otani & Makoto Atoh

Session VI : Special Session on Issues Concerning Demographic Transition in Thailand — Napaporn Chayovan

- Fertility decline in Thailand : the Chiang Mai experience by Tieng Pardthaisong
- Health availability and development and mortality decline in Thailand by Santhat Sermisri
- Nuptiality patterns in Thailand : their implications for further fertility decline by Bhassorn Limanonda
- Fertility revolution in Thailand : implication and its consequences by Apichat Chamra-trithirong
- Impact of integration of population in development on fertility transition in Thailand by Warren Robinson & Jawalaksana Rachapaetayakom

Session VII : Overview — John C. Caldwell

(大谷憲司記)

THE JOURNAL OF POPULATION PROBLEMS
(JINKO MONDAI KENKYU)

Organ of the Institute of Population Problems of Japan

Editor: Shigemi KONO *Managing Editor:* Kiichi YAMAGUCHI
Associate Editors: Sumiko UCHINO Makoto ATOH Hiroaki SHIMIZU
Michiko YAMAMOTO

CONTENTS

Articles

- Analysis of Multiple Birth Rates in Japan Yoko IMAIZUMI ... 1~13
A Model of Parent/Child Coresidability Taking Account of
Postnuptial Competition Kiyosi HIROSIMA ...14~34
Preface to the Population Problems of Minority
Groups in China Keiko WAKABAYASHI ...35~57

Note

- On Foetal Deaths in the Year 1966 "Hinoe-Uma" Hiromichi SAKAI ...58~63

Material

- A Study of Population Change and Household Structure in
a Yamagata Village, 1955-1985
..... Hiroaki SHIMIZU and Masako IKENOUE ...64~71

Book Reviews

- Kingsley Davis, et al.(ed.), *Below-Replacement Fertility in
Industrial Societies: Causes, Consequences, Policies* (M. ATOH)72
Population Research Centre, CASS, *Almanac of China's Population*
(K. WAKABAYASHI)73

Statistics

- Specific Fertility Rates by Age and Total Fertility Rates for Female
by Prefectures: 198674~75

- Miscellaneous News76~81
-